

第八十四回
参議院社会労働委員会会議録第六号

昭和五十三年四月六日(木曜日)
午前十時八分開会

委員の異動

三月二十八日

遠藤 政夫君
玉置 和郎君

補欠選任
片山 正英君
徳永 正利君

三月二十九日

徳永 正利君
片山 正英君
柄谷 道一君

補欠選任
玉置 和郎君
遠藤 政夫君
三治 重信君

三月三十日

三治 重信君

補欠選任
柄谷 道一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

和田 静夫君

佐々木 満君

安恒 良一君

小平 芳平君

浅野 拡君

石本 茂君

遠藤 政夫君

亀長 友義君

斎藤 十朗君

福島 茂夫君

森下 泰君

高杉 徳忠君

渡部 通子君

○委員長(和田静夫君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。
○理事補欠選任の件についてお諮りいたします。理事補欠選任の件についてお諮りいたします。玉置和郎君が一たん委員を辞任されましたが、理事に一名の欠員を生じました。つきましては、この際、理事の補欠選任を行います。理事の選任は、先例により、委員長の名指に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(和田静夫君) 御異議ないと認めます。

本日の会議に付した案件
○理事補欠選任の件
○勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

国務大臣	労働大臣	政府委員	事務局側	説明員
柄谷 道一君	藤井 勝志君	労働大臣官房長	常任委員会専門員	大蔵省主税局税制第一課長
下村 泰君	石井 甲二君	労働省労働基準局長	今藤 省三君	矢澤富太郎君
	桑原 敬一君			森 英良君
				建設省住宅局住宅計画課長
				鴨沢 康夫君

それでは、理事に玉置和郎君を指名いたします。
○委員長(和田静夫君) 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。藤井労働大臣。
○国務大臣(藤井勝志君) ただいま議題となりました勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
いまや国民の大部分を占めるに至っている勤労者とその家族の生活の動向は、わが国経済社会の将来に深く関連する問題であります。勤労者生活の現状を見ますと、賃金水準はこれまでの経済成長のもとで改善されたものの、貯蓄や住宅等の資産保有の面では、なおいまだ相当の立ちおくれが見られるところであります。
このような勤労者生活の実情にかんがみ、勤労者の財産形成を促進してその生活の一層の安定を図るため、昭和四十六年に勤労者財産形成促進法が制定され、昭和五十年には、同法の一部改正が行われました。
現行制度においては、勤労者の行う財産形成貯蓄及びこれに対する事業主の援助としての財産形成給付金について税制上の優遇措置等が講じられるとともに、財産形成貯蓄を原資とする勤労者のための持家融資制度が設けられております。財産形成貯蓄を行う勤労者数は、制度発足以来六年余にして、七百四十万人に達し、その貯蓄額は一兆六千億円を超える等、勤労者の本制度に対する期待の大きさがうかがわれるところであります。
このような勤労者の期待とその努力にこたえ、その生活を真に豊かに安定したものとするためには、現行の勤労者財産形成促進法の内容は、まだ必ずしも十分とは申せません。

政府は、このような観点から勤労者財産形成促進制度を大幅に拡充したいと考え、そのための案を勤労者財産形成審議会に諮問し、これを了承する旨の全会一致の答申をいただきましたので、ここに勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案として提出した次第であります。
次にこの法律案の内容につきましてその概要を御説明申し上げます。
第一は、勤労者財産形成基金制度の創設であります。勤労者の財産形成のための事業主の援助を一層促進するため、当該事業場の労使の合意を前提として、財産形成貯蓄を行っている勤労者を加入員として、労使をもって組織する勤労者財産形成基金を設立することができることとしております。
基金は、事業主が拠出した金銭について信託会社、銀行等と勤労者財産形成基金契約を締結し、その加入員である勤労者に対して財産形成基金給付金が支払われるようにすることとし、その給付金について課税上特別の措置を講ずるとともに、基金の設立についての奨励金及び事業主の拠出についての助成金を支給することとしております。
第二は、勤労者財産形成持家融資制度の拡充であります。
勤労者の持家の取得を一層促進するため、勤労者財産形成持家個人融資の貸付限度額を引き上げるとともに、融資の対象について、現行の新築住宅の建設または購入のための資金のほか、中古住宅の購入及び住宅の改良のための資金を加えることとし、さらに、公務員等に対する融資について、その仕組みを改善することとしております。
第三は、進学融資制度の創設であります。
勤労者の長期的な生活設計を一層容易にするため、雇用促進事業団は、勤労者財産形成持家融資

のほか、勤労者またはその子弟の進学に要する資金の貸し付けを行うことといたしております。

その他、この法律案におきましては、その付則において、所得税法、法人税法、租税特別措置法等関係法律の所要の整備を行うことといたしております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(和田静夫君) 以上をもって趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○高杉迪忠君 私に本法案の審議に際しまして、財形貯蓄の現状と財形基本方針の策定等について労働大臣を初め労働省にお伺いをいたしたいと存じます。

本財形法は、ただいま趣旨説明にもありましたように、昭和四十六年に制定をされ、その後五十年に第一次の改正を経て今日に至っておりますが、その実績として、財形貯蓄は趣旨説明の中にもありましたように勤労者の契約者は約七百五十八万人、貯蓄残高は一兆八千四百五十一億円と著しい伸展を示しているのに反しまして、これを原資とする還元融資はきわめて不十分なものになっていると思ひます。このことは、本法案審議に際して衆議院社会労働委員会の附帯決議にも明らかにされております。すなわち、諸外国の勤労者財産形成促進法等を参考にして今後さらに改善に努めること、あるいは一層の充実を図り、もって勤労者の財産形成の基礎的条件を整備することなどが附帯決議としてあることでも明らかであります。また、これは労働省の基準局賃金福祉部長さん、財形という雑誌に書かれていた内容を見ますと、たとえば「財形持家分譲融資の実績は、昨年11月末まで貸付決定三千八百五十八戸」などとありまして、「財形貯蓄の伸びに比して極端に不振であつて、融資による還元は順調であるとはい

い難い。」こういうことをみずからお認めになつていられるわけでありまして。さらに、財形給付金制度等については「勤労者の賃金からの事業主の天引きによる」ものである、こういうことについて述べられて、昭和五十年十月制度開始以来の実績というのには「不況の影響もあって、受益勤労者十八万人、資産残高四十二億円と、これまで芳しいとはいえない状況にある。」こういうように労働省の部長さんみずから認められて、不十分なることを指摘しているわけでありまして。

そこで、まず労働大臣に伺ひますが、この財形制度の現状について大臣の御所見を承りたい、このように存じます。

○国務大臣(藤井勝志君) 御指摘のように、せっかく財形持家融資制度が発足いたしましたけれども、その財形貯蓄に比べて利用率が活発でないというこの現状は、われわれも率直に反省をし、認めなければならぬと思ひます。ただ、その事情をちよつとお聞きとりたいと思ひますけれども、この制度が発足して非常に日が浅いということが一つございまして、すなわち財形持家分譲住宅制度というのは、これは四十八年に発足をいたしましたけれども、四十八年は御案内のオイルショックという、こういったことで大変な日本経済が困難な事態に直面をいたしました。さらに安定成長の路線に現在移行しつつあるという、こういう状態もございまして、そこで、やはり御指摘のような問題もありまして、このたびの制度改定を立案したわけでもございまして、やはり財形貯蓄のための貯蓄ではないわけでもございまして、やはり持家住宅の促進にこれが条件が整備されるということが必要でございまして。したがって、今度にはただ新築の家だけでなく、中古住宅の資金にも融資を還元をする、還元融資をやつていくというところ。あるいはまた住宅の改良のための資金の還元融資もやつていく。また貸付限度を、財形貯蓄残高のいままで二倍であつたものを三倍に引き上げて、千五百万円まではやつていく、こういったこと。あるいはまた公務員に対して、融資の道

を整備して、還元融資が受けやすいような体制を整える、こういったこと。それから、やはりそういう持家住宅促進のみならず、勤労者の本人あるいはまたその子弟が進学するという場合の進学融資制度も新しく創設、こういったことで工夫をいたしたのが今度の法律案の改正の中身でございまして、しかし、これでわれわれは能事終われりとは考えておりません。やはり、今後も引き続き改善の方策について、皆さん方の御意見も十分承つて前進を図りたい、このように考えております。

○高杉迪忠君 本改正案は、財形審議会の基本問題懇談会で二年有余にわたる検討の結果等に基づいて原案が作成をされたと聞いております。昭和五十三年度の予算折衝を経て決定されたものであると言われておりますけれども、その当時の原案と、それから今回改正案とされた決定案との対照表が私の手元にあるわけですが、原案における財形貯蓄の税制優遇措置の改善が全面的に否定をされておられるなど、各制度にわたつて当時の原案よりも大幅な削減、後退がされておられるわけでありまして。

そこで、改正原案の四本の柱と言われました、財形貯蓄制度の改善、二つ目として、財形給付金と同助成金制度の拡充、三つ目として、財形基金制度の創設、四つ目として、財形融資制度の拡充等について、できればこの原案から改正案に至る予算折衝等の御経緯もあらうかと思ひます。このことについて御説明をいただきたい、このように思ひます。

○説明員(森英良君) お答え申し上げます。

大抵、政府の新しい策につきましては、八月末までの概算要求を行ひまして、その後大蔵省主計当局と折衝いたしまして、そこで政府としての本当の結論がございまして、その段階で審議会等に諮問をするというのが通例なんでございまして、財形施策の運用につきまして、特に財形審議会におきまして非常に御熱心でありまして、概算要求の段階でぜひとも新しい制度改善の構想を明らかにしてほしいという御要望がございましたので、今

回の財形制度の改善につきましても、その段階で実は、制度改善の骨子につきまして、諮問じやございせんが、財形審議会に一応御報告をいたしまして、その御了承を得たというふうな経緯があるわけでもございまして。そういうことで審議会にお話ししますと、やはりいろいろ新聞等の取材もございまして、その内容を新聞にも発表いたしました。そしてやつたわけでもございまして、これは、政府の施策の進め方としましてはちよつと異例でございまして、その結果、労働省の当初の案と、まともりました政府の今回の結論としての改善案とが非常に対比されまして、おっしゃるとおり後退というふうなことも指摘されまして、その点ある意味では私ども大変つらいわけでもございまして、政府部内の議論を余り詳しく申し上げるわけにはまいりませんけれども、一通り要点をかいつまして申し上げますと、まず財形貯蓄制度につきましては、御高承のようにいろいろな税制面の優遇措置の改善等を要求したわけでもございまして、結果といたしましては、今回の改正は財形貯蓄の伸びが御指摘のように非常に順調に伸びております一方、これに対する事業主の援助制度がどうも十分に振わない、さらには財形貯蓄を原資とする融資制度がどうも伸び悩んでおりまして、その辺にどうも基本的な問題があるという状況でございまして、融資制度の拡大と、それから事業主援助制度の拡充ということに重点を置く方向で改正案をまとめることになつてしまつたというふうに申し上げることができると思ひます。財形貯蓄に關しまして、いろいろ税制要求いたしましたんでございまして、何分にも現下のきわめて厳しい財政状況の中でございまして、そこで減税措置を拡大することについて基本的な困難があつたわけでもございまして、さらに現下の経済情勢におきましては、貯蓄の促進もさることながら、どちらかと申しますと、貯蓄奨励よりも国内の消費需要の喚起というふうなことが当面の緊急の課題になつておるといふような事情もございまして、さらにつけ加えますと、そのほかのマル優制度あるいは郵貯、

三

す。

○高杉迪忠君 いま分譲融資と個人融資についての御説明がありました。昭和五十三年年度の建設省の所管であります住宅建設計画戸数を見ると、これは公庫住宅が五十五万戸中財形住宅は二万戸で約四億四千万円、昨年度の一億五千万戸を五千戸上回る計画となっているわけですね。まず昨年度の財形住宅建設の実績と本年度の財形住宅建設計画の具体的見通しの内容について、私はこの際明らかにしていただきたいと思ひます。

○説明員(森英良君) 五十一年度の実績でございますが、これは分譲で百二十三件、戸数で千六十八戸、貸付決定金額が九十億七千万円ということになっております。

なお、個人融資の件数は、先ほどの五十二年分から始まりましたので、先ほどの実績がそのまま実績でございまして、これに對しまして五十二年の予算の融資枠といたしましては、雇用促進事業団の行う融資融資二万戸分四百億、住宅金融公庫の行う直接融資が二万戸で四百億、それから共済組合の行います直接融資が千八百五十戸、融資枠で三十七億円ということで、合計で四万一千五百戸ということになっておるわけでございまして、これは五十二年の実績から見まして、これだけの枠を實際に消化しますことにつきましては、相当の努力が要ると思つておるのでございまして、幸い今回の制度改正法が実現いたしますと、相当の制度の拡充がございまして、これをてこにさらに一層の行政努力をいたしまして、何とかできるだけの多くの実績を得ますように推進してまいりたいというふうに考えております。

○高杉迪忠君 財形政策の基本となるものは、私は第一は所得の向上、第二は物価対策、第三は社会保障の充実、第四は住宅土地政策の確立、第五は税制などである、こういうふうに思ひます。したがって、これらの基礎的な諸条件が整備される必要が私はあると存じます。しかるに、わが国は現在長期にわたる経済不況に加えて、急激な円の暴騰等により、企業の倒産や雇用失業情勢の悪化

などで事態は深刻な状態になっていると思ひます。これは御承知のとおりであります。また本年四月一日に、国土庁は土地の公示価格を発表してまいりました。昨年比で二・五%もアップしております。持ち家の希望者は一段と遠のく実情にいま申し上げました情勢からなると思ひますが、この点について、この財形の基礎的な条件の整備についてどのように対処をされようとしているのか、勤労者の財産形成の見通しを含めて、いまの深刻な情勢を含めまして、労働大臣の今後の具体的な方針と御見解を承りたい、このように存じます。

○国務大臣(藤井勝志君) 御指摘になりました諸条件、私は全く同感でございます。ただ現在、日本の経済が依然として不況続きでなかなか明るい兆しが定かでないという、多少部分的には公共事業をいよいよ発足をいたしますという大型積極財政運営によってだんだん明るい方向へ前進し、経済実質成長率七%程度の経済の回復、不況の脱出ができる、こういったものを踏まえまして、私は財形貯蓄制度の理念をまず踏まえまして、やはり勤労者の自主的な努力を国と事業主でバックアップしていくというこの条件を推進したい。ただ、この条件については、労働省だけでは解決のできない、あるいは建設省の問題、大蔵省の問題といろんな関係方面に多岐にわたっていることは御指摘のとおりでありますから、そういった方面と密接な連絡をとって、景気の回復と相まってひとつ勤労者の財産形成政策がその名のごとくそれにふさわしい内容に整備されるように、先ほども申し上げましたようにあくまで着実にまた一歩一歩前進を図っていききたい、このように考えるものであります。

○高杉迪忠君 次に、財形基金制度の創設についてお伺いをいたします。

財形基金制度の創設は、今回の法改正の目玉とも言われています。そこで、大企業及び中堅企業向けとも言われる基金制度を今回特に導入をされたこの理由というのを、まずお聞かせをいただきたいと思ひます。

○説明員(森英良君) 財形政策と申しますのは、貯蓄とか持ち家というような財産形成のために勤労者がいろいろ努力をしておるわけでございまして、そういう勤労者みずからの努力というものを政策的にも評価いたしまして、これを前提に国及び事業主が特に援助を加えることによりまして促進していくというのを本旨とするものでございまして、その場合、国の援助ももちろんでございますが、特に勤労者の社会的な地位からいたしまして、事業主による援助ということが非常に重要な役割りを担うことになるというふうに考えておるわけでございまして。

そこで、昭和五十一年の第一次改正におきまして、企業努力としての財形貯蓄制度に加えて、それを前提に事業主が特段の援助をする制度といたしまして、財形給付金制度というものが創設されたわけでございまして。しかしながら、先ほどからも御指摘いたしておりましたように、財形給付金制度の実績は、たまたま非常に環境の悪い時期に発足したこともございまして、約二年余りを経過いたしましたので、どうも芳しいとは言えない状況にあるわけでございまして、しかもその普及の内容も比較的規模の小さい百人以下のような企業の規模において非常に普及を見えておる、普及しつつあるというように偏っておるわけでございまして。この主な原因といたしましてはいろいろございまして、やはり制度面にもなお不備な面があるというところで、給付金制度の改善につきましても助成金の支給対象企業の範囲を拡大するとかいうふうな改善措置を、今回とっておるわけでございまして、さらに財形給付金制度は双務的な貯蓄契約というものを基本にしております点から、一種の限界がございまして、非常に簡単なそういう意味で特に小零細企業に向いてはメリットもございまして、どうも少し工夫の余地がないと思ひますか、限定的過ぎるという欠陥もあるように思われるわけでございまして。

そこで、財形給付金制度は手続的な簡便さというメリットにかんがみまして、特に比較的規模の

小さい企業を主として対象に、これをさらに発展させるべきだと思ひますが、さらに、中堅以上の企業においても、この普及を図りまして、全体としての一つの勢いになってまいりませぬので、給付金制度と並んで性格的には若干中堅企業以上の企業に向いたような新しい事業主援助制度をつくりたいというのが、今回の財形基金制度の御提案の趣旨であるわけでございまして。この基金制度の創設によりまして、第一に拠出金を運用する取扱機関の範囲が、現在の給付金は簡単に申しますと信託と生命保険に限定せざるを得ないんでございまして、さらに預貯金、公社債等を含めましてより幅広い資産運用が可能になるわけでございまして。したがって、やや画一的に過ぎる給付金制度とは異なりまして、企業の労使の個々の要請によつてそれぞれ御相談の上でいろいろ工夫をこらし、それぞれの労使の人数に應ずることにも可能になるという点がメリットの第一点ではないかと思ひます。

さらに、第一点といたしましては、基金という人格をつくることによりまして、その意思決定機関及び執行機関に労使が対等の立場で参加するということも組み込めるわけでございまして、その結果、事業主の提出、その運用等につきまして労働側も事業主と対等の立場で参画することができるといふことでございまして、この点も、中堅以上の労働組織の確立しておる企業においては一つのメリットになるのではなからうかというふうに考えております。

○高杉迪忠君 この基金制度も、先ほど指摘しましたように、当初の構想より大分後退をしているわけですね。これは原案と決定案との非常に相違があると思ひます。いま説明を受けても、それで、決定案の内容についてのそれじやメリットはどういうふうにお考えになつておりますか。この点について御説明をいただきたい。

○説明員(森英良君) 先ほどのお答えの最後にとりあえず申し上げたわけでございまして、第一点は、現在行われております給付金制度が實際に

は信託と生命保険という大別して二種類の商品しか扱えない。したがって、取り扱い機関も限定されるということですが、基金制度をとりましますことによりまして、そのほかにも預貯金でありましますか、また公社債の取得でございましてかということも広く可能になるわけでございまして、その結果、取り扱い機関も都市銀行、地方銀行さらに労働金庫等も含めまして預貯金の取り扱い機関、さらに長期信用銀行及び信託会社というようなものも入ってまいりまして、およそ金融機関等ほとんど大部分が参入できるということになります。その結果、基金における資金の運用につきまして選択できる商品の範囲が拡大するわけでございまして、それをいろいろ労使で御相談の上組み合わせることでございまして、工夫をこらし自主性を持って運用に当たることができるということになるかと思つてございまして。

第二点は、基金という別人格がございましてよりまして、当然執行機関、意思決定機関が必要でございまして、そこに労使が対等の立場で参加いたしまして、労使の御相談でいろいろ運営に当たつていただくということで、労働側からも大きく発言権が出てくるという点もメリットではないかと思つてございまして。

○高杉通忠君 基金制度においても、私は財形給付金制度と同様の非課税の措置とか助成の措置がとられることが必要であるし、このことは、指摘しましたように不十分ですね。現下の著しく厳しい経済情勢のもとにおいて、財形制度の促進を図るためには、西ドイツ等で行われる大幅な付加金の支給あるいは税額控除等の国の援助措置というものも講ずるべきことが、これはもう御承知のとおり絶対必要だろうというふうに思つておられます。この点についてはどうなんでしょうか。

○説明員(森英良君) 財形基金制度につきましても、現在の財形給付金と同じように、これを行いまします中小企業に対しては、一般に申しまして二十人以下が拠出額の一〇%、百人以下が五%、さらに新しく今度の制度改善で三百人以下百人以

上の企業につきましても三%の助成金を支給するということになっております。この点は、これまで百人以下の企業しか行われてなかつた助成金を、とにかく三百人以下の中小企業全体にまで今回及ぼすようにできたわけでございまして、これはこれなりに一つの前進であると考えております。

なお、助成率が一〇%、五%、三%ということにございまして、西ドイツにおける財産形成給付に対する貯蓄付加金の三〇%、四〇%というのに比べますと確かに低いわけでございまして、しかし、一〇%ないし三%でございまして、これは事業主の出したお金についての利回りがそれだけ上がるわけでございまして、そういう利回りのアップという点で考えますと、それはそれなりに十分意味のある助成金ではないかというふうに考えております。しかしながら、私どもも、この助成の内容につきましましては、これでも十分であるというふうに考えておるわけではございません。いまして、今回の制度改善におきましては財政状況その他を考慮してこの程度にとどまつたわけでございまして、この助成の拡充につきましましては将来さらに検討課題として引き続き勉強してまいりたいというふうに考えております。

○高杉通忠君 次に、法七条の七の「設立の原則」について御説明をいただきたいと思つてますが、ここに、二以上の事業主が一定の関係にある場合というの、具体的はどういうことを言うのか。また、基金設立のための人員規模というのどの程度とされるのか。

次に、さらに基金制度の設立、管理、業務等の規定から見て、基金のための職員の人事費、事務費等が必要だと思つてます。したがって、従業員百人程度の企業においては基金の設立は事実上困難ではないだろうか、こういうふうに思われます。本年度どの程度の基金というのが設立される見込みであるのか、その予算措置というのはどういうふうに含んでいるのか、お答えをいただきたい。

○説明員(森英良君) 基金の設立につきましても、

は、原則は「一の事業主の全部又は一部の事業場」について設立できるというふうに考えておるわけですが、二以上の事業主が政令で定める関係にある場合には、「これらの事業主のそれぞれの事業場を合せて一つの基金を共同してつくることもできる」というふうに法案はなつてゐるわけでございまして。この「政令で定める関係」といたしましては、たとえば同一の資本系列にある場合、それから元請下請の関係にある場合、さらに同一の地域内にある場合というようなことを予定しております。特に中小企業の事業主につきましては、非常に規模が小さい場合には単独で基金をつくることは困難でございまして、こういう共同設立の形で中小企業も特に基金を選択される場合には、基金の設立が可能になるように措置いたしたいというふうに考えております。

なお、基金につきましましては、やはり独立の法人でございまして、余りに小さい基金というのは問題でございまして、ある程度加入員の最低人員を限る必要があると考えておまして、その人数は一応百人以上というふうにしたいと思つております。厚生年金基金なんかの場合にはもっと大きな人員規模でございまして、これは同基金の性格上かなり保険数理的な配慮が必要でございまして、そういう多人数を予定するわけでございまして、財形基金の場合には保険数理的な配慮というものは必要でございせんので、百人程度あれば十分ではなからうかという趣旨でございまして。

それから、基金の事務費につきましましては、これは法律に規定がございまして、拠出金とはまた別途やはりもつぱら事業主に負担していただくということになつてゐるわけでございまして。ただ、基金の実際の事務は、非常にたくさん取り扱ひ機関、商品の中からのように相手方を選択して基金契約を締結するとかいう問題、それから、その取り扱ひ機関ごとに事業主の拠出金をどういう割合で案分するかということを決定するというようなことが実は大部分の仕事でございまして、それほど大きな事務費を要するものとは考えてお

りません。したがって、非常に大きな基金の場合には、あるいは独自の事務局をつくつて独自の負担ということもあるかと思つてますが、一般にはその企業の福利厚生関係の部課が基金の事務局を兼務するというような形で實際上処理される場合が多いのではなからうかというふうに考えてます。なお、基金の設立見通しにつきましましては、五十三年度におきましては一応二百基金が設立されるというふうに想定いたしまして、これについて基金設立奨励金というものが出ますので、一基金三十万円といたしまして六千万円の予算を計上しているわけでございまして。

○高杉通忠君 基金制度に参加する小規模企業について、国は特別の税制上の優遇措置やそれから基金設立奨励金の増額等を行うべきではないかと私は思ふんです。また、当該基金における事務費に要する費用の一部を補助する等の措置というものは、私は必要ではないだろうか。特に、いまの百人単位としても二百基金というのが見込みをされておるようでありまして、これらについて特別のそういう小規模企業に対する措置というものは、いま申し上げた幾つかの助成なり補助なりというものは必要だと思ふんですが、この点はどうでしょう。

○説明員(森英良君) 給付金につきましても、また今度新しい基金につきましても、先ほどちよつと申し上げましたように、中小企業につきましましては特にいわゆる助成金を支給するということによりまして、中小企業の負担力を補強するという措置をとつてゐるわけでございまして、そのほかにも給付金、基金を通じて同じように税制上事業者損金扱い、あるいは受け取る場合の労働者に対する支出外扱いというふうな税制上の恩典も加えておまして、とりあえずはこういう形で制度を推進してみたいというふうに考えておるわけでございまして。

○高杉通忠君 これは大臣からお答えをいただきたいと思ふんですが、いま基金制度についても、小企業特に実際上基金設立については困難だと思

われる企業というものがたくさんあるわけであり
ます。したがって、幾つか私問題点を提起いたし
ましたように、非常に幾つかの問題を含めている
わけでありますから、今後この基金制度というも
のを具体的に拡充していくにはどうするのか、そ
ういう点は促進のため、推進のために大臣として
の御決意といひますか、御所見を承りたいと、こ
ういうふうに思うんです。

○国務大臣 藤井勝志君）先ほども政府委員からお答えをいたしましたように、中小企業財形のもの、助成金制度そのものが、非常に力の弱い中小企業と大企業との格差を是正するというところで配慮しておるわけでございます。同時に、ことしの改正におきましては、その対象企業の規模百人までををしまして、全体のバランスをとっていったというふうなことでございますけれども、御指摘のごとく非常に現在日本の経済そのものが厳しい環境に置かれておるわけでございまして、せっかくの制度であります、それが育たないということでは相ならぬわけでございまして、私は御指摘の問題点、やはりことしの実績を踏まえながら、なおすにまた実績を踏まえるまでもなく、われわれがこうありたいと思ったことがまだ実現をされておりませんから、こういう問題についてはひとつ今後とも引き続き改善をしてまいりたい。そして、制度の本来の趣旨に十分沿い得るような内容に改善をする、それはあくまで着実に前進的にやっていく、全体の整合性を保ちながら推進していくと、このように考えております。

○高杉道忠君 次に、財形給付金制度についてお問い合わせをいたしたいと思うんです。

まず第一に、一定の中小企業を対象としてきた財形助成金について、事業主の規模別の支給件数、これはどういうふうになっておりますか、まずお伺いをいたします。

○説明員(森英良君) 五十二年度における中小企業財形助成金の支給状況でございますが、支給件数は千二百七十三件、支給額は約二千二百九万四

となつておるわけでございます。

なお、助成対象は小規模、中規模別に、すなわち小規模と申しますのは一〇%の助成金が出る企業でございますが、中規模の場合は五%でございますけれども、別に見ますと、小規模企業では支給件数が五百七十七件、支給額が八百三十六万五千円、中規模企業におきましては支給件数六百九十六件、支給額一千二百七十二万六千円ということになっております。

○高杉道忠君　いま実績から見ても十分なものになつていない助成率の引き上げということも、今回の改正で見送られているわけですね。先ほど大臣も御決意の中で言われましたように、現下の厳しい経済状況のもとでこの基金制度の確立、それから助成率の引き上げ、こういうことは私は非課税措置というものを拡大していく必要というものがあると思うんですね。そこで、今後の措置については一体どういうふうにされようというのか、これを伺いたいと思うんです。

○政府委員 桑原敬一君）基金なり給付金制度が円滑に普及していくことを私どもも期待をいたしておりますし、それに対する国なり関係者の援助、努力というものが非常に大事だと思っております。

今回 私どもの素案といたしましては、いろいろ希望を申し上げてあったわけでございますけれども、最終的には予算その他の情勢がございまして、率の引き上げよりもむしろどうも零細企業に偏っているこの給付金制度を広げたいという念願から、規模の拡大、三百万円までに広げるということに重点を置いたわけでございます。結果的に、率の方は私どもの考えどおりいかなかったという面がございます。したがって、そういう残された問題について私ども引き続き努力をしてまいりたいと思っておりますし、基金につきましては御承知のように入税制上の恩典が今度できたわけでございますが、こういう問題につきましても今後の実績なり推移を見ながら改善に努力をしてまいりたいと、こういうふうに思います。

○高杉廸忠君 給付金の非課税はどうですか。

○政府委員(桑原敬一君) 給付金に対するあれは一応損金扱いになっておるわけでございますね。それから、勤労者に渡りましたときには七年後に実質所得になっておりますから、私ども一応税制上では措置をされていると思っております。

○高杉迪忠君 次に、財形持家融資制度についてお伺いをいたしたいと思いますが、財形持家融資制度における分譲融資の企業規模別貸付件数及び貸付金額、これはどのようになっていますか、まずお尋ねをいたします。

○説明員(森英良君) この実績はもう圧倒的に中小企業が多うございまして、恐らく大企業は四十八件、八十一戸、四億二千七百万円、割合で見ますと一・四％を占めるにすぎませんで、あと中小企業が七百二十一件、三千四戸、二百四十一億八千万円で七九・五％ということになります。

なお、勤住協 日本勤労者住宅協会によります分が五十四件、八百九十五戸、五十八億一千八百万円で一九・一％を占めているということになるわけでございます。

○高杉雄忠君 今回、個人融資限度額を先ほどの趣旨説明でも示されましたように、一千万円から一千五百万円に引き上げられたわけですね。償還期間の延長等も行っていますが、じゃ金利あるいはその水準、これはどういうふうになるのか。まずそれをお伺いしたいと思います。金利水準について。

○説明員(森英良君) 現在六・八三%でございます。

○高杉雄忠君 労働省の実態調査によりますと、

土地家屋の買入れ等のための借り入れ先は第一に金融機関、第二に住宅金融公庫、そして第三に勤務先の順と、こういうふうな労働省の実態調査によりましてなっているわけであります。そうしますと、金利はいま六・八三％ですね。たとえば、一千五百万の個人融資をいまのように幾つかの機関から借りますね。その場合に、じゃ一人の労働者、金を借りた者は年間に一体どのぐらいの利息

を払わなきゃならないのか。いま申し上げた実態調査の金融機関を幾つか挙げましたから、それぞれから借りたということになると一体合計はどのぐらいの利息になるんですか。

○説明員(森英良君) 前提が問題でございます
が、仮に財形貯蓄實施勤労者が千五百万の住宅を
新しく新築するか、あるいは購入する場合、
を考へまして、やはり五百万程度自己資金で、
それから五百万円を住宅金融公庫の一般個人融
資によつて借りる、残り五百万円を財形持家
個人融資によつて調達するといふ場合を想定
いたしまして、一応月々の返済額をはじいて
みたわけでございます。これによりまして、
木造住宅を新築するといふと、住宅金融公庫
の一般個人融資、

これは年利現在五・五%でございますが、それから財形融資年利六・八三%で、ともにその償還期間は今回の改正後は最長二十五年ということになりますので、返済期間を二十五年として元利均等毎月払いで算出いたしますと、毎月の返済額は面融資分を合わせまして約六万五千円と……

○高杉通忠君 毎月ね。

○説明員(森英良君) 月でございます。

これは勤労者家計の平均収入約月収三十万四千円、これは五十二年度でございますが、これの二

一・五％程度になるというふうに一応見られるわけでございます。また、融資額の六〇％を毎月払いといたしまして、残りの四〇％を六カ月ごとのボーナス月払いということにいたしますと、毎月の返済額は約三万六千六百円でございまして、ボーナス月の返済額が約十四万七千八百円という試算になります。

○高杉建忠君　いまの御説明でもわかるとおりに、勤労者の負担というのは相当重いと思うのです。そこで、事業主は勤労者に対して利子補給等の引き上げとか、分譲価格の割引とか、負担軽減の措置というものを、何らかの措置というものを講ずるべき必要があると、こういうふうにいると思いますけれども、その点はどうでしょう。

○説明員（森英良君）　財形融資におきましては、

分譲融資の場合も、また個人融資の場合も、いま先生ちよつと仰せになりましたような一定の負担軽減措置、勤労者にとつての負担軽減措置を事業主が行うことを義務づけておるわけでございませう。

○高杉迪忠君 この引き上げですね、先ほども千五百万借りて二十五年払っていく、毎月五万から六万、それからボーナスを入れても相当毎月の返済というのはこれは大変な金額ですから、当然それにはいまの助成とか、あるいは軽減措置があるけれども、これでは十分であるとは言つてないわけですから、これをやはり引き上げていく、そういう負担の軽減というものの施策を講ずべき、それがやはりこの財形的基本的な問題の一つであらうかと思うのです。ぜひそういう軽減の方策についても大臣積極的にひとつ講じていただきたい。これはお願いを申し上げます。

それから、また公務員等については、今度の財形制度によつて住宅融資を受けた者、これについては先ほども御説明にあつたかと思うのですが、わずかに二十数件と私聞いてゐるわけです。それを実態、公務員の関係ですね、実態というのはどうなつてゐるのか、実態をお聞かせいただきたいのが一つであります。それで、この非常に少ないという件数についてはどういう一理由があるのだろうか。この点をお示しをいただきたいと思ひます。

○説明員(森英良君) 公務員につきましては、財形を制定当時から、もちろん財形貯蓄はできるやうになつておりますし、また、その還元融資である財形持家融資につきましても、一応共済組合が事業主の立場で行うというふうになつておつたんでございまして、現実にはなかなか、財形貯蓄の方はこれは公務員は非常に熱心なやつたわけでございますけれども、還元融資である持家融資につきましても、共済組合による融資ということが実際にいろいろ障害ございましてうまくいきません。この五十二年度から国家公務員につきまして個人融資の道が具体的に開けました以外は、実

際上動いていないというのが遺憾ながら実情であるわけでございませう。

そこで、今回の改正におきましては、特にこの持家融資の拡充を図る一環といたしまして、公務員についても民間勤労者と同様の立場で何とか還元融資が行われますように、種々な改正を加えようとしておるわけでございませうが、そういうことで、昨年度でございませうけれども、五十二年度になりましてから、ようやく国家公務員につきまして政令等もできまして融資が始まりまして、その当年度でございませうので、その実績がきわめて少ないということが言えると思ひます。

○高杉迪忠君 その理由。

○説明員(森英良君) でそれから、五十二年度にようやく政令ができてまして、それから募集に入り、融資を始めたわけでございませうから、五十二年度の実績は非常に少ないというふうに出ておるわけでございます。

○高杉迪忠君 今回の改正案においても、公務員に対して住宅の分譲及び個人融資について改善措置が講ぜられることになっておりますが、じゃあ一体どういふようなメリットとお考えですか。

それからもう一点は、還元融資において最も問題なのは、共済等の貸し付け利率に対して財形の利率が高過ぎる、こういうことにあるのではないだろうか。そうならば当然これを改善する必要があるわけですね。これは検討すべきだと思うのです。だから、そういうこと理由というのが私はあるんではないだろうか。

両方あわせてひとつ御説明をいただきたい。

○説明員(森英良君) 今回の公務員関係につきましても、持家融資の面での改善は数点ございまして、第一点は、これまで民間勤労者に対してのみ分譲を行つておりました日本勤労者住宅協会の仕事の中に、公務員に対しても分譲事業を行えるやうに措置した点が第一点でございませう。

それから、これまた民間勤労者に対してのみ行つておりました住宅金融公庫を通じます財形持家個人融資の中の直接融資、これも新たに公務員

に対しても直接融資をできるように措置したというのが第二点でございませう。

それから第三点は、これは現在、共済組合がなかなか財形融資に取り組めないかという点の問題の一番大きい点なんでございませうが、非常に大きな共済組合は、これはあるは独自に財形貯蓄の取扱金融機関と折衝いたしまして、そこから資金を取り入れるということも可能でございませうが、共済組合の中には非常に小さなものも含めましてたくさんございまして、これがそれぞれのわずかな戸数について金融機関とそれぞれ交渉するというのでは、これは金融機関の側も非常に大変でございまして、と申しますのは、財形取扱金融機関が財形融資の資金を提供するにつしましては、財形貯蓄を受け入れておるその実績、シェアに依りまして全体で案分比例で負担するという原則がございませうので、余りにたくさんの方々の共済組合から少額ずつばらばらにきたものではどうにも対応できないというところも一つの問題であつたわけでございませう。そこで、共済組合がみずから資金調達ができなかつた場合には、雇用促進事業団がかわつて金融機関等から資金を調達いたしまして、これを共済組合等に資金を流してやるといふこともできるようにするといふのも今回の改正点でございませう。

そういうことで、かなり今後は融資のための前提条件が整備されたといふように思つておるんでございませうが、御指摘の金利が高いか安いかにいふ点につきましては、とにかく個人融資も六・八三%でございまして、現在民間で行われておる一般のコマーシャルベースの融資に比べますと、やはり相当程度低い金利になつておるわけでございまして、またこの点は民間の労働者の場合と公務員の場合とまた共通でございませう。したがいましめて、もちろん金利は安ければ安いほどたくさん出るであらうことは当然でございませうけれども、これまた金利体系全体のバランスの問題等もございまして、特に財形貯蓄を原資とする資金につきましては、それぞれができるだけ高い金利の商品を

選んで貯蓄している関係もございまして、それをカバーするものでなければならぬといふ基本的な原資それ自体の金利の高さといふこともございまして、それこれ勘案いたしまして、現在の方式で進むといふことに考へてゐるわけでございませう。

○高杉迪忠君 次に、教育融資について伺ひますが、今回、教育融資制度を創設することにしておりますけれども、その対象の範囲、具体的にはどういふふうになつておりましたか。それから一般の金融機関の融資に比べて、これまた教育融資についてはどれだけのメリットがあるのか、この点もまず伺ひたいと思ひます。いま住宅融資にあるやうな、この教育融資についても負担の軽減措置といふのを考へてゐるのかどうか、あわせてお答えをいただきたいと思ひます。

○説明員(森英良君) 進学融資を利用できる勤労者の範囲でございませうが、これは一般民間の勤労者、公務員あるいは三公社の職員すべて対象になります。そうして、ただ財形貯蓄を行つておるということが要件になつておりました。そういう勤労者本人またはその子弟といふのが進学いたします場合に、その進学に必要な資金の貸し付けを行うといふのがこの制度の趣旨でございませう。なお、この金利関係、まだ決まつてゐるわけではございませうが、とりあへず現在の金利体系を前提といたしまして、八・四%台といふことで発足しようといふことに政府内で一応話し合ひがついてゐるわけでございませうが、おっしゃるとおり、住宅融資については、分譲融資では利子補給しておりますし、それから個人融資につきましても、これは雇用促進事業団等の金融機関等からの調達金利のままで、そのままで貸すといふことで、その資金調達のためのコストは全部別途国が負担して措置しておりました安いわけでございませうが、それに比べまして進学融資の金利は、御指摘のとおり少し高目になつておると思ひます。しかしながら、民間の金融機関が行います教育ローンの金利は一応八・八%といふことでございませうので、

それに比べればとにかくかなり安い線にはおさまっておるというように考えるわけでございしますが、これはこの種の融資につきましては実はいくほどの程度かあるのかにつきまして、全く客観的な資料がございませんで、住宅融資は、これは住宅を担保にすることによりまして非常に安全な融資でございしますが、この場合には特段の担保は取らないことになっておりますので、その辺のリスクをどう見るかという点についてかなり危険を考慮しておかなきゃならない。そのリスクにつきましては相当程度、もちろん国が負担するわけでございしますが、ある程度はやはり金利にオンして、金利による自律作用というものも期待せざるを得ないというのが現在の状況でございまして、そういう点でこの融資につきましては、短期資金でもございしますので、こういう利率で進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございします。

○高杉迪忠君 以上で私の質問を終わるわけでありますけれども、この際、特に労働大臣にお願いを申し上げたいと思うんですが、質疑を通じて明らかになりましたように、わが国の財形制度というのは今回の改正によってもなお不十分なものであり、また西ドイツ等の諸外国の財形制度に比して国の助成等についても非常におくれた制度になつておるわけであります。財形制度をめぐる諸条件も一段と厳しさを増しておりますけれども、本制度の趣旨に沿って積極的な措置をこの際、期待するものであります。特に、労働大臣に要望いたしますことは、質疑を通じて幾つかの提起もいたしました。この点もあわせ積極的にこの制度充実に向けて推進くださるよう特に要請をし、私の質疑を終わりたいと思います。

○広田幸一君 私は、いま高杉委員が質問しまして、大体同じような問題に関連をすると思ひますけれども、これから内容について細かく質問をしていきたいと思ひます。

先ほど来から、高杉委員の質問に対する労働大臣を初め各局長の答弁を聞いておりまして私が特

に感じましたことは、私もこの法案をあれこれ勉強したんですけれども、どうも厳しい言い方でありまして、労働省は財政当局に対してきわめて姿勢が弱い、そういう感じを残念ながら持たざるを得ません。ざっと見まして、これが四十六年かからずと今日まで続きまして、貯金が一兆八千億円。大臣が先ほどおっしゃいました、この財形というものは家を持つことが目的なんだと、そういうことを先ほども繰り返しておっしゃっておるわけですが、内容がほんのわずかの、金額にすれば三百四億円、そういうような内容からしまして、一体この法律ができて今日までだれが一番得したんだろうか、こう見ますと、後で数字を申し上げたいと思ひますけれども、一番金融機関がもうかつておるわけですね。そんなに造作なく大量の資金が金融機関に集まるような内容になつておるわけですね。それから基金制度にしまして、内容を見ますとやっぱり大企業がよくなるような内容になつておるわけですね。今日この厳しい経済情勢の中で非常にむづかしいとおっしゃるけれども、この法律の精神というのは、最初に書いてありますように、労働者の自己努力に対して、それに国と事業主が協力をして勤労者の生活を守っていくということがちゃんと目標に書いてあるわけですね。どこに焦点を置いてこの法律を考えていくか、そういうところに私は話を向けていかないとこれはなかなか前進をしないと、そういうふうに感じますので、私はそういう考え方から以下質問をしてまいりたいと思ひます。

そこで、先ほど高杉委員が、原案から交渉の過程で後退をしている、そういうのはどういふことであつたかという質問をしまして、今日のいろいろな厳しい財政事情の中でやむを得なかつた、将来はこれから五十四年度の予算を編成するに当たつて努力するということでありましたけれども、具体的に申し上げますと、この貯金制度の場合、確かに五百万円まで非課税という優遇措置があるわけでありまして、労働省の原案としては、これの

引き上げ、それから中高年齢者に対しては、四十五歳以上についてはこの五百万円をもつと上げてもらいたい、それから退職した場合これを継続してもらいたいというふうな要請がされておるんでありますけれども、私はこれは当然なことだと思つておるわけですね。特に今日の民間の中小零細企業というのは六十歳の定年といつたて現実は五十五歳なんです。五十五歳でやめまして、そして就職はない。年金制度はありますけれども、六十歳にならないともらえないという中小零細企業の実態なんです。そういうことを考えますと、私はこういう優遇措置というのはやめてあげなければならぬ。しかも、零細中小企業の人たちは退職をしましても退職金はほとんどないですよ。最近には特にそういう状況があるわけですね。ですから、私はこういうような問題はなぜ財政当局に向かつて厳しく要求してもらえなかつたか、その点を私はこの問題について考えます。どうですか。

○政府委員(桑原敬一君) 財形貯蓄に対する非課税措置の問題につきましては、私も当初原案についてはいろいろ検討いたしました後段の方の定年退職をされる方についての非課税については、私も何らかの形で実現をしたいという気持ちを持っておりますし、いまも持つております。ただ、最終的には、先ほどおしかりを受けました財政当局から押されて力が弱いんじゃないかという御批判ですが、私も反省しなきゃならぬ面があると思ひますけれども、政府部内で最終的にこういう形になつた一つの考え方は、私も今回の制度改善で、特に貯蓄がたかさんたまつてその還元というものが十分でないという点、それからまた自己努力に対して非常にその他の援助措置が十分でない、こういう点についてはもう私も早急に手直しをしなければならぬ。ただ、五百万の非課税限度額を上げるということにつきましては、まだ貯蓄の実態が五百万円までいってないという実態もございしますし、それから基本的には、やはりいまの日本の経済を考えます

場合に、貯蓄を奨励することよりも、そういうインセンティブを与えることよりも、やはり消費需要と申しますか、消費の喚起というふうなことがきわめて重要でないか、当面、というふうなこともありまして、その政策の選択に当たつて、私も、後段の先ほど申し上げました融資に対する還元、いろいろな魅力をつけることあるいは事業主に対するいろいろな援助措置というものの力を置くというふうなことで割り切つたようなわけでございします。

○広田幸一君 苦しい答弁だと思ひますが、私もこの問題については先ほど大臣が、皆さんの意見も十分に聞いて内容の改善を図っていくというものでありますから、強く場を通して財政当局にも訴えていきたいと思ひます。

それから次は、同じこの住宅貯蓄の制度でございしますけれども、これも実際これをやってみますとこれは個々にいろいろの特典があります。三年以上七年以上の場合には税額の控除が八%、限度額は四万円。七年以上は一〇%、限度額が五万円、こういうような優遇措置があるわけですね。このことはいいと思ひます。ただ問題は、計画がいろいろ変更して、たとえば七年以上たつたけれども家が建たない。いろいろな個人的な事情なり、自分が予定しておつた土地が案外高かつたというふうな個人的な変化というものは当然起きてくるわけですね。その場合、この優遇措置がこれがほごになつてしまふ。いままで控除をしてもらつたお金を、全部さかのぼつて、たとえば七年であれば、四万円を控除してもらつておつた場合は四、七、二十八、二十八万円を事業主を通して税務署に返さなければならぬというふうなことになるわけですね。こういうふうな厳しい条件では、なかなか家を持つと思ひましてでもできないわけですね。これは、現実には窓口に行つてみられればわかるわけですね。貯金の方がどどん伸びて住宅の方が伸びないのは、そういう、将来余りにも厳しい条件があるというところに問題があるわけですね。ですから、労働省の方もそのことを見て、

いわゆる控除率をもっと上げよというふうになっておりますし、それからいまの条件の緩和をするために年限を延ばすというふうな原案を持つておられたようでありますけれども、これももつになつておるわけですが、私はここに問題があると思ふのです。こういう制度としてあつても、実際は使えないわけですよ。ですから、先ほど高杉委員が質問をされましたように、まだ設立してから日にちが浅いという理由もあるでしょうけれども、なかなか飛びつけないわけですよ。こんなむづかしいことなら、ほかの方法をして家を建てた方がよいというのが現状なんです。ですから、私はこういう条件をもっと緩和してあげる、そしてこれが利用しやすいようなやり方になければならない。労働省もそのことをお認めになつて要求されておるではありませんか。私は、こういうような状態だったら預金は伸びるかもしれませんが、けれども、住宅を建てようとする希望者は出ないと思ひます。この点、どうですか。

○説明員(森英良君) 先生の御指摘のように、財形住宅貯蓄制度につきましては、利子等の非課税措置に加えて、さらに勤労者の貯蓄額の一定割合を所得税額から控除する。しかもその控除率が一般の住宅貯蓄に比べて高率でございまして、三年ないし七年以下の場合には八〇%、七年以上の場合には一〇〇%ということで、特段の措置があるわけでございます。そういうことで、非常に手厚い優遇がある制度でございまして、貯蓄が継続的に行われているという点でありますとか、また積立額の二・五倍以上を事業主または金融機関が融資するという予約があるという点でありますとか、また一定期間内に住宅の取得があるというような要件を求めているとして、これらの要件はやはり税制上の恩恵を受けましたためには基本的にはやはりやむを得ない面ではなからうかというふうに思ひます。しかしながら、おっしゃるとおり、この住宅貯蓄制度は非常にいい制度でありながら、なかなか利用しにくいという御指摘

はそのとおりでございまして、その点は特に前回の財形制度改善のときにもある程度措置をいたしまして、特に財形住宅貯蓄のうちの七年以上の長期のものにつきましては貯蓄を終了しましてから住宅を取得するまでの期間を二年を三年に延ばしましたり、さらに積み立て満了後どうしても三年以内に住宅または敷地を取得できない場合につきましても、一定の要件を備えればさらに追徴を受けることなくその貯蓄を続けていられるというような改善も加えてあるわけでございます。この点は、一応前回の改正でも措置したわけでございします。なお、今回それをさらに一段前進させたというものが私どもの当初の希望であつたことは御承知のとおりでございしますが、先ほど来いろいろの御説明申し上げておりますように、現在の非常に厳しい状況の中で、むしろ増税問題さえも論議されておるような状況の中で、さらに恩典を厚くするというのが非常にむづかしかつたという結果、実現してないわけでございします。

しかしながら、財形住宅貯蓄は一般の住宅貯蓄に比べますと非常に利用され始めておりまして、すでに七百四、五十万の財形貯蓄者のうちの二一%がこの住宅貯蓄をやっておりますので、七十四、五万人、これが住宅貯蓄を財形の中でやつておるわけでございまして、いわばそれまでの住宅貯蓄のいろいろなむづかしい点が財形住宅貯蓄の形で相当緩和されました、その形で普及しつつあるということはお認めいただいていい点ではないかと思ひます。

なお、今回の改正案におきましては、財形貯蓄制度それ自体の改善はついに実現を見なかつたんでございしますが、ただ先ほど財形持家融資制度の拡充の一環といたしまして、従来、融資の限度が財形貯蓄額の二倍でありましたのを三倍に引き上げたわけでございしますが、これは先ほどの積み立て額の二・五倍以上の融資予約がなきゃならぬという点との関連におきまして、これまでの個人融資はなかなかそれに乗りにくかつたんでございしますが、三倍まで貸すことになれば財形持家融

資とリンクすることによりまして、さらに財形住宅貯蓄も促進される要素になり得るというふうに考えておりまして、そういう財形制度全体の中で財形住宅貯蓄もまたより促進されますように、今後ともいろいろと検討してまいりたいというふうな考えでおります。

○国務大臣(藤井勝志君) ただいま御指摘の財形住宅貯蓄というのが、貯蓄は伸びても住宅というものの、住宅建設に結びつかないという御指摘、私も実は何といひますか、ジレンマといひますか、まことに活路をどう見出すかという点について苦慮しておる一人でございしますが、これは他に転嫁するわけじゃございませんけれども、結局土地政策ですね、住宅対策という宅地問題ですね、これがやはり適正な改善がされないとなかなか事が前進しない。税制だけで、税額控除によつて財形住宅貯蓄については四万ないし五万、恩典があるわけですから、とりあえず非常にいいことだといふことでその面から飛びついたら、ところがふん詰まりになつちやつてはけ口がないというふうなジレンマが現状だと思ひます。われわれとしては、いろいろ従来提言している問題の改善はいたしませうけれども、やはり全体的な政策を考えた場合に、何といつても土地政策というものを改善をするという、これに強力な推進をせなければ財形持家制度は本来の趣旨を生かすことができないとこのように思ひますが、こういう問題も考えながら御趣旨の線路を踏まえて努力したいと、こう思ひます。

○田中幸一君 大臣のおっしゃることわかりました。先ほど高杉委員も土地政策の問題あわせてやらなくちゃならない。ただ私、この制度ができたのが四十六年でございしますから、そのころは一応高度経済成長の時代であつて、そのころ考えた制度と、それからずつとお話がありましたように石油ショックがあり、いろいろあるわけですね、やっぱりそういう変化に対応したようなものを考えないと、周囲の状況が悪くなつたからといふことだけでは私はいけな思ひます。せつかく

こういうものをつくつて、本当に労働者の皆さんの生活をよくしてあげようというのが目的ですから、労働大臣のおっしゃることよくわかりました。私たちもそういう面で努力しなきゃならぬと思ひます。

そこで、いま局長のおっしゃつたのは、千五百万円に上げたということは、私は別の場で指摘します、あれは問題があります。ただどうしようか、そういう場合にたとえば三年なら三年たつたと、その場合に土地が思うように買えなかつたという場合には、その期間もつと延ばしてやる、それでそのお金は、家を建てる、土地を買う以外には使われないと、そういうような条件をつけるということになれば、私は少しは幅広い運営ができるのではないかと思ひます。むづかしいむづかしいといふことではなくて、このお金はあと一年待つてくれ、しかしこのお金は絶対に他には使われない、こういうふうな約束をすれば私は非常に伸びると思ひますが、その点簡単に答弁してください。検討の余地があるかないか。

○説明員(森英良君) 御指摘の点は、先ほどちよつと申し上げましたが、前回の改正の中で相当程度実措置してあるわけでございします。これは七年以上の財形住宅貯蓄の場合に限りまして、その積み立て期間終了後、通常二年でございします、三年以内に土地または住宅を取得すればよろしいと、土地と住宅ではございしませんで土地か住宅どちらかだけでよろしいということになつております。さらに、それでもできない場合に積みまして、積み立て期間満了後、償還期間五年以上の貸付信託、長期債券等に積み立てた金を切りかえまして、そしてほかの委託をしている場合にはその間は追徴しない。さらに、そういうことによりまして積み立て開始から十五年を経過した場合に、もはや一切追徴はしないという措置を加えまして、おっしゃるとおり住宅取得の目的で始めたんでございしますけれども、その後の状況の変化でどうしてもうまくいかないという場合にございしても、こういう方法をとればその後、税額控除分

についての追徴を免れ得るというふうに一応措置してあるわけでございます。

○広田幸一君 次は、これは高杉委員も指摘しておつたんですけれども、私は特に中小零細企業に対する国の助成の内容をもっと充実をしてもらいたい、こういうふうに思うわけです。

それで、ちょっと数字を申し上げます。私の調べたところでは、今回の制度とて見ましても、貸し付けの金利が六・八三％でございますから、動住協の場合は五・五％になっておるわけですね。動住協という性格があるでしょうけれども、ここなんか何とかならぬものだろうかというふうに考えます。それから、事業主が個人に貸し付けられる場合の利子補給が五年間に限って一％義務づけられておられますね、これも一つ。それから、持ち家の分譲の場合は、割賦金に対する分も十年間一・五％見るようになっておるわけですね。こういうふうに事業主がこうして負担をするようになっておるわけですね。ですから、目的が事業主も協力して援助するという事になっておるわけですね、私が特にこのことを指摘しますのは、最近の事業主というものは本当に厳しいわけですね。この十万円を限度にして給付金制度がございませうけれども、平均すると二万円でしょう。当時考えた十万円が今日二万円しかできないというのは、それだけ今日の企業が苦しい、その中でもわけて零細中小企業というのは苦しいのだ、だからもっと補助率を上げてあげるべきではないか。しかもこういうふうな内容を見ますと、制度の中でこうして二重三重の負担がかかるようになっておるわけですね。そのことは、結局は事業主が負担がえらいからこういうものには乗っからないという、逆にもなってくるわけがございまして、こういう点を私は考えてもらつたらどうかというふうに考えます。

それからもう一つは、時間がございませんのので一遍に言つてしまひますが、雇用促進事業団から出る資金の出場というものは、いわゆる出資金が政府から五億円出ておまして、これの運用の金と

それから労働保険特別会計から出る金、これが割合として一対九ということに出てくるわけですね。ところが、労働保険特別会計の中身を見ますと、本当はこれは、ことし、五十三年度から労災も含んでファイティー・ファイティーになっておりますけれども、これも、言へば、中身は、事業主が出す金が全部これに充てられるようになっておるわけですね。性格が違ふといひながら、やはり事業主が出す金がこの資金になっておるわけですね。そういうことですね。ですから、国の出す分が少なくて事業主が出す分が多いんですよ。私はここに、もっと中小企業を大事にしなきゃならないということを言ひながら、こういうところから金が出てくるという、こういう問題について、もう少し財政当局は考えてもらわなきゃならぬ、こう思うわけですね。

以上の点についていかがでございませうか。

○説明員(森英良君) 財形制度の趣旨が、何度も申し上げておりますように、本人の自助努力を前提として国と事業主が援助をするということにございませう。それから、持家融資につきましても、分譲融資、個人融資ともに国もいろいろ金利引き下げのための努力をしておりますけれども、さらに、事業主が利益を受ける、勤労者の負担が軽くなるように一定の援助をする、負担軽減措置と呼んでおりますが、これを義務づけられておるわけがございませう。しかしながら、先生御指摘のように、最近のような景気の悪い状況になってまいりますと、特に負担力の弱い小零細企業等におきまして、むしろその負担軽減措置を講ずる義務づけ自体が、結果的には融資そのものを始めないということ、かえつて勤労者の利益を阻害するということもなかなかないうことは確かに先生御指摘のとおりでございまして、一つの問題であるというふうに考えておるわけでございませう。

ただ、しかしながら、この負担軽減措置につきましても、やや理想主義的過ぎたのかもしませませんが、やはり、先ほども申し上げました財形制度の政策の基本理念に照らして、やはり国も

援助すれば事業主にも援助してほしい、共同でひとつ援助しようということに設けた制度でもあるものでございませうから、かなり財形制度の基本にかかわる問題でもあるというふうにも思うわけがございませう。したがって、この点はさらに財形審議会が今後とも引き続きいろいろな基本問題の検討をお願いすることになっておりますので、当審議会の意見も聞きながら十分検討してまいりたいというふうに考えます。

それから、そういう負担軽減措置を事業主に義務づけるよりは、むしろ国がもっと負担して金利を下げたらどうか、特に中小零細企業についてはそういうことをやたらと、という御質問だと思ふんですが、確かにそういうことをやれば金利は下がりますが、確かにそういうことをやるという点もあるわけがございませうが、ただ、逆に申しますと、利子補給の国庫負担というものがやはり将来相当累積してまいりますので、その点で、実際に融資に回せる融資枠というものをかえて、制約する原因にもなりかねないという問題もあるわけがございませう。したがって、これらの点につきましても、もう少し今後の課題として検討させていただきたいというふうに思います。

特に、融資関係が一番大きいのでございませうが、国の予算におきましては財形施策関係の国の負担はいずれも特別会計でやっております。一般会計からは国の一般行政事務費及び五億円の出資金という限度にとどまっております。この出資金が、しかしながら財形制度は、財形貯蓄の利子非課税あるいは税額控除というようなことに関連いたしまして、やはり税制によって措置することが一番行政的にやりやすいということもございませう。その国の援助の面につきましても、その多くの部分を実は税制上の優遇措置によつて行つておるわけがございませう。この減税額がどの程度の規模になるかということにつきましては、具体的な資料もございませうが推計以外にはないのでございませうが、すでに五十三年度でも数百億の減税を

やつておりまして、これはやはり国の一般財源の負担において行つておる点におきましては、予算の一般会計負担と全く同じ性質を持つておるわけがございませう。

そこで、特に事業主が財形制度において果たす役割りとしての融資制度等に伴ういろいろな国の負担につきましても、いまのところ特別会計でお願いしてはいるわけがございまして、いろいろ御意見もあるかと思ひますが、まあ数百億に對する五十三年度予算が約七億でございませうので、その程度につきましても特別会計に負担を求めましてもあながち不当とも言へないのではないかと、いうふうに実は考えておる次第でございませう。

○広田幸一君 部長、そういう物の考え方が私はやっぱり違ふと思ひます。この法律の趣旨というのは労働者を守つていく。そして労働者に持ち家を持たせようというところに法律の精神があるわけ、国の方から、こつちの方から金が出てくる、こつちの方から金が出てくるというふうなことは伸びないわけでしょう。さつき部長も認められたように、事業主の負担が大きくなればなるほどそのしわ寄せは労働者に来るわけなんです。ですから、それをカバーしていくというのは、せつなく国がつくつた制度なんです。労働者はそのお金をとにかく持つてこいと、そしてこの内容が労働者のためになるような制度に持つてこいと、そういう要請をしてもらわなければ、大蔵省の方は金がないから出さまい出さまいとします。それが結局何のためにこういう制度をつくつたかというところになるわけでしょう。私は、持ち家を希望する数もたくさんある、内容がどんどん労働者のためになつておれば、勤労者のためになつておれば、私は言わないうわけですよ。全く伸びないから、伸びないのは一体原因はどこにあるのかと、そこをどうを詰めて財政当局に言つてもらいたいというところですよ。労働大臣、どう思われますか。

○国務大臣(藤井勝志君) 先ほど説明員から答えました内容、これは十分でないという御指摘で

ございますが、一般会計から出す助成と、税制上税額控除あるいは非課税措置と、こういったことで財形貯蓄並びに持家制度の促進をやるという、こういうやり方について、現在やってきた足取りはやはり税制面において推進してきた、そして実質的には、定かでないんですが私の記憶では約四百七十億ぐらいは一応税制面でめんどろ見ていると、こういうことなんです。

ただ、御指摘のように、この制度の本来の趣旨というものを踏まえて、勤労者の自主努力を国と事業主でバックアップして、そして持ち家を持ちたいという、そして生活の安定を図りたいという、この勤労者の気持ちを具現をするという面におきましては十分でないという御指摘は私もこもつともだと思えます。したがって、今後引き続き財形審議会、基本問題懇談会、こういった場において、しかもこれがいろんな面に関連をいたしますから、大蔵省のみならず、土地問題は建設省、国土庁、こういう問題に関連いたしますから、そこら辺と密接な連絡をとりながら、財形貯蓄、わけてもこの勤労者の持家制度が伸びるように、労働省としては努力すると、中心になって努力すると、このように心得ております。

○広田幸一君 大臣がなばってください。私たちもそういう場で、いろんな場でそういうことは大いに強調したいと思えます。

そこで、先ほど局長がおっしゃったこの持家融資の場合の個人融資でございまして、これを従来の二倍を三倍にしたと、限度額を一千万を一千五百万円にしたと、だからかなり前進をしたんだというところでございまして、実際は、なかなかこれを實際窓口で運用する場合はそうはいかないんですよ。ちょっと例をとってみたいと思えます。大体まあいま全国勤労者の平均を、高いかもしれませんが、月二十万円にしましょう。そのうちの一〇％、二万円を貯金にします。それが年間に二十四万円だけ、大体二十万円としまして、これが三年間になるわけですから何ばでございまして、二、三が六、六十万円でございますね。

三年間積み上げて、月に実際一〇％貯金できる、二万円貯金できるという人はかなりの余裕のある人だと思えますけれども、まあ一〇％としまして、年間二十万円として、三年間でございまして、それを二、三が六、六十万円とします。今度二倍を三倍にしたわけでございますから、三倍にするのと、三、六、十八、百八十万円しか貸してもらえないわけですよ、これは、百八十万円しか。その人を二十万円としましたときに、これを仮に五百万円を限度にするわけですから、これは相当な日時が要るわけですね。ですから、千五百万円といましても、千五百万円まで到達しようと思つたら、その人はもうそれこそ十年かかるという計算になってくるわけでありまして。ですから、見てくれば確かに二倍を三倍にしたと、一千万を一千五百万円にしたと言われますけれども、実際はそうはならないわけですね。こゝろを私は実態を調査した上に立つて言つてもらわないと、よくなつたから、そういう数字が三倍になり、一千万が一千万五百万になったからこの制度が前進したということにはならない。これだったら、これを利用するよりも、三年かけて百八十万円しか貸してもらえないというなら、もつとよその方に行つて、むしろかしい手続をせぬでもいいんだから、そつちの方に行つた方がいいという現状に事実なつていくわけですね。ですから、私はじやどうしたらいいかというところでございまして、私はこれをもう五倍から十倍ぐらいに持つていくべきである、そういうふうな考えをします。この限度額を、一千五百万円を一千万でも仮にいいと思ふんです、私は。それよりも、貸してやる倍率をもつとふやしていく、その方が現実的であると、こういうふうな考えをしますが、この点についていかがでございますでしょうか。

○説明員(森英良君) 現在の社会におきまして、現実問題といたしまして住宅を取得するということはやはり勤労者にとっては相当の大事業でございまして、したがって、そのためには、まず自己資金をつくることからこれまた相当の努力をいた

しませんと、そう簡単に——まあ簡単に取得できればいいに違ひはございませんが、実際問題といましてなかなかむずかしいだろうと思つてございまして。現在のわが国の平均的な貯蓄性向と申しますのは、これはたしか二四、五％になつておりまして、これは平均でございまして、まあせめて平均あるいはそれを上回るぐらいの貯蓄努力をしていただきたいと思います。なかなか年額二十万の三年で六十万でこれを基礎に家を建てるというわけには、非常にむずかしいかろうと思つてございまして。ただ、私も、実際にどういう形で住宅取得が財形制度を用ひまして可能かという点をモデルを使って試算してみたことがあるわけ

でございますが、それを申し上げてみますと、一応首都近郊の場所を前提にいたしまして七年後の取得住宅——宅地ともでございまして、一応二千二百六十六万円というケースを想定いたしました。これは宅地五十二坪、建物二十六坪ということを前提にいたしまして、現在の価格が一千八百四十六万円相当と、そういう物件、これがその後の物価上昇で二千二百六十六万円に七年後になるという前提でございまして、で、七年間の貯蓄総額は一応五百五十九万円ということに想定しておりますが、これは長期財形住宅貯蓄によりまして二十五歳の勤労者が毎年その年取の約二割を七年間貯蓄いたしまして、その間毎年受け取ります税額控除分も一緒に翌年の預入額に加算するというふうにした場合の七年後の元利合計額に相当するわけでございます。そこで差し引きまして融資必要額が千七百七万円になります、この内訳は、住宅金融公庫から五百万円、年利五・五％で借りまして、さらに財形融資によりまして五百万円を超える貯金があるわけでございますから、千二百七万円の財形持家個人融資を受けるといふことになりまして、そして返済期間を二十五年間として元利均等毎年償還方式で試算いたしますと、年間返済額が百三十八万円ということになります、これは返済開始年齢三十二歳でございまして、これは返済開始の約三割の範囲に入る、とどまるということでございます。

ございまして、以後次第に年取が増加するといたしますと、その負担率も低下してまいりますので、まあ何とか返済に関しても問題がないというような線でございます。そういう形で財形制度を御利用いただけますならば、七年後においての住宅取得が可能ではなからうかというふうに見えておるわけでございます。

○委員長(和田静夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時十九分開会

○委員長(和田静夫君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

午前に引き続き、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○広田幸一君 午前中の終わりに、持ち家の融資の問題で質問をしまして、局長の方から答弁があったんですけれども、内容がちよつと私も十分に把握することができませんでしたので、これからまた後で速記録を見て、その問題についての私の考え方をまとめたいと思ひますが、いずれにいたしまして、目標に対して現在かなりの目標が達成していないわけですから、私は問題があると思つておるわけです。

そこで、これは五十二年の四月から発足してあるわけでございますが、現状の住宅の建つておる件数をお聞かせいただきたいと思ひます。

○説明員(森英良君) 財形持家個人融資の本年二月末現在における申し込み状況でございますが、全体で四百八十戸、約十四億四千万円ということでございます。

○広田幸一君 そこで、大変詰めた言い方をしますけれども、私の手元の調査したところによりまして、雇用促進事業団とそれから住宅金融公庫、これが五十二年の目標として一万五千戸、同じ

く両方の事業団とも目標が一万五千戸になっておるわけだ。それから、国家公務員の共済組合の目標が目標が一千戸になっておるわけだ。それに対して、いま部長が答弁されました四百八十戸の実績でございますが、問題にならない数字になつておるわけでありまして、なぜこういうような大きな開きになったのか、ここのところが、少々違いならいざ知らず一万五千戸に対して私の方では十件、これは雇用促進事業団でございますが、住宅金融公庫が一万五千戸に対して四百四十一、国家公務員の共済組合が一千戸に対して二十五戸、なぜこんなに極端な開きがあったのか、何か私には原因があったと思ひますが、そこらの事情をお聞かせいただきたいと思います。

○説明員(森英良君) 個人融資の実績につきましては、全く先生御指摘のとおりでございます。目標数字に比べて実績が余りにも少な過ぎるということで、私も大変問題に感じておるところでございます。翻つてこの原因でございますが、いろいろのことが考えられますけれども、やはり何と申しましても、まだ五十二年に始まりましてようやく一年経過した段階でございます。いろいろ周知のための努力はいたしておりますが、なおやはり依然としてその周知徹底が不十分であるということが一番大きいのではないかと、いふに感じております。また、一般的環境も、安定成長経済への移行といふような経済の大きな変わり目にたまたま遭遇をいたしておりますので、そういう意味で住宅取得あるいは事業主のいろいろな住宅の面の援助ということにつきまして、非常に環境が悪いということも事実のように思ひます。そういうことで基本的な問題がございますが、何とかこの際制度面にも改善の余地が多々ございますので、できるだけ大幅の拡充を図つて、何とか将来もつと還元融資が進みますようにいたしたいということで、今回の制度改正におきましても、特に個人融資の貸付要件の緩和をございまして、また対象資金に中古住宅あるいは住宅の改造資金を加えるとか、あるいは

は限度額を財形貯蓄残高の二倍から三倍に引き上げるとか、さらに公務員等についての新たな促進措置も加へまして、一番力を注いで拡充を図つた点でございます。

○広田幸一君 責めるわけではないですけれども、そこで五十三年度のそれでは目標の設定をお聞かせいただきます。いま分けたような区分に従つて説明してください。

○説明員(森英良君) 五十三年度の融資枠でございますが、雇用促進事業団の行う転貸融資関係につきまして二万戸、融資枠四百億円、住宅金融公庫の行う直接融資につきまして同じく二万戸、四百億円、さらに共済組合の行います直接融資につきましては千八百五十戸、融資枠三十七億円でございまして、合計四万一千戸という計画になっております。

○広田幸一君 そこで、たとえば雇用促進事業団の関係だけを見て見ましても、五十二年は一万五千戸に対して実績が十戸であつた。このものが五十三年の場合は五千戸上げて二万戸になつておるわけですが、どうですか、これは自信のある数字でございますか。どうもただ数字を並べた、こういうふうにはしかとれないわけですね。どうですか、これは自信がある数字なんです。どういふふうにして五十二年の実績が上がらなかったといふことを反省するから五千戸ふやして二万戸にしても大丈夫だと、そういうようなやうな根拠のある数字なのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○説明員(森英良君) 御指摘のとおり、五十二年の実績に比べて五十三年度の目標が相当大きいものであるといふことは私も感じております。しかしながら、今回の法改正が実現いたしますならば、先ほど申し上げましたような種々の改善が加はりますので、これをてにしてさらにいろいろな行政努力を行ひまして、何とかこの目標にできるだけ近づかうように最大の努力をいたしたいといふふうに考えております。

○広田幸一君 これ以上私も詰めませんけれども、余りにも私は実のない計画だといふふうに思ひます。さつき部長の方から、期間もまだ短い、周知徹底がしてない、こういうふうにおつしやるわけですね。この予算書を見ますと、財産形成実態調査の関係の予算としてこれが充足した四十六年度からずっと、多いときが八百萬、少ないときでも五百萬、五十一年度が五百六十六萬、五十二年が五百六十三萬、五十三年度が五百四十八萬、そういう実態調査の費用が計上されておるわけですね。それからまた、制度普及促進関係の費用として、これも五十年から五百五十六萬、これが五十年でございまして、五十一年度は四百八十四萬、五十二年は四百七十八萬、五十三年度は四百五十四萬と、こういうふうに、この額が高いか低いかといふことはわかりませんが、いづれにしても実態調査をし、あるいは普及促進をするための費用がコンスタントにずっと出ておるわけでございますね。ですから私は、その普及が徹底しないといふような言い方ではどうもその点に納得できません。まあ、これ以上責めてもいいませんけれども、やっぱり一つの法律をつくるにしても、規則をつくるにしても、実態に合ったようなものにして、ただそういうものをつくる、こういふことだけでは私ははいわゆる世に言うところの役所的な仕事に終わつてしまふ。午前中も何回も申し上げましたけれども、現在の勤労者は厳しい生活の中で本当に苦勞をしておるわけですね。自分の生活の金を預金をしながら、それを積み上げて住宅をつくらうといふことでございまして、私は、そういう勤労者の立場に立つて本当に中身のあるこの予算を計画してもらわなければならぬと思ひますが、大臣どうでございませうか。

○国務大臣(藤井勝志君) 御指摘の点、私も全く同感でございます。ただ、余りにも現在の経済諸情勢、先ほど御指摘申し上げました宅地の問題とかいろいろなことを考えますと、これが一挙にはまいらない。しかしそれだけに、着実に前進的に

御趣旨の点を踏まえて年ごとに改善していく、前進していくといふふうに努力をいたしまして、およそ勤労者の財産形式持家制度の名にふさわしいような制度の内容に充実していきたい、このように思ひます。

○広田幸一君 ひとつがなばつていただきたいと思います。

それから、今度の新しい制度で中古住宅が貸し付けの対象になつておりますけれども、これはどういふ範囲を想定をしておられるのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

○説明員(森英良君) 財形持家融資の対象となる中古住宅の範囲につきましては、現在既存の公的融資における取り扱いを参考にしながら検討を進めておる段階でございますが、おおむね次のような考え方で処理したいといふふうに考えております。貸付対象地域はこれは全国でございます。構造としては簡易耐火構造及び耐火構造、これを取り上げますが、なお木造につきましては現在折衝中でございます。三番目に、住宅の経過年数、これは建設後十年以内といふものを対象に考えております。貸付金の償還期間でございますが、これは簡易耐火構造及び耐火構造いずれも二十年といふことでございまして、一戸当たり貸付対象床面積、貸付金利、貸付限度額は、従来の新築住宅についての持家融資における貸付条件と同一にいたしたいといふことでございまして。

なお、その他の細目につきましては現在関係省庁と折衝中のごときでございますが、できるだけ利用者の便利に資するようにやつてまいりたいといふふうに考えております。

○広田幸一君 先ほど、私は五十三年度の建設計画を聞きましたが、公務員は千戸だったですか。

○説明員(森英良君) 五十三年度は千八百五十戸でございます。

○広田幸一君 雇用促進事業団が割り当てをするときには、それぞれ勤労協とか区分があるわけでございますね。それはどこが決めるんでございませうか、割り当ては。

○説明員(森英良君) 特別に割り当てというものはございませんで、それぞれからの事業計画を見ましてそれに応じて決定するというところでございます。

○広田幸一君 ちょっと私も不勉強かと思いますがけれども、今度は公務員が対象になったわけでございますね。公務員の場合は、勤住協でございますが、これ一本になっておるように聞いておるわけでございますが、そういう特定なところにそういうふうにするというふうに決まっておるのでございますか。

○説明員(森英良君) 先ほど申しました数字は持家個人融資のうちの公務員対象分でございます。勤住協における分譲のうちの程度を公務員用として予定するかということにつきましては、これは需要の見通しでございますか、あるいは財形貯蓄の中に占める公務員の財形貯蓄分の割合でございますか、いろいろな点を考慮いたしまして、一応予測をもって枠を組んでおるということでございます。

○広田幸一君 そうしますと、それには、今後の推移によって幅があるわけでございますか。

○説明員(森英良君) 五十三年度につきましては、公務員関係は四億というふうに組んでおるわけでございますが、もちろん、今後の実際の貸し出しの状況等によりまして、将来につきましてはその都度また考えていかなければならない問題であるというふうに考えております。

○広田幸一君 それから、先ほど高杉委員も質問をしておたんですけれども、進学融資制度でございます。高杉委員が言っておたんですけれども、金利が八・四%、局長の説明で言いますと、他の金融機関から借りるものとバランスを考えると大体八・四%で、まあいいというわけではないけれども、こういう線にしたというお話であったわけでありまして、私はこれも、財産形成の全体の枠の中で考えることでございますから、八・四%というのは少し高いではないか、こういうふうに見えるわけでありまして、他の金融機関から

のそれを対象にしないで、財産形成という目的からしてこういう制度をつくるわけですから八・四%はやや高い、こういうふうに言えると思えますけれども、どうでございますか。

○説明員(森英良君) この制度改善が実現いたしますと、新たに財形融資の中に持家融資と並びまして進学融資というのが入ってくるわけでございますが、おのずから財形融資の中におきまして住宅の取得の援助のための融資制度と、進学についての融資制度につきましてはやはり若干の軽重の差があるんじゃないかということも考えているわけでございます。そこで、利率につきましても、住宅の分譲融資につきましては利子補給も行いまして低い利率にしておりますし、持家個人融資につきましても、これは調達金利そのままで、資金調達にかかるコストあるいは危険負担、全部国がかぶりまして資金の調達金利そのままで貸すというところで六・八三というふうな比較的低い率になつておるわけでございますが、進学ローンにつきましては若干これらと同じところまでの取り扱いをすることがいかにかという問題もございまして、なかなかさうく一番技術的に問題になります。先ほど申し上げたのでございまして、住宅融資は非常に担保の面で安定しておりますが、貸し倒れのきわめて少ない融資でございますが、進学ローンになりますと一種の消費金融的なものでございまして、担保も微々しませんので、どこまで貸し倒れ、いやな言葉でございますが貸し倒れのリスクがあるかという点について、いまのところどうもよるべき客観的な資料がないわけでございます。したがって、調達金利の上に相当資金コストの面で国も負担いたし、また危険負担の面でも国が大幅に見るのでありますが、ある程度の危険負担分はやはり金利に上乗せして金利による調節作用というものを期待することが適当であろうということも計算いたしますと、八・四%台ということになっておりまして、いろいろまだ不明な面がございまして、こういう形で充足をいたしたいというふうに考えておるのでございます。

ます。

○広田幸一君 進学の融資ですけれども、部長、こういう人を対象にお考えになっておるのですか、これは。これを借りられないような人はかなり私は生活が窮乏な人だと思っておるわけですが、別にこれに借りなくても、いろんな市中の金融機関等で借りられる人が多いと思うんです。私はこれを借りる人はかなり低いと思います。それだけに私が申し上げているのは、八・四%というのは高いというわけですね。だって、労働省も高いということでも六・七五%と、返す期間は十年が適当だということでおるわけですね。財政当局がこういうふうな少額でおるわけですね。ですから、私は労働省の気持ちはよくわかるわけですが、これは、いずれにしても、私は八・四%というのは財政計画の法律の精神から言いますと高いと、こういうふうに思います。これはこれ以上詰めます。

次は、公務員の関係についてですが、今度公務員がこの制度に乗つかけるわけでございますけれども、問題は金利差の問題があるわけでありまして、雇用促進事業団から六・八三%、それから五・五%の差異があるわけでありまして、これはどこが負担をするようになっておるのか。国家公務員の場合は国の予算で、五十三年度にはそれ相応の予算が組まれておるよう聞いておりますが、そのことと、それから地方公共団体、県市町村の職員でございまして、こういったものはどうなるのか、そこらのところをお聞かせいただきたいと思ひます。

○説明員(森英良君) 財形融資に關します限りは、公務員の場合も民間の場合も分譲融資、あるいは個人融資の別によりましてそれぞれ金利は同一でございます。民間が六・八三%で国が五・五%ということにはございせん、財形融資につきましても、問題は、個人融資の場合に、その資金調達コストをどこが負担するかという問題でございますが、民間の關係につきましては、雇用

促進事業団におきまして労働保険特別会計のお金によりましてコストは賄っておりますし、そういう關係で、国家公務員につきましては国の予算で行いますが、地方公務員については、実際にそういう融資を行われるそれぞれの地方公共団体の予算に計上していただいてそのコスト面を負担していただくということになるわけでございます。

○広田幸一君 国家公務員の關係については労働省はそれとに把握されておると思ひますし、間違いないと思ひますけれども、地方公共団体の場合は、いま局長がおっしゃったような方向で話体は、いづれにしても、地方公共団体は自治省の關係でございまして、地方公共団体がいや、そういうものはうちが持つたぬというふうなことはありせんか。詰めはどうなっておりますか。

○説明員(森英良君) 地方公共団体の中にも、そもそも財形貯蓄はまだやってない団体もいっぱいございまして、また、財形融資につきましても、やるところもあればやらないところも出てくるわけでございます。必ずしも一斉にということにはまいらないと思ひます。一応、地方公共団体でそういう融資を行おうということになれば、予算措置はできることになっておるわけでございます。

○広田幸一君 地方交付税の単位費用の中に七十四円というものが予算化されておるわけですね。それはそういう場合の手数料というように聞いておるわけですが、それはそれとして、別に私の言っておりますのは金利差の利子補給の問題です。ですから、時間がありませんで、まず、そのことは地方公共団体でこの制度が四月から四月から発足する場合には、地方団体は、地方自治体はそれをやってくれると、こういう前提でいまお考えになっておるというふうに理解していいんですか。

○説明員(森英良君) 何分にもまだ地方自治体、市町村等も加えて多数あるわけでございますが、財形貯蓄をやっておるのはまだ部分的である。まして財形融資をやるところもまだ全面的にやる

という体制になっていないわけでごさいます。したがって、なかなかその面を国が地方交付税等で勘案することとむずかしい段階にあるように聞いておるわけでごさいます。しかしながら、自治体自身がこういう融資を行うという事になれば、その面での予算措置を講ずることについて何の障害もございませんで、そもそも金がないという問題は別にいたしまして、特に勤住協等は公務員への分譲ということに非常に関心を持っておりまして、これはまた勤住協の場合には実際に分譲事業をやる地域がこれまた限定されますので、結局はその候補地、いわゆるその近辺の自治体に対して勤住協としては大いに働きかけをして予算措置を講じてもらうようにしたいとお気持ちのように伺っております。

○広田幸一君 結局、地方自治団体の趣旨は、そういうことを労働省としても地方自治団体に要請するけれども、それを決定するのは地方自治団体の自主的な判断であると、こういうふうな理解してよろしいですね。

○説明員(森英良君) 仰せのとおりでございます。

○広田幸一君 私はこういう問題をひとつ質問をしてみたいと思っておりますけれども、基金制度の場合は労使が協議をして内容をいろいろ決めるというふうになっておりますけれども、現在までの給付制度の場合は、事業主が一方的と言つてあれですけれども、大体事業主の考え方ですべて制度を進めるといふふうになっておるわけですから、私はこれに対していわゆる従業員の組合があるときは組合、そういう労使がいろいろ話し合いをしていくという形が、この制度を運用していく上において非常にいいんではないか。基金制度の場合もそういうことが特に考えられておるといふふうについておるわけでありまして、給付金制度の場合もそういう考え方をこの法律の中にどういうふうに入れたかというところは別としまして、そういうことが確認できるようなぐあいにし

た方がいいんではないか、その面の利点はいろいろありますから、時間をごさいますので省略をしますが、何か労使が話し合いをしていくというふうなものが制度の中に盛り込まれるようなことについてどうお考えになりますか。

○説明員(森英良君) 給付金制度は基金と違ひまして、これは事業主と金融機関の間の双務契約でございまして、しかも、その受益者は勤労者になる、こういう関係でございます。したがって、勤労者は契約上の受益者としての立場でございまして、これは法律上、要するに事業主が出したお金を金融機関が運用した成果を受け取るという立場でございまして、その契約自身について余り当事者のように関与する立場にないものでございまして、基金におけるように制度的に労使協議というふうなことを繰り返すことは非常にむずかしいわけでごさいます。しかしながら、財形法上給付金制度を導入するかどうかという点、さらに導入した場合の加入資格をどうするか、また、拠出金の額等の決定、あるいは変更等につきましては、いずれも前もって労使の合意による協定が必要である。その協定に基づいて事業主は金融機関に金を払い込んでいくということになっておりまして、一応先生御指摘の点は、そういう形で制度の面でも措置はされておることでごさいます。

また、実際の運用面を申しますならば、これはおっしゃるとおり、労使でいろいろ常に話し合いをしていただくことは結構でございますので、そういうことが実際に行われるように、これは指導の面でも今後とも配慮してまいりたいというふうにごさいます。

○広田幸一君 労使がうまくいっておるところはいいんですけれども、労使がうまくいってないところは、やっぱり経営者の方が事業主の先に立つ、おれのところからいろいろ金も出していって、じゃないかというふうなことになるように、やっぱりその使われておる従業員、労働者は弱い立場なんですね。ところが、いろいろ金融機関を指

定をする場合に、自分はここにやりたいというのがあるわけですね。いやそうでない、うちの会社はこういうところと取引しているから、この金融機関にしたいんだと、こういうふうな言われれば、なかなかそれに対して従業員は、労働者はやっていけないという実情が実際あるわけですね。そういう場合を私とらえて言っておるわけでごさいます。局長のいまの答弁からすると、この中にきつちりと労使がこうせいというふうなものはっきりしたことは言えないけれども、あくまでもこれは労使が話し合いをしてうまくこの制度を運営をしていく、そういう考え方を今後も各事業所に対して指導をしていく、こういうふうな確認をしてよろしうございませうか。

○説明員(森英良君) 給付金制度につきましては、先ほど申し上げましたように、給付金契約、これは事業主と金融機関の間で結ばれるわけでごさいます。そういう契約を結ぶ前提として、やはり事業主側と労働組合、あるいは過半数を代表する労働組合がない場合は従業員の過半数を代表するものとの間に協定が結ばれて、そもそも事業給付金を導入するかどうか。それから、どういう金融機関を選ぶか。また、拠出金をどのくらいの額にしてどうするかといったような基本的な事項が全部実際に労使間で協定されて、それが基礎になって事業主は金融機関と給付金契約を結ぶということになるわけでごさいます。基本的な内容につきましては、そういう形で手当てができておるといふふうにごさいます。そのほかにも必要に応じて、常時労使間でいろいろ話し合いをしていただくことは結構でございますので、そういう線で指導をしてまいりたいというのを申し上げたつもりでごさいます。

○広田幸一君 私、最後にお聞きしますけれども、冒頭ちょっと触れましたけれども、どうもこの制度を見ておると、労働者が、勤労者が全く利益をこうむっていないというところにごさいます。労働者に、勤労者に利益を与えるというのが

この法の趣旨でありますから、ただ足りないところもだんだんあるわけですから、ただ一方、この預貯金の面でも、かなり金融機関が得をしておるといいますか、資金コストがかなり安くついております。ところが言えると思います。それは一兆八千億円の金がいまそれぞれの金融機関に預託されておるわけでありまして、私は、この制度が進めば、基金制度がまたできる。それから今度は公務員の場合には適用になる。公務員は現在やっておるところもあるわけですから、これが全国的に広がっていくれば、それぞれ自治体は指定金融機関等を通してそういう運動をしていくと思ふんです。そうなりますと、金融機関は余り労せずして金がかかり集まってくる、こういうふうには思ふわけですね。

時間がありませんので、本日は私は、いまの一兆八千億円の金が何年先になると想定した場合に、どのくらいの金が金融機関に預金されるかということも、労働省としても想定をされておるだろうと思ふんです。それに対して、実績が御承知のようであつたかどうかになつておるわけですから、実際は三分の一が雇用促進事業団を通して勤労者に還元されるわけでありまして、その三分の一もまるまる、ほとんどつて言いますか、三分の一を使うまでには相当な日時を要する。それまではかなりの利用しやすいような制度に改善をしていかなければならない。私はそう思ふわけですね。そうすると、あとの三分の二というものは、まず三年間というものは絶対動かぬことになつておりますし、金融機関としては非常にうまくできた制度だと、こういうふうには思ふわけですね。そこで、私は、次に言いたいことは、そういう金融機関が資金コストが安くつて、しかもまたまった金がかちつきちつと入る、しかも固定しておるという意味がらして、金融機関は、これはかなりの利潤が出るというふうな理解するわけでありまして、そういうものを勤労者に還元をするというふうな方途について、労働省は今日までどういうふうにお考えになつてきたかということをして

お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(桑原敬一君) 財形貯蓄につきましては、御指摘のように、日本人が非常に貯蓄性向が高いというようなこともありまして、また一面には、税制上その他のインセンティブがいろいろある。それからまた、銀行も非常に勧誘するといふようなことで相乗効果もありまして、私どもの予定の足取りで貯蓄はふえてまいったと思つております。その半面、三分の一の還元というものが十分でないということにつきまして、私もいろいろ制度の不十分さということも反省させられておりまして、そういう関係から、私も今いろいろ工面しながら貸付条件の緩和とか、いろいろな面で制度改善をしたつもりでございますけれども、また一面、進学融資等についても新しい道を開いたわけでありますけれども、こういった還元についてのいろいろな道を新しく開く、あるいはその還元についてのいろいろな条件の整備といふようなものについても、今後も努力していかなければならないといふふうに痛感をいたしているようなわけでございます。

○広田幸一君 時間が参りましたので残念ながら終わるわけでございますが、局長が今後努力していくということでございますので、それに私は期待したいと思つておられます。何か特別の金利を何らかの形で還元をしてやる。金融機関の方はこれは還元してないわけですからね。国の方として、税制上の問題とか、いわゆる雇用促進事業団の資金の分とか、そういう面で用立てはしておりますけれども、金融機関としてはいまのところ還元をしてない形になっておるわけですね。ですから、私は、この問題は金がどんどんとふえる、しかも三分の一がなかなか消化できないといふことになってくると、必ず問題が出てくると思つてます。ですから、そういう意味で、私は、この金融機関に対してやはり何らかの形で勤労者に還元をされる、こういうふうな方途を考えてもらわな

きやならぬ、こういうふうに思ひます。私も機会があればまたこの問題を労働省にただしたいと思ひますので、ひとつ、そういう御努力を特にお願い申し上げておきたいと思ひます。

最後に、労働大臣には、途中二、三回労働大臣の所見も承りましたけれども、同じようなことを申し上げますけれども、この法律というのは、あくまでも勤労者のいわゆる生活を守つていく、特に持ち家をつくるというのが当初からの考え方でございまして、申し上げましたように、本當にいまの厳しい情勢の中でこの持ち家を持つということはますます困難になってきておると思つております。そのためには、私は、より以上にやはりこの制度の改善をする必要がある、労働者が本當に使いやすいような制度に改善をしなければならぬ、こういうふうなふうに思つておられます。私は、大臣がおっしゃったように、私たちもそういうことについていろいろな場を通してやっぱり後ろ盾になっていかなければならぬと思ひます。

○渡部通子君 建設省においていたしておりますので、最初に若干お尋ねをしたいと思ひます。先ほど労働省の方からのお話はございましたが、昭和五十二年度財形住宅の計画と実績、これをひとつ建設省の方から、どのくらいであったか御報告いただきたいと思ひます。

○説明員(鴨沢康夫君) 五十二年の計画は、私どもの扱つております住宅金融公庫関係の実績を申し上げますと、計画戸数は一万五千戸を計画をいたしておりました。ところが、実際には非常に諸々の事情があつたことと思ひますが、実績をいたしましては、四百四十一戸にとどまつたといふのが現状でございます。

○渡部通子君 それは住宅金融公庫の方ですね、雇用促進事業団。

○説明員(鴨沢康夫君) ただいま申し上げましたのは、住宅金融公庫分でございます。雇用促進事業団分は、同じく一万五千戸の計画でございまして、十一戸が実績であつたといふふうに承つております。

○渡部通子君 余りにもかけ離れた実績ですけれども、原因は何だとお考えになりますか。

○説明員(鴨沢康夫君) これは金融公庫分に関するものでございまして、私どもの方のPR等が行き届かなかつた問題等もございまして、それから、現在の財形貯蓄をなさつております方の平均貯蓄額が、大抵労働省からあるいはお話があつたかと思ひますが、私も資料をいたしまして計算したところでは、一人当たりの貯蓄残高二十四万円強ぐらゐといふふうな現状でございます。したがしまして、住宅を建てるために必要な資金に達しておられる方がかなり少ないのではなからうかといふふうな感じもいたします。

それから、御参考のために申し上げますが、住宅金融公庫では、持家取得のための郵便貯金という制度を行つております。これは郵便貯金をなさる方で持家の取得を目的になされた方、ですから、これはもう全く家を取得するということが目的で貯蓄をなさつておられるという方でございますが、そういう方の現状で申し上げても、たとえば五十二年度には、その口座数が二十五万九千ございまして、これに對しまして、実際に金融公庫に借りにお見えになる方というのが、現在の実績で大体五千四百戸ほどでございます。こういうふうな実績から推して、かなりその辺の算定のところ、もとの数が大きいことと、それから実際に持家取得が実現する率とが、かなりこういう貯蓄の場合に、何か促進策を講じないと、なかなか実現してこないといふことがあるのではないかとこのように考えております。

○渡部通子君 五十三年度は二万戸で、四百億という計画を立ててございましてね。

○説明員(鴨沢康夫君) そのとおりでございます。

○渡部通子君 それの積算の根拠を簡単に示しただけですか。なぜ二万などという数が出てきたのか。

○説明員(鴨沢康夫君) 積算の根拠につきましては、大体現在、住宅金融公庫で家をお建てになつております方の平均の建築費等から単価を出しまして、それで所要資金量をはじき出したわけでございまして、それで、二万戸という戸数についてでございますが、これは大体ことしの実績を見まして、断言はできませんけれども、住宅金融公庫の貸し付けとの合わせ貸しが非常に率が高つております。現在のところ、七五％程度の合わせ貸し率になつております。そういうことから勘案しまして、それから今御審議を願つております財形法の改正によつて、貸付条件その他が非常に有利になるといふようなことを勘案いたしまして、あるいは少し前年度の実績から見て大きくもありませんけれども、やはり少ないよりはむしろ大目にしておいた方がよろしいのではないかとこのように算定をいたしました次第でございます。

○渡部通子君 非常に無責任な決め方だと私は思ふのです。ですから、二万戸、それで四百億などという数字をばんとお出しになるけれども、実際それが、一体ことは一万五千戸でしよう、それに対して四百、これ見ただけでも啞然とするほどなんです。それをまたふやすといふのは、

かなりの根拠がなければ、五千戸もプラスするなどということとは、普通の頭では考えられないのじゃないかと、私は素人だからそう思うわけです。そういう目で建設省の住宅建設計画戸数などというのを見ますと、やはり財形住宅として二万戸と、こう計上されています。そうすると、やっぱり一年間たつて何百万戸を建てるのかわからないけれど、一体建設省の住宅建設の戸数というものは、いつもこういうまことに根拠薄弱で、建ちそうもない数を平気で計上しているのかと、こう言われてもいたし方ないと思うのです。ですから、実際、実績はどの程度に見込んでいらっしゃるのか、去年の推移からいたしまして、これは一体財形でどのくらい建てるおつもりなのか、本気でその点おっしゃってください。

○説明員(鴨沢康夫君) 五カ年計画との関係で申し上げますと、五カ年計画とは実は先ほど申し上げましたように、財形で家をお建てになる方の相当部分、恐らくは大半に近いものが金融公庫との合わせ貸しになるというふうに私も考えております。したがって、まあ私もその戸数の戸数に財形住宅は二万戸と一応書いてございしますが、これは五カ年計画の数字の外になっております。つまり、住宅金融公庫の戸数の中に、ダブルカウントになる数字として別掲してございします。ですから、そういう意味では、五カ年計画の戸数の方がいい加減な数字ではないかという御指摘は、この点に関しては当たらないのではなからうかというふうに考えております。ただ今年度、それでは二万戸という計画枠をもって、どのくらい実績として出る見込みかというお尋ねでございしますが、これは実は、私もこの二万戸という数字を要求いたしましたのは、御存じのとおり、前年度の八月に概算要求をいたします。このときには、まだ財形融資が始まった直後でございまして、実際の応募状況がどういふふうになるか、実績がどういふふうになるかというふうなことがはっきりしない時点で、一応一万五千戸という数字で、五十二年が始まった直後でございします。そのため

に、それをそのまま実はお認めいただいたために、こういうふうな数字になっておりますけれども、これは実際の実績としては、ただいま申し上げたように、住宅金融公庫の戸数の大幅増等とあわせまして、かなり今年度よりは状態が格段に改善されるというふうなつもりでおりますけれども、本年度財形の二万戸のうちどれだけの戸数かという推計は、ただいまのところまだいたしておりません。

○渡部通子君 非常に大ざっぱであるということだけがはっきりしたと思うのです。きょうは建設省が主体ではありませんので、この程度にとどめますけれども、やはり労働省とよくその辺も連携をとっていただいて、条件の緩和に努めていただくと同時に、建設省のサイドとしてもPRをしていただいて、せっかくできた制度であるならば育てていく方向に努力をお願いしたいと思います。二万戸などというのは天文学的数字でございまして、私はせいぜい四けたければよろしかろうと、今年の建築もそんな気がいたします。ですから、本当に勤労者のためにある制度として育てていただきたい、これをお願いしたい。午前中ここへおいででございませんから様子はわからなかったかと思ひますけれども、ずっと審議を聞いておりました、なかなか具体的に家が建つということはお困難だというのが、この制度のいまだ現時点における実情でございしますから、その辺の実態掌握もきちつとお願いをしたいと思ひます。

労働省にお伺いをいたしますが、先ほどの、午前中の最後のお話の中で、東京近郊に一軒家を建てる具体例をお示しでございました。私はやはり財形を少し勉強してみまして、実際にこれで家は建つのかというのが一番の疑問でございします。貯金ばかりがたまつております、還元融資はなかなかうまくいかない、そのうちに目減りをしてしまふというのが実際のいまの世の中の趨勢でございまして、これに対してお手当てがちびちびしておりまして、家も建たず貯金はたまる、そして年々減価してしまふというふうな形でするす

るいつてしまふんじゃないかなという不安がつのるばかりなんです。実際、家が建つのか。先ほどの森説明員のお話によりまして、二十五歳から始めて七年後に家は建つという数字をお示しになりましたね。あれはあれですか、そうすると月給、年収幾らと見ていて、そして二割の貯蓄をとっしゃるわけですか。

○説明員(森英良君) 労働省の行っております賃金構造調査がございしますが、それによりまして、現在二十五歳の勤労者の平均年収が二百十八万円と、七年後三十一歳で四百二十万円と、ベアが年六・九%という推計を使っているわけですが、一応そういう想定で考えておるのでございします。

○渡部通子君 年収二百十八万円といたしますと、毎月その二割を貯金しますと四十三万六千円、これを一年間に貯金していくということになるんですね、二十五歳から七年間。この二割という根拠はどこから出たんですか。私は実際月額にしますと十五万から十三万ぐらいの手取りで、その中から二割を貯金して七年間、二十五歳から続けるといふのは非常に困難な数字だと思ひますけれども、その二割という根拠はどこですか。

○説明員(森英良君) わが国の平均貯蓄性向といふのは、御承知のとおり大変高うございまして、現在では平均で二四・五%というのが貯蓄性向の数値になっておるわけでございます。まあやはり住宅を取得するということ、現在勤労者にとりまして相当の大事業であるという事実は否定できないところでございます。したがって、もし住宅を取得を計画するすれば、その平均に近い程度の貯蓄努力をやつたりやつていただく必要があるのではないかとこの考へ方でございます。

○渡部通子君 総理府の貯蓄動向調査を見てみますと、二十五歳から二十九歳までの貯蓄平均額は三十五万から三十八万、そうするとやつぱり、四十三万六千円というのはかなり高額にもなるわけなんです。二十五歳から三十二歳という年齢は、ちょうど結婚をいたしまして、子供ができた、一番アパートの権利金が入るというふうな、一番

またお金のかかる時期だし、かといって、奥さんが働けない時期なんですね。こういう時期にコンスタントに七年間二割を貯金する、しかも平均の貯蓄よりもかなり上回った貯金をするなどということは、私の経験から考えて、また、私を取り巻く友だちなんかの生活実態から見ても、非常にこれは私は困難な、幾ら家を建てるからといって、それだけの努力を積み重ねる勇氣に踏み切れるかといったら、結婚当初でこれはなかなかむずかしいことだと思ひます。それを、家が建つんだと御説明をなさる労働省がモデルとしてお使いになるということとは、私は妥当ではない、こう考えます。

それから、今度返済の時期ですけれども、三十二歳から三十五年間、五十七歳まで、定年過ぎまでです。その間まあスタート時期においては年取の三割。これを返済するに当たっては問題ないかと先ほど御説明がありました。しかし、これがもし三割が、ベアスアップ等があつて二割になつたとしても、三十二歳から五十七歳、子供の教育費に大変お金のかかる時期ですね。しかも雇用不安の時期でもあり、ベアスアップが余り考えられないというふうな現今の社会情勢の中で、三十五年間これ、返済し続けるというところ、これは一体無理だと思ひになります。

○説明員(森英良君) 御指摘のように、いろいろ具体的な例におきましては相当にむずかしいことでもあつかうと思ひます。したがって、私も先ほどのモデルの御説明のときに申し上げましたように、これが楽々とできるプランであるということをお示ししたんではございませんで、当然、現在の状況のもとで勤労者が住宅を取得することについての困難さということをお前提にいたしまして、相当の努力をするということであればあながち不可能な話ではない、というふうな含みで申し上げたつもりでございします。

○渡部通子君 私は家は建たないと、こう思つてるわけ。ところが、そちらではお建ちになるとおっしゃるわけ。で、そのモデルとしてお出しになつ

たんで、しつこく聞いているわけなんですけれども。

大臣ね、二十五歳から七年間、嘗々として月給の二割取られてですよ、それが終わったと思つたら、今度は定年終る五十七歳まで、今度は三割近くを返済にずっと充てなきゃならない、一生が家の支払いですよ。しかも、それがかなりの努力を要する額と現におつしやってもいっしやる。

そのほかに、もしも万一家庭に病人を抱えたり、不慮の災難でもあったり、子供の数が多かったりといった場合には、もうこれで本当に首つり自殺が出てくるというのが、これが本当のいまの日本の国の勤労者の実態なわけですね。ですから、こういう数字をモデルにして、まことに雇用が安定して、年々ベースアップもあって、子供は平均しかな産まなくて、特定の事故もなく、人生順調だという家庭で、しかも努力をして、そして建てられるという、これをモデルにして家が建ちますと、財形をどうぞと言うのは、少し説得力が無理があるのではないかと思います、大臣いかがですか、お聞きになつて。

○国務大臣(藤井勝志君) 渡部委員の実際の生活体験を踏まえた、現在の財形貯蓄持家住宅制度の御批判、私も聞きながら至極こもつともな御疑問だと思つてありますが、ただ、まあ一つのモデルとして説明員からお答えをいたしましたけれども、こういう制度をひとつ軸として、そしてまあこれから財形貯蓄持家制度が一人歩きのできるようにだんだん整備充実していくと、こういうこと以外、それなら、この制度がないのとあるのとどっちがいいかというと、私はあつた方がいいと、こう思つておつた。だから、まあひとつ毎年工夫をし、いろいろやつておりますから、決してこの制度が大いに胸を張つて皆さんの前で説得力のある完璧な制度ではさらさらないと、全くまだ継ぎはぎだらけであると、このように私も思います。それだけに、今後この制度の充実については、財形審議会そのほかの意見も聞きながら、毎年の予算編成において関係方面とも密接な連絡をとつて、御指摘の点が少しでも解消するように努力す

るより以外方法はないと、この程度のお答えしか私はできないと、このように思います。

○渡部通子君 私が例をしつこく申し上げましたけれども、やっぱりこれじゃ余り家が建つというようなモデルとしてお使いいただかないようにお願いしたいんです。こういうのを聞かされるとびんと反発したくなるわけですが、そううまくいくもんじやないと、こうなりますので、これはもつとも運がよくいつての話と、こういう前提でお聞かせをいただきたい、これをお願いしておきます。午前中の質問とダブリも出てまいりますけれども、制度の中身について多少お伺いをいたしたいと思ひます。

先ほどから、財政措置においては後退を認めざるを得ないと、こういうことでございますが、私は、財政措置の後退を認めたというんでは制度の中身の前進にはならないんではなからうか。確かに、世の中が厳しい財政状況にあるというところはわかりましても、だからこそこういう制度に対しては予算の重点配分、これをしていただきたい。これを前提としてお願いをしたいと思います。特に、公共事業という政府の大変な政策の上から見ても、それから労働者の一番の希望という点から見ても、住宅ということは大事な問題でございます。それで、大臣おっしゃる通りに、ないよりはそれはあつた方がいいに決まっていますから、それを少しも財政面で後退をしないという、そこに何とが焦点を当ててもらえないかと、こういう願望を込めての質問でございます。

ダブリますが、退職後の非課税措置の延長について、これはやはり何とか財形貯蓄の有資格者に対しては、退職後においても貯蓄残高に対する税制上の恩典、これを継続すべきではないかと思ひますが、重ねての御質問になります、いかがでございますか。

○説明員(森英良君) 先生の御意見と全く同じ気持ちで、労働省といたしましては一応予算要求、是正要求をいたしまして、いろいろ政府部内で関係方面と折衝されたわけでございますが、先ほど

から何度も御答弁申し上げておりますように、非常には厳しい財政環境の中で、なかなか減税措置の拡大を図ることがむずかしかったということございまして、また、特に最近の景況の点から、貯蓄の奨励ももちろん結構でございますが、同時に、現時点について言いますと、むしろ国内の消費需要の喚起ということが景気政策的にもきわめて重要な課題になっておるような状況でもございまして、その他いろいろございまして、どうも貯蓄関係の税制面の諸要求は、いずれも私どもとしてはもう十分言うべきことを言つたつもりではありますけれども、結果的に今回につきましては断念せざるを得なかつたという状況でございます。

○渡部通子君 非課税限度額の引き上げの問題でございますが、先ほど他のマル優とのバランスを壊してしまふからという御答弁もあつたやうでございますけれども、私は、むしろこういう勤労者が自主努力によつて長期貯蓄をする、それを奨励、助長するという見地に立てば、多少他のマル優とのバランスを壊してもこの持家制度、財形制度の大きな柱となります。この非課税限度額の引き上げ、これ何とてか五百万からもう少し七百万なりあるいは八百万なりに引き上げることができないかどうか、いかがでしょうか。

○説明員(森英良君) この点も全く同じ趣旨で要求をいたしましたわけでございますが、委曲を尽くして主張はしたつもりでございますが、どうも何度も繰り返すやうで恐縮でございますけれども、先ほどのような事情ございましてこれも撤回せざるを得なかつた。ただ、財形貯蓄、最初はマル優がたしか五百万の利子非課税額のとときに百万で発足いたしました、前回の改正でこれを一挙に五百万に引き上げたわけでございます。その趣旨としましては、やはり現在の状況で、仮に持家取得の頭金ということになりますと五百万程度の貯蓄を財形貯蓄として利子非課税でやれるというところまで持っていくべきじゃないかというところとで五百万にいたしました、そのときにマル優は

三百万に上がりました。五百万対百万が三百万対五百万ということで大きく逆転しておるわけでございます。現在そういう引き上げの要請もございまして、平均的に見ますと、先ほどの御質問にもございましたが、財形貯蓄者のそれぞれの貯蓄残高はまだまだ低うございまして、大部分が五百万の枠に張りついてどうにもならないというところまでいっておりませんので、とりあえずの状況としては五百万でも十分やういけるんじゃないやうか。しかし、これは長い将来につきましては当然状況に應じてまた再検討すべき問題ではあるやうに考えております。

○渡部通子君 財形住宅貯蓄控除制度の問題ですけれども、これが住宅貯蓄契約を契約した者にだけ偏つてゐる。これはちよつと片手落ちではなからうかと思つて。そこで、財形貯蓄を行つてゐる者には、仮に加入の目的が住宅取得でなくても、自動的に契約と同等の恩恵を受けられるやうに改善すべきが本当ではないでしょうか。また、その控除額も現行制度よりも拡大すべきではないかと思ひますが、いかがでございますか。

○説明員(森英良君) 現行制度におきましては、一般の貯蓄に比べまして、やはり住宅取得のための貯蓄という点で、住宅取得そのもののむずかしさからくる点を考慮いたしまして、一般の貯蓄には認めていない税額控除という恩恵を予定しまして、さらに財形住宅貯蓄の場合にはその控除率を引き上げるといふ措置をとつてゐるわけでございます。そして、そこに一般の貯蓄と住宅貯蓄とのやはり違いというものを一応考慮いたしまして現在のやうな制度になつてゐるわけでございます。しかしながら、財形貯蓄全体につきましまして、もう利子非課税というやうな恩恵を超えまして、もつと積極的な援助をすべきじゃないかという御議論は、これはもう財形審議会でもきわめて強く出てゐる御意見でございます。私どももそれなりに今後検討しなやうな点だと思つておりますが、今回の改正につきましては、実はこの財形貯蓄そのものにプレミアムを支給しようというやう

すから積み立てはある程度しても、これがもし五倍六倍借りられれば、むしろ限度額千五百万などと言わなくてよろしいですから、この借りられるこの三倍というのをせめて五倍か六倍にしていただけのことの方がありがたい処置ではないかと思うのです。ですからその点、何とかならないかという点と、それから積んでいる間にどうしてもインフレヘッジという問題が出てまいりますが、それに対する何か国でお手当てを考えていただけのかどうか、この二点が大きなネックだと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員（桑原敏一君） 貸付残高の二倍の現行を三倍にするか五倍にするかというのは、私ども大分議論をいたしまして、五倍という線も一時いろいろと折衝いたした経緯はございます。問題は、この財形の住宅融資というものがやはり一つ

の制度でございますから、一つの成熟した形でございますかという事は、やっぱり十分に見ておかなければいけないのではないかと思います。いま残高が三十万だから、十倍貸したらいいじゃないかということがあっても思いますが、たゞ、ある一定の段階に成熟してまいりますと、たくさん融資残高になってまいります。その場合に十倍貸せば、やっぱり一人で十倍借りるわけでございますから、あと、その十人のうち九人は非常に借りにくいという問題も出てまいりますので、残高をどうするかというのはきわめて制度の基本に関する問題でございます。それで、私どももいたしましては、今回はとりあえず三倍に一応割り切りましてやっただけでございます。先ほど申しかりましたけれども、モデル計算をどうするかという問題でございますが、非常に理想的な形でそれは実態、合っていないのではないかと御議論でございますけれども、もう少し私どももそういう現実でできるだけ合ったモデル計算をしながら、残高をどうするか、あるいは貸し付け、預金をどうするかというふうな工夫はこれからやっていかなきゃならない問題だと思っております。

それから、インフレに対する目減りの問題でございますが、これも財形貯蓄だけの問題でございます。まず、政府全体の問題でございますし、私どもの基本は、こういう財産をつくっていく場合に、インフレというのは一番最大の敵であると思っております。そういう物価の抑制というのは政治の基本ではないかと思ひます。幸いに最近物価も鎮静化しておりますが、政府全体の中でこういう問題は議論を詰めていかなきゃならぬと思っております。ただ、私も財形といたしましては、それは言っても財形の中で何か方法ないものだろうかというところで研究いたしておりますが、たとえば給付金制度とかあるいは今度基金制度で事業主援助をいたしますが、そういうのも一つのややもすると目減りする財産に対する一つの付加給付的な形として私ども考えておりますし、そういう面での今後の充実も図っていかなくやならぬと、こういうふうにも思っております。

○渡部通子君 基金について若干伺います。基金設立の原則ということですが、まあ「一」の事業主の全部又は一部の事業場について設立することができ、「二」に「二」以上の事業主が政令で定める関係にある場合には、基金は、「三」当該以上の事業主の全部又は一部の事業場について設立することができ、「四」ありまされども、この二の場合の中に業種別、地域別で多数の事業主が基金を設立する場合、こういったものが含まれるかどうか、含まれないとするならばその理由とそういったものの救済方法があるかどうかをお示しください。

○説明員(森英良君) 政令で定める関係につきましては、同一資本系列でございますとか元請、下請というふうな密接な関係等も考えておりますが、やはり御指摘のように中小企業もできるだけ基金をつくりたいという場合にはつくられるように措置する必要があると考へますので、御指摘のようない地域別、業種別の中小企業が集まって共同でつくるという道も開きたいというふうにも考えております。

○渡部通子君 今回の法改正の中に、労働保険特別会計法の四条が改正されて、労災勘定から雇用促進事業団への交付金を出すようにしてございます。労災保険は法律上労働福祉事業を行うことができますように法はなっておりますけれども、その福祉事業の範囲は当然労災に関係のあるものになるのではないかと私は思ふんですが、一般的な財産形成のための事業に支出するのは筋違いではなからうかと思ひます。

○説明員(森英良君) 労災保険法につきましては、五十一年の改正によりましてそれまでの保険施設の規定が整備されまして、労働福祉事業という形でいろいろな付帯的な事業を行うことができるようになりました。それについて費用支弁もできるといふことになったわけでございます。その労働福祉事業の内容といたしましては、もちろん

労働災害に関連いたします災害の予防の問題でありますとか、あるいは補償後の勤労者のリハビリテーションの問題でありますとか、安全衛生関係あるいは補償に対する付加給付的なものもできるわけでございますが、同時に労働条件の適正な確保のために必要な事業といふものも入っております。一つには例の倒産の場合の不払い賃金の立てかえ事業でございますとかいふものをすてにやっておりますし、まあそのほか適正な労働条件の確保のための必要な事業も行えと。財形制度と申しますのは、これは要するに一種の労使関係制度でございます。財形貯蓄にせよ給付金制度あるいは基金制度にせよ、あるいは財形持家制度にせよ、いずれも労使間においてそういう制度を行うということが約定されて初めて実際に働き出すわけでございます。その意味におきましては広い意味の労働条件の一端をなすものでございまして、法律が特に推進を予定しております財形関係の事業につきましても、この労働福祉事業の一端といたしまして、労働保険から出すことも十分趣旨にかなつておるといふふうに考へまして、今回そういう措置をとつたわけでございます。

○渡部通子君 福祉事業という範囲を拡大解釈すれば何でもできないことはないと思ふんですが、けれども、一般会計の方が、予算が勤労者財産形成促進制度の改善の予算を見ると全体では増額はされておりますが、一般会計予算は一億一千八百万円から二千四百万円減少しているわけなんです。私はこういう財産形成政策といふものは、福祉事業といふよりも労働省の一般政策として扱うのが妥当ではないか、そつちの方が筋ではなからうか。こつちにお金があるから労災勘定から出しておこつたというふうな安易な政策をとつたとは思ひ上げませんけれども、先ほどからおつちやつていらつしやるようになかなか予算がとれない。こつちをみると、そつちを補助の方に使われたのではないかと。私は労働者のために使われるんですから、どこから出そうとそれは結構ですけども、やはり筋として、こつちのものには一般会計からき

ちつと予算を増額して出すのがむしろ本当ではなからうかと思ひますが、いかがですか。

○説明員(森英良君) おつちやるとおり財形制度に伴います予算上の支出といたしましては、大部分が労働保険特会から出ておまして、一般会計からの支弁はもとと少のうございまして。特に、昨年度に比べて一億何千幾少ということになりましたのは、これは大分以前に一応限度五億円で一般会計から雇用促進事業団に出資をするということになっておまして、毎年大体一億ぐらいつつ出資がついてきたわけでございますが、これが昨年度で一億五億に達しまして、これを原資に助成金等の支給の所要費用の一部に充てるといふことになっておるわけでございまして、その出資の終了と同時に若干減つたわけでございまして、それ以外の減少ではございません。

ただ、予算面では、歳出面ではおつちやるとおり労働保険特会の出資が、支弁が多いんでございまして、財形制度で一番金がかかっていると申します。国が費用を負担しておりますのは、実は財形貯蓄に対する利子と、非課税でありますとか、財形住宅貯蓄に対する税額控除というふうな形で、大宗は税制上の措置によつて行われておるわけでございまして、これは減税でございますから的確な数字じゃございせんが、いろいろ推定を設けて推計をしてみますと、すでに五十三年度でも数百億の国の一般財源の負担においてそういう措置がとられておるわけでございまして、これは減税という形でございまして、資金の性格は予算上の一般会計の支弁と全く同じ性質のものでございまして。したがって、数百億に對する七億何かの金のつきまして特別会計に支弁をしてもらつておるのでありますが、金額の関係から申しまして、あながち不当とも言えないのじゃないかというふうにも考へております。

○渡部通子君 やはり、労災保険といふものは、特定の目的があつて集められたお金ですから、第一には保険給付、第二には保険給付の付帯の事業、こつち限るのが私は筋だと思ひます。やりたい事業

があるから、お金があるからそつちへということを感じられないでもないです、そういう意味でなかなか労働者が算獲得ができないからというようなことで、安易な考えがちらっとでも入ったとしたら、やはり一線を崩すということはずいぶんではないか、これを申し上げておきたいと思ひます。

それから、審議会へ諮問していらつしやらないと思うんですが、その点も抜かりではなかつたらうか、これはつけ加へさせていただきます。簡潔に答弁してくださいね、時間がなくなりますから。

○説明員(森英良君) この労災保険からの支弁につきまして、労災保険審議会に諮問をいたしまして、審議会の御了承を得ているわけでございます。ただ御指摘のように、こういう形でやたらに何にでも金が出るということになっては困るという御意向は非常に強くございまして、したがひまして、この労働福祉事業の今後の取り扱いにつきましては、審議会においていろいろ研究していただくということになっておるわけでござい

やほりこういった事業協同組合を中心にした持ち家の促進が一番望ましいんではないかということに進めております。現実にはやはりこういった持ち家の促進の大部分はこういった協同組合中心で行われております。

○渡部通子君 そこで、財形融資の資格者は昭和五十四年四月以降財形貯蓄実績三年と、こうなるそうですね。しかし、現在は暫定措置として実績一年間、こういう資格条件として認められているわけですが、財形制度の趣旨と現実の中小企業における普及状態を考慮してみますと、この一年という暫定措置をもう少しばく延長していただくことが実情に合っているんではないかと私は思ひますが、この点ぜひお願いできないでしょうか。

○説明員(森英良君) 分譲融資の融資を受けます要件といたしましては、法律上三年以上財形貯蓄をやっておるということになっておりまして、ただ制度発足早々の間はとて三年に達するまでなかなか実際上動きませんので、暫定措置といたしまして一応一年で足りるということになっておつたわけでございしますが、その後五十年の財形法の改正によりまして、新しく財形貯蓄の範囲が拡大されまして、生命保険、郵便貯金というものが入ってまいりました。

○渡部通子君 最後に、事業協同組合について一点伺つておきたいと思ひます。

なかなか持ち家をつくるのが不可能であるという現実の状況の中におきまして、多少でも家をつくつていくためには、やはり個人ではなかなかこれはできない。したがつて、事業協同組合を活用するしかないと思ひ、もっとこれを有利に活用させてあげることがやはり持ち家の促進につながると思ひますけれども、こういう事業協同組合の今後のあり方、方針等についての御所見がまずございしましたら、局長なり大臣なり伺わてくだ

そこで、こういう新種の財形貯蓄を五十年の段階から始めた方につきましては、ちよつと制定当時のほかの財形貯蓄の貯蓄者と同じような条件がございしますので、さらに期間を延長いたしまして一年で足りるような取り扱いを続けてまいつたわけでございます。そして、来年の三月一日でその取り扱いが切れるわけでございしますが、来年の三月三十一日になりますと、もう融資を始めてから五年半を経過する状況になりますし、また、五十年の生命保険等の新しい財形貯蓄を始めた方々も三年を超える状況になりますので、そうなりました場合にはもともと還元融資でございしますので、三年程度の貯蓄実績をもつてそこで恩典を受けるといふことが一応筋であろうかと思われま

○政府委員(桑原敬一君) こういう住宅の分譲その他、こういった持ち家の促進につきまして、確かに中小企業個々の力ではなかなかむずかしいという面がございします。私も、この協同組合の認可そのものにつきましては通産省の所管でございますが、通産省とよく連携をとりながら

目の延長になるわけでございしますが、考えていないわけでございます。

○渡部通子君 考えていないということですが、でも、実績からいくと、まだ財形などというのはまだまだ知られていない。これは初めて知つて、入つてそれで何とか家が建てられるものならばという話をいまこう広がっている途中でございしますので、これできないという結論のようですけれども、その点もう一度検討をお願いしたいということを重ねて申し上げさせていただきます。

それから、事業協同組合ですけれども、これは利益取得部門がほかにございせんので、非常に活動費等に困つておる状態でございます。ですから、水増し融資などということも一部起こつたやうでございしますが、現在の融資事務取扱費三%、これを何とかもう少し見直していただいて、この制度充実、拡充のために、一%でも多少なりともこれを上げていただくというわけにはいかないでしようか。

○説明員(森英良君) 特に、中小零細企業に使用されております勤労者に持家融資を及ぼしますためには、どうしても協同組合方式によることが必要でございまして、したがつて、この健全かつ適正な発展ということにつきましては、私どもも大きな関心を持つております。そういう意味でなお制度が新しいものでございしますから若干の問題も生じておりますが、そういう点につきましてはさらに厳正な指導をいたしますと同時に、これについていろいろ他の御指摘のような面につきましては、これからよく協同組合の実態を掌握いたしまして、その上に立つて今後大いに検討いたしたいというふうにご考慮しております。

○渡部通子君 それから、事業団からの融資の利率の問題ですけれども、大体大企業関係で八%、それから中小企業関係で七・五%、勤住協で五・五%、これが七%、六・五%、それから五・五%と、こういう下がつたということでございますが、これ中小企業関係の扱いも勤住協並みの五・五%にならないものか。それから、なぜ大企業、中小

企業関係が下がったときに勤住協だけが五・五%の据え置きであつたのか、その辺はいかがでしようか。

○説明員(森英良君) 五・五%と申しますのは、住金の一般貸付の金利と同じでございまして、勤住協の行います分譲はこれは勤労者個人相手でございますので、そういう点も考慮して同列の扱いをしておるわけでございしますが、他の事業主に対する融資といたしましては、これは年金保険等の還元融資におきましても同じような利率になっておりまして、若干その点個々の勤労者に対する場合と扱いが違つておるというのが全体の公的融資制度の状況でございしますので、これを簡単に中小企業の場合五・五%にまで持つていくということとはちよつとむずかしいのではなからうかというふう

に思ひます。

なお、ほかの融資が下がりました場合に五・五%だけが据え置きになつたという点でございしますが、この五・五%と申しますのはわが国の公的融資の中で最優遇金利でございまして、もともとがきわめて優遇されておりましたので、これについては据え置かれたものと理解しております。

○渡部通子君 私はこれで質問を終わりますけれども、一つは非常に理解しにくいというややこしいというふうな印象が一般にも非常に強うございします。私はこの財形貯蓄、確かに貯蓄するだけになつちや困るんですけども、それだけでも勤労者にとつては非常にいいことだと思ひますので、ひとつPR方をお願いしたいと思ひますけれども、伸びない一つの原因もやぱりこれは知らな

いということが大きな原因。それから一つはやはりこしいということにあると思ひます。これを何とかもう少しわかりやすくして、一般の方たちにお示しいただけるように、この特段の配慮をしていただきたいと思ひますが、この辺を労働大臣から伺つて終わりにさせていただきます。

○国務大臣(藤井勝志君) 御指摘の点は、この法律が改正されて施行ということになりますと、私もぜひわかりやすいパンフレット、こ

たものをつくって利用者の便に供したいと、そしてまた逐年御指摘のような問題を改善をしていくと、こういうことを両々相まって努力いたしたいと思ひます。

○小笠原貞子君 ます第一に、個人持家融資制度の問題からお伺ひしていきたいと思ひます。

財形貯蓄の一つのねらいは個人持家を促進するというにあると思ひます。そして分譲融資というのは制度発足当時から推進されてきております。いま労働者、働く者は生活を守るために必死になつております。そして、資産を残すというよりも、むしろ収入の中で大きな割合を占める住宅費に苦しめられて、持ち家を何としても持ちたいというような点で努力は大変なものでござい

ます。そういうことから考えると、いまや財産形成などというものにはほど遠いという現状をまず最初に認識をしつかりさせていかなければならないと思ひます。その上、加えまして不況が深刻でござい

ますし、とりわけ中小零細企業には大きな打撃をもたらしております。中小零細企業というものは、非常に脆弱で、このよつて立つ基礎というものは、非常に脆弱で、福利厚生施設とか制度の貧困というようなことを考えますと、これも中小零細企業の立場を十分に考へていろいろと御検討いただきたいと思ひ

ます。これが現状の認識という点で、これがしつかりしていませんと、これからの今後の方針にとつて問題が残されると思ひますので、まずその点をしつかり認識するために、大企業と中小企業とを比較して一体どうなつてゐるのかという点をまず明らかにしていきたいと思ひます。

五十一年度の労働者福祉施設、制度調査報告というのがせんだつて出されました。これを見ますと、持家援助に関する制度を実施しているというのを企業別で見ると、五千人以上で九八・七％が何らかの実施をしている。千人から四千九百九十九人、八七・五％、百人から二百九十九人までが三二・七％、三十人から九十九人、これはわずかに一三・八％でござい

ます。これでも五千人以上ですと九八・三％、以下三十人から九十九人というところに飛びますと、これも一一・八％になつております。

それからまた、融資限度額というのがどうなつてゐるか。住宅資金、社内融資のみで考えてみても、これまた五千人以上は一千五百万円、小さい三十人から九十九人までのところは二百七十一万円にしかすぎません。また、金利はどうなつてゐるかと思ひますと、これまた五千人以上は金利四・九％と非常に低うござい

ます。三十人から九十九人までは五・三％というように、このおたくで調査されました資料というのを見ても非常に格差が大きいわけですね。残念ながらこの調査では三十人以下の企業というのについては出されてお

りません。というところで、三十人以下というものがどうなつてゐるかというのを考へてみれば、これ以上に大変劣悪な状態にあるということは想像に

かたなくないと思ひます。これにあらわれた大企業五千人以上と三百人以下の中小と非常に格差が歴然としてゐる。この事実について労働者としてはどういふうな考へを持つて見ていら

っしゃるか、まずその点をお伺ひしたいと思ひます。○説明員(森英良君) 先生御指摘のように、わが国の大企業と中小企業、さらにその下の零細企業、規模別に見まして、賃金

はもとより、労働時間の面におきまして、さらに労働条件、一般福利厚生関係、いずれの面におきましても、大企業においては非常に恵まれてお

るわけにござい

ます。○小笠原貞子君 確かにそういうふうになつてゐると思ひ

ます。そういうふうになつてゐると思ひます。その格差がひどくて、そして、それは、非常にこの格差がひどくて、そして、それでこの財形に期待をし、そして、それで助けてもらいたいという立場の中小の立場を示していると思ひ

ます。そうしますと、この財形貯蓄というものは中小が本当に助かるような、そういう立場でのいろいろな施策が講じられなければなら

ない、そう思ふわけなんです。そこで、お伺ひしたいのですけれども、個人持家融資制度というの

がござい

ますが、この制度では、一事業主が利子補給をしなれば、当該事業主の勤労者は融資を受けられないということになつてお

ります。そういうふうなことをやっていると、同じように財形貯蓄というものをやっていると、企業が資金力があつて一事業主の利子補給ができる

ところはそれを受けるけれども、その一事業主が利子補給ができないというようなところでは、実際にこの制度で活用することができないというよう

なことは、実質的な不公平さということになるのではないかと、そう思ふのですけれども、いかが考へていら

っしゃいますか。○説明員(森英良君) 財形政策の本旨が、勤労者の自主的な努力を踏ま

えまして、それに対して国と事業主がそれぞれにできるだけの援助をいたしましてその財産形成を促進するということにあるわけにござい

ます。この本旨を踏まえて、分譲の場合、ある持家融資制度につきま

しても、分譲の場合、ある持家融資制度につきましても、分譲の場合、ある持家融資制度につきましても、分譲の場合、ある持家融資制度につきま

しても、分譲の場合、ある持家融資制度につきましても、分譲の場合、ある持家融資制度につきましても、分譲の場合、ある持家融資制度につきま

しても、分譲の場合、ある持家融資制度につきましても、分譲の場合、ある持家融資制度につきましても、分譲の場合、ある持家融資制度につきま

しても、分譲の場合、ある持家融資制度につきましても、分譲の場合、ある持家融資制度につきましても、分譲の場合、ある持家融資制度につきま

が、一方、個人融資の方は、この分譲融資の普及状況も考えまして、より広く財形貯蓄原資の融資を拡大しますために、新しく五十二年度から行っているわけでございますが、これは個人融資でございますので、その場合には大企業の従業員であるか中小企業の従業員であるかという考え方は若干問題ございまして、あるいはその所得の段階に応じて金利差を設けるというようなことも政策論としてはあり得るかと思うんでございましてけれども、そういう個人融資につきましては他の公的融資も一切そういうことをやっておりますんで、全く同じ金利で貸しておるわけでございまして、中金の一般貸し付けもそうでございまして、そういう意味で、個人融資の場合には大企業労働者か中小企業労働者かというような面についての金利差は設けなかったということでございます。

○小笠原貞子君 いろいろ御見解を伺ったわけですが、私がかつて言いたかったのは、財形貯蓄という制度に勤労者は乗っているわけですね。それが事業主が一部の利子補給できるかできないかということによって差別が出てきまして、結果的には、ということば、制度的に見てやっぱこれは一つの不公平と言えないではないかというのが私の考えなんです。それはそう言わざるを得ないんじゃないですか、重ねて。

○説明員(森英良君) 個人融資の場合の負担軽減措置は、分譲の場合と違ひまして、一%と申しますけれども、融資額三百万円が限度でございまして、年間三万円、最大限度三万円、五年間で十五万円と、融資額が小さくなればもっと小さいわけでございまして、かなり分譲の場合よりは一般的に軽減するような形をとっているわけでございまして。それで、本当にやる気になれば相当広範な規模においてその程度の負担はできるのではないかと一ふうにも思いますが、しかし、御指摘のようにごく一部におきましてはかえってそれが障害要因になるといふことも考えられますので、この点は先ほど申し上げましたように、今後の検討課題として財形審議会等においても御議論いただ

きまして、引き続き検討させていただきたいということでございます。

○小笠原貞子君 ぜひ御検討いただきたいと思つてます。一%がいまおつしやつたような年間たとえ三万円ということでありまして、今日の不況の状況から見ますと、零細企業にとつては結構相応な負担ということも事実だと思つてます。金額も問題なんですけれども、やっぱりさつきも言つたように制度的に不公平だという点で御検討いただきたいわけですね。まして、さきの労働省調査によつても明らかになっておりますけれども、厳然として大企業と中小との間の格差が大きいということに頭に入れていただければ、このことはもつと真剣に受け取つていただけると、こう確信しているわけでございます。

さらに大事なことは、住宅資金融資について社内融資のみの企業が、規模が小さくなるに従つて多くなつていくという事実がございまして、三十人から九十九人の企業で他の融資、住宅ローンなどを組み合わせている企業は八・八%にしかすぎない。つまり、民間の住宅ローンや年金融資にしても、資金能力、担保能力がないために社内に頼らざるを得ないというのが現実でございまして。その社内融資も、先ほど挙げた数字で明らかに苦勞な立場に立たされておられると思うわけですね。そういう本場に困つておられる勤労者、そして大変不況の中で苦しんでいる中小零細企業という立場から考えてみると、一体こういうところの勤労者はどこに援助を求めたらよいのか。やっぱりここにこそ公的機関が手を伸べる最大の理由があると、私はそのことをまた再び強調せざるを得ないわけなんです。その点についてまた御見解を伺いたいと思つてます。

○説明員(森英良君) 御指摘のようにいろんな企業がございまして、その中で小零細企業、一番苦しいところほど勤労者の状況もいろいろ問題ございまして、その辺にいろんな政策の一つの重点を置くべきであるという御指摘につきましては私

ども全く賛成でございまして、今後の財形政策につきましても、そういう観点も踏まえてできる限りの改善を図つてまいりたいというふうに考えております。

○小笠原貞子君 その辺のところも問題だということについて検討したいとお答えでございまして、もうこれ以上詰めることはやめまされけれども、やっぱりこの一%というものが一体どこが負担をして、そして同じ財形に入つておられる労働者たちがこの恩典に浴されるようにするのはどうしたらよいのかという点について、ぜひとも具体的に御検討急いでお願いをしたいと思つてます。

次に、第二番目の問題についてお伺いしたいんですけれども、この財形貯蓄を一生懸命やつておりましたも目減りが出てくるということが、これは非常に具体的でかつ深刻な問題にならうかと思つてます。今日の物価の高折から、財形貯蓄の目減りというものが非常にみんなの頭を悩ましておりまして、いわば政策貯蓄というふうな考へていいと思つてますから、そういうふうな政策貯蓄はその目減りを直接的に回復させるということとはなかなか無理だと思つしやるかもしれないけれども、そういう無理だと思つしやるかと思つしやるか、この程度の目減りが予想されるとお考えになつていらつしやるか、まずその点をお伺いしたいと思つてます。

○説明員(森英良君) 物価上昇による貯蓄の目減りという問題は、確かに一つの大きな問題でございまして、財形貯蓄もある意味でそういう問題の渦中にあるわけでございまして、ただ実際にどのような目減りしておるかという点につきましまして、これは貯蓄の開始時期、それから貯蓄形態等々によりましてそれぞれ違つたわけでございまして一概に言えないわけでございまして、仮に財形貯蓄制度ができましたときに貯蓄を始めまして、そのまますつときておるといふことになりまして、これはやはり例の狂乱物価時代の影響が大きく響い

ておりまして、目減りは、大まかな試算でございまして、財形貯蓄につきましても年平均一・七%ぐらゐになるのではないかと一うな感じでございます。ただし、最近におきましては消費者物価も上昇率が年平均四%という線まで推移してまいつております。これに對しまして金利は、財形貯蓄の場合、一番低い定期預金におきましても五%超えておりますので、現時点においては実質的な目減りの問題は回避されておるといふふうに考えます。

○小笠原貞子君 いろいろなたとえは給付金とか助成金とかというものをやっているし、税額での控除もやっているというふうなことが、結果的にはこの目減りの対策に当たるといふふうな考へもおありだろうと思つてますけれども、財形貯蓄がいろんな形で金融機関に散在されておりますし、また現在の経済体制から見ても公定歩合に連動していくというところ、これまたやむを得ないと私も思つたわけでございまして、しかし、これがやっぱり普通の貯蓄と違つて財形貯蓄という立場での財形法の本来の目的、第一に言うところの勤労者の財産形成を促進するという立場から考へても、何とかプレミアムをつけるという方向、これが今後の政府の施策の基本方向として考へられるべきではないかというふうに考へますけれども、このプレミアム、割増しというふうな点について、どういふふうにお考へになつていらつしやるか。

○国務大臣(藤井勝志君) 物価が上がつて目減りするといふ問題は、これはもうすでにわが方からお答えいたしましたけれども、私はやはり御指摘のように財形貯蓄制度を根本から揺り動かすような影響がございまして、これは重大な関心事ではございまして、これはやはり物価の安定という背景で対策をし、そして補完的には事業主に対する援助制度とか、そういうもので支えるという以外には、これを利子補給なり、ストレートにこれを支えるというところは、私は全体の金利体系、こういう整合性から見ても適当ではないではないか

と、このように思いますが、それとこのプレミアムの問題で受けけれども、これは新しい発想と受けとめなければならぬと思ひますけれども、それだけに検討といひますか、研究せざるならぬ問題であり、同時にこれは相当財源がかかるんです。西ドイツの財形制度の中にはプレミアム制度が導入されておるといふことは聞き及んでおりますけれども、日本ではやはり財形貯蓄をやつて、その財形貯蓄をやる勤労者の自主努力を国と事業主でバックアップする、こういうことで、そのバックアップする仕方も税制面でいわゆる非課税措置ないしは税額控除をやつていくと、こういうふうな仕組みでこれを推進をするということでありまして、研究はさしていただきますけれども、いますぐプレミアム制度について、これが制度として取り入れるという、こういうことはちよつとやはり十分勉強していただきたい、こう思ひます。

○小笠原貞子君 本日に住宅を建てたいと、そして建てたてやうな立場からこの財形貯蓄といふものを出しなうというふうな立場、大変ありがたい御提案の法律の改正だと、こういうふうな受けとめるわけですが、まあ午前中からずつとるいろいろな質疑を承つておりましたら、大変いい立場で窓口は開いてくださったけれども、入った出口になつちやいましてね、奥行きがないわけですよ。現実にはなかなか建つといふことの実効的な効果が出てこないといふようなことを考えますと、いま西ドイツの例もお話になりましたけれども、やっぱりこの財形の基本的な立場から考えれば、相当手厚いプレミアムの方向で実施していかなければ解決しないんじゃないか、促進させられないんじゃないか。これは新しい問題としていまちよつと大臣おつしやいましてけれども、労働省としても昭和四十五年と五十年にわたつて予算要求、約十億程度の要求をなすつたといふいきさつがございますね。そうすると、これは労働省としても、こういうことが必要だといふふうには基本的にはお考えになつていらしたのだと思ひます。それがちよつと

いまむずかしいというお答えになるのは、やつぱり財政事情といふことに尽きるわけですか。基本的な姿勢としては前にも要求なすつていらつしやるんだから、これは基本的に考えが変わつたわけじゃなくて、どうも出してもいまちよつと大蔵がむずかしいといふところから引つ込めていらつしやるということなんですか。

○政府委員(桑原敬一君) 財形制度を私も検討する場合に、確かに西ドイツその他いろいろなヨーロッパの幾つかの先例を勉強しながら引き続き検討してまいつております。やはり私も、西ドイツ方式のプレミアムがいろいろか、税額控除あるいは非課税措置といふような税制面でやつていくのがいいのか、いろいろやつぱりその国の風土に合つたものと考えていかなきゃならぬと思つております。それからもう一つは、いま御指摘の背景といふものもそのときの検討の一つの大きなファクターであらうと思ひます。四、五年前は財政事情も非常にうごきましたし、むしろ二兆円減税をやろうかといふようなときでもありましたし、ドイツの発想といふものは、非常に強く當時は労働省としては刺激を受けておりました。そういう背景の中でそういう提案をしたこともございます。今回は、そういう議論も一応基本問題懇談会の中では出ましたけれども、いまのやつぱり取り巻く環境なり、いろいろ日本のな財形をつくらにやいかめといふようないろんな御意見もあつて、今回はその議論は中心になりませんでした。私も私どもといたしましては、この問題を含めてやはり忘れずに検討課題にはいたしますけれども、やはりそういう現実を踏まえながら制度の改善に努めていつていようなわけでございます。

○小笠原貞子君 朝からずつと聞いてますと、いろいろ考え方は私たちと同じ考え方に立つていらつしやるんだけれども、そのネットになりまうのはいろいろと経済事情がございまして、みんな悪いのは大蔵なのよといふような形に結論的に

はなつてしまふわけなんですけれども、やつぱりその辺のところは、大臣も閣僚の一人であらつしやるし、まあ家を建てるといふことで、一生懸命貯蓄するといふことで購買力といふのは非常に低下しちやうわけですね、国民の購買力といふのは、そういうことから考えても、やつぱりこれをもつと充実させるという意味で、いまお答えいただきましたように、プレミアムの問題についても財政事情がどうだかだめだといふんじやなくて、それをどう乗り切つて要求を通していくかといふことで御検討、御努力をいただきたいと思ひますが、まあプレミアム、すぐ無理だといふことでありまして、給付金の給付開始時に一時金としてオンするよな、出すといふよなことも考えられてもいいのではないかといふふうに思ふんですけれども、これも無理でございますか。

○説明員(森英良君) 給付金制度につきましては、中小企業に關します限りは率は決して高いとは言へませんけれども、一〇%、五%、三%といふふうな助成金を支給することにしておりまして、これはある意味で一種のプレミアムの効果を持つておると思ひます。ただ、その額をもつと高くすべきじゃないかといふような御意見は十分あり得ることと思ふんですが、とりあえず今回の場合には、財政状況等もございまして支給範囲の拡大といふことに限定いたしました。支給率の引き上げの問題は一応留保したといふことになっておりますが、これはまたこれから、今後の給付金制度あるいは基金制度の実施の経過を見まして、給付金の引き上げの問題については将来にわたつて検討させていただきますといふふうに考えております。

○小笠原貞子君 それじゃ第三の問題として、いま大変不況の時代でございますので、事業が倒産したとか、それから失業したといふよな問題が具体的に非常に出てきていると思ひます。そういう失業した場合の対策についてはどういふふうな考へていらつしやるのか、まあその場合には、一般的には融資残は一括償還、原資のないときは低当権行使になるが、財形は政策貯蓄に基づく融資であるといふことから通常の金の貸し借りと同様に考へるべきではないと、私はそう考へるわけですね。勤労者保護の立場から特にその対策が十分に立てられなければ、この失業、倒産の問題の多いときですから大変不安だと思ふんですけれども、その点について政府としてはどういふふうな御検討いただいていらつしやいますか、お伺ひしたいと思ひます。

○説明員(森英良君) 御指摘のとおり、財形融資は財産形成促進のための公的融資でございますので、事業主を通じて住宅の分譲をやつております場合、必要によりまして従来と同じ方法では資金の返済ができないといふことが起こりました場合にはつきまして、直ちに全額償還といふようなことはしないように、いろいろと措置を講じてまいることになっております。

たとえば、再就職をした場合には、旧事業主の雇用促進事業団に対する債務を新事業主が承継してくれといふことがありますが場合には、その形で新事業主を通じて返済を続けてもらうといふことにすることが可能でございますし、それから再就職先が旧事業主の有する雇用促進事業団に対する債務を承継することが困難だといふ場合には、債務を直接勤労者に承継してもらひまして、そういう勤労者から再就職先を通することなく直接財形融資の返済を雇用促進事業団に対してもらうといふ道も開いておるわけでございます。そういうことで、決して、失業すれば論理として当然に全額償還といふことにはしない方向で措置するつもりでございます。

○小笠原貞子君 大体のところわかりましたけれども、それじゃあ倒産して、それで今度失業して、今度再就職するといふ場合ですね、再就職の見込みがある場合と、その見込みのないのはどういふふうな具体的に判断なさるわけですか。

○説明員(森英良君) 再就職の見込みのことを

申し上げたものではございませんで、再就職いたしました新しい事業主が旧事業主の債務を承継してやろうという場合には、それを認めて新事業主を通じて償還することも認めますし、そういう趣旨でございます。

○小笠原貞子君 それは当然のことだと思ふんですけれども、そうしますと、再就職して新しい事業主との関係ができなければそれじゃあだめだと、再就職の見込みという段階ではだめだとはつきり再就職という形にならなければだめだということになるわけですね。

○説明員(森英良君) 再就職できませんで失業が続いておるといふ場合につきましても、直ちに全額償還という措置ではございませんで、本人になお返済能力があり、返済意思がある場合につきましては、旧事業主の負つております債務を本人に承継してもらひまして、本人が償還するということも可能になっておるわけでございます。

○小笠原貞子君 そうしたら、今度また別の場合なんですけれども、倒産して失業したというのはまだ本人が生きているからいいけれども、本人が死んじゃったと。いまみたいに交通事故がありまして、それからいろいろ労働災害やなんかで事故が起こつて死んじゃったときにはどうなんですか。

○説明員(森英良君) その場合には、相続人がその債務を承継いたしまして直接に雇用促進事業団に返済するということも可能でございます。

○小笠原貞子君 まあいろいろとあと、前の議員がお聞きになったので重ねてお伺いすることはやめますけれども、大臣、いろいろ朝からずっとお聞きになっていただいたと思ひますけれども、いま非常に不況の中で、こういう問題というのが非常に深刻な事態というのにも起つてまいりますので、いまおっしゃったように失業したからすぐ切るといふようなことはいいよとおっしゃっていただきますけれども、そういうようなときにはケース・バイ・ケースで十分手を加えていただくということと、それからやっぱりさっき言った

ように、窓口はできたけれどもまだまだ奥行きという点では足りない。検討すると言われても、経済情勢というのが検討して変わるわけでもございせんし、やっぱり経済情勢の大変な中だからこそ、この持家制度というものを充実させていかなければならないという立場で、本當にいまの情勢の中で関係の一人としての大臣の御奮闘を重ねてお願いをするということとで終わりたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

○柄谷道一君 まず、いままでの質問にも触れられてきたところでございますが、私は勤労者財産形成促進法につきまして、この制度発足の当初から労働側は割り増し金制度の導入を強く求めてきたことは、大臣以下御承知のところであらうと思ひます。インフレや物価上昇の中で財形貯蓄が実質的な価値低下、いわゆる目減りを来しているといふことにつきましましては、多くの説明を要しない問題であらうかと思ひます。私は経済変動や労働者の生活実態に即して財形制度を有効な制度として発展させていくためには、割り増し金制度といふものはぜひ導入しなければならぬ課題であらう、こう思つております。

いままでの質問に対する大臣の答弁として、財源もかかることでもあるし、しばらく研究させていただきますが、さきにも申し上げましたようにこれ制度発足以来の課題でございます。

そこでお伺ひしたいわけでございますが、この労働側の意見が取り入れられない、今回も見送られたという原因は、財源にあるのか、制度そのものが問題なのか、いずれにあるのかお答えを願ひたい。

○国務大臣(藤井勝志君) プレミアム制度、すでに西ドイツを初め実例があるわけでございますから、一つの考え方としては十分理解できる非常に勤労者の財産形成促進に役立つアイデアだといふことは私も十分理解いたしますが、ただなせですに長年提案をされておりましたが実を結ばないのかという、これは私は両方だと思ふんです。

財源問題とそれから制度論と、両方から来ているといふふうに理解いたすわけでございまして、全く新しい発想でございまして。したがって、日本の制度は先ほどもしばしば話が出ておりますように、非課税措置あるいは税額控除、こういった面で勤労者の自主的努力を誘発して、それに国と事業主がバックアップしていくという、こういう制度で勤労者の財産形成を促進していく、こういうこと、それとまた新しい発想だけにこれの財源措置といふものが現在のようになかなか厳しい財政状態の場合にはなかなかむずかしい、両方の事情が前々から検討はされながら結論を得ていないと、こういうふうには私は理解いたしております。

○柄谷道一君 いま大臣も触れましたように、もう御案内だと思ひますが、西ドイツでは一九五九年五月五日の貯蓄増し金法、一九六〇年八月二十五日の住宅建設増し金法及び一九六一年七月十二日の第三次財産形成促進法、これが制定されて、所得制限、いわゆる低所得者といふものを中心としたプレミアム制度といふものが実施されていることはもう御承知のとおりでございます。その率も相当高率なものである、こう思ひます。その他フランス、デンマーク等におきましても同様の制度が存在いたしております。

私はこうした諸外国の財産形成促進法というものを参考として、少なくともこれは長期の預金でございますから目減りをするといふこと、それに対する解決策といふものを併用しなければ、やはり目減りをするといふことがこの財産形成促進法の大きなネックになっているという事実だけはこれ否定できないと思ひます。私は何も西ドイツの制度そのものを日本に即導入せよと言つてはなくて、少なくとも財産形成の意欲を阻害しているこの目減り程度を補完する意味における一般財源からの割り増し金制度、こういうものは制度として当然真剣に検討されるにふさわしい問題ではないか、こう思ふのであります。大臣の御所見をお伺ひします。

○国務大臣(藤井勝志君) 確かに御指摘のよう

に、せっかく財形貯蓄、そしてこの持家住宅を實現しようという、こういう長期的な計画ですから、物価が安定してはいるものの、また物価の安定は政治の必要な大前提でありますけれども、長年の年月には目減りをいたしますから、これに対してストレートにプレミアム制度によって補完していくというのは、これは非常にきつめて簡明直截な私は政策手段だと思ふんです。ただ、先ほど申しましたように、わが方は税額控除あるいは非課税措置といふそういう面でも積み上げてきておりますから、これが財形貯蓄、持家住宅制度促進にこの制度を導入するということになると、他のやはり政策金融、こういったもののバランスといひます。また国全体の金融政策との調整、調和といふ、こういう面もありましようし、なかなか財源もかかるという昨今の厳しい財政状態でありまうから、なかなか前に進まない、確かに検討し研究するに値する制度でありますけれども、いまのところ前進を見るに至らずと、こういう状態でござい

ます。

○柄谷道一君 私は他の制度とのバランス、それから国全体の金利体系との調和、これは大蔵大臣のお考えだと、こう思ふんです。そういう金利体系の中に、あえてこの財産形成促進法を設けたといふこの立法の趣旨からすれば、他の横並びの金利体系といふものは、いわゆるプラスアルファの政策といふのが当然加味されてしかるべきではないかと、こう思ふんです。それがあえてこの特別立法といふものを、特別な立法を制定したゆえんではないか、こう私は思ふわけでござい

○國務大臣(藤井勝志君) 御提案の趣旨は十分了承いたします。ひとつ御趣旨に沿って今後私も検討させていただきます、このように思います。

○柄谷道一君 その、その検討に付加して大臣の御見解をお伺いしたいわけでございますが、デ・マークの被雇用者投資配当共通基金制度、それからフランスにおける労働者参加特別準備金制度、またルノー国有会社従業員持ち株制度、西ドイツにおける従業員持ち株の促進や国民株式の発行政策、こういったものを見てみますと、私は欧州における財産形成の今後の方向が財産分配構造の是正、ななく生産資本への労働者の参加の促進という方向を指向しているのではないかと、このようにも受けとめられるわけでございます。労働組合の中で同盟などがいま参加問題を大きな課題として取り上げていることは大臣御承知のとおりでございます。こういう、いわゆる参加の促進と財産制度との結びつき、こういう問題について大臣は何かお考えになっておりますか。

○國務大臣(藤井勝志君) 大変御勉強された情報をお聞かせいただき、いま示唆に富んだ御提言をいただきましたが、確かに検討に値する私は御意見だと思えます。ただ、私が一つ心配いたしますのは、やはりこの生産資本に参加するといいますが、株などを持つという、これはやはりいい面もありますけれどもまた下がるというリスクがあると、こういう点で果たしてこれが真の労働者の財産形成に十二分であるかという、私はいま申しましたようなマイナス点がある、だからこれは慎重に検討をしなければならぬ。従業員の経営参加の問題、労働者の経営参加の問題、これは私は非常にその点においてはいい考えである、このように思いますけれども、やはりリスクを伴うということから考えて、なかなかむずかしい問題が含まれておるのではないかと、このように思います。

○柄谷道一君 私はこの参議院の政治経済事情視察の調査団の一員として西ドイツへ伺いましたときに、西ドイツにおける生産的資産の七四％が一・七％のものによって所有されている、という

ことは、西ドイツは社民党政権でございますが、その社会主義そのものに反しそれが社会不満の根源である、こういう議論から、広くこの財産形成の一方としての参加問題ということが議論され、これが、方法論においていろいろ問題はございますけれども、西ドイツの健全な労働関係というものに支えられて、大きくその方向に前進していくのではなからうかという展望を得たわけでございます。このことにつきましても、本日このことに對する議論を応酬しましたら非常に深い問題でございますので、この程度に私はいたしますけれども、ぜひ大臣の、このプレミアムという方法と相並行して、十分基本問題懇談会等においては論議を深めていただきまして、そのことに對する確な方針が一日も早く打ち出されるようにこれは期待いたしておきたいと思ひます。

次に、私は、財産貯蓄制度につきましては、税制、財政面からの優遇措置というもののついてさらに洗い直されるべきであらう、こう思ひます。当初の労働省案と対比しますと、先ほども指摘されてきたところでございますが、私は、一つは中高年齢者の非課税枠現行五百万円を七百五十万円とするという点、定年などによる退職者についても非課税措置を講ずるという点、海外転勤者についても同様の非課税措置を講ずるという点、それから、転勤者についても従前の残高により財産貯蓄の預け入れを行うことができるようにする、という点、それから、社内預金から財産貯蓄への切りかえができるようにする、という点、及び財産住宅貯蓄の税額控除の対象限度額を引き上げるといふ点、合わせて六点が当初の労働省案より消えているわけでございます。いままでの質問によりまして、大蔵の抵抗により大蔵省がなかなか御理解願えなかったというようなニュアンスの御答弁もあつたように思ひますけれども、これも横並びという立場は立場でございますけれども、やはり、労働者財産形成促進という目的をもつてこの立法が行われた、この趣旨からいいますと、特段余り横並び論に固執すべき問題ではなくて、特段

の配慮というものが当然なされてしかるべきではないかと、こう思ひますが、主税局としての御見解をお伺いします。

○説明員(矢澤富太郎君) ただいま先生御指摘の御要望は、確かに五十三年度の税制改正で労働省の方からいただきまして、真剣かつ具体的に議論をしたところでございますが、総括的に申し上げますと、ただいま先生からお話もございましたように、この財産制度にかかわりまするものもろの税制上の優遇措置は、労働者の財産形成のための自助努力を奨励するための税制上のあくまで特例、優遇措置でございます、ということとは、課税の公平をある意味では犠牲にしながら特別の措置を講じているということでございますので、どうしてもバランスとか、あるいは執行の厳格を期さなざるを得ないわけでございまして、バランスという点で申し上げますと、たとえば、現在少額貯蓄非課税制度、これは三百万円でございます。上りましたときは、前は五百五十万円から三百万円に上がったわけでございまして、当時、財産貯蓄は限度額百万でございまして、これを一挙に五百万に引き上げたというふうなきさつもございまして、また、財産住宅貯蓄につきましては、現在最高でございまして年間五百万円の税額控除が認められることになっております。しかも、預入期間は七年以上十年以内ということでございますから、非常に長い間にわたつてかなり高額な税額控除が認められておりますし、その五百万円の税額控除と申しますのは、たとえば夫婦、子二人の給与所得者でございまして、年収三百万円というところまあは平均的な水準かと思ひますが、その方々の納付する税額は六万六千円でございますから、税額控除の水準としてはかなり高いものではないかと思ひまして、いろいろバランスも考えますが、そのバランスの中でこの財産の重要性を考えて、できる限りの措置を講じているというのが私どものいまの考え方でございます。

○柄谷道一君 もう一つ、租税特別措置法施行令第二条の五の六には、もう御承知だと思いますが、

財産形成非課税貯蓄申告を行った者がいわゆる離職をした、そして再雇用をされる、その場合の継続措置がうたわれているわけでございますが、それは、その解雇から再雇用までの期間が六カ月以内という限定があるわけでございます。これは、高度経済成長時代で、比較的失業いたしましたも有効求人倍率も高く、再就職というのが比較的容易であつたという時代と、いまは減速経済下、しかも産業構造の大きな改革、変化が行われている。一たん失職いたしますと、平均で有効求人倍率が〇・五台、しかも、四十、五十代になりますと〇・二、〇・三という低い実態、昨年末に制定いたしました特定不況業種離職者臨時措置法でも、こうした雇用の現状を踏まえて二年、三年という長期にわたつて再就職の努力をすることは当然でございまして、けれども、これに對する所得保障その他の援護措置がとられていない。こういう実態を考えると、私は六カ月以内の再雇用を条件とするというこの施行令は、やや現実の事態というものにマッチしていないのではないかと、現在の雇用情勢というものを踏まえて、この施行令の洗い直しというものが行われてしかるべきではなからうかと、こう思ひますので、いかがでございますか。

○説明員(矢澤富太郎君) 先生の御趣旨はよく理解できるわけでございますが、ただ、いまの制度の成り立ちを考えますと、金融機関の利子の計算期間は通常六カ月であるところから、実は六カ月以内という話が出てきておりまして、たとえば、退職直前に預金をされまして、利子の計算期間は通常六カ月でございますから、六カ月以内の間に転職された場合には、前に預金をされたものの新しい利子の計算期間というものは到来しないわけでございまして、すんなりとその源泉徴収の問題を何も起こさないで引き継ぎが認められるわけでございます。ところが、転職の時期が長くなつたりなんかいたしましたら六カ月を超えてまいりますと、初めの方で預金された貯金につきましては利子の期間が労働者の地位を失つておる、言

うならば失業の期間中に来てまいりまして、そうなりますと、財形制度のたてまえから言つて、そこで銀行は源泉徴収をせざるを得ないわけでございます。先生のような御趣旨を生かすとするれば、そのときに特例措置を何か講じたらどうかというところにしようかと思つたのでございますが、それが金融機関、あるいは源泉徴収の事務が大量の事務を画的に処理しなければならぬものでございまして、なかなか例外措置を設けるといふことが技術的に、現実的には不可能に近いんではないかというふうな考え方を私どもとしては持つてゐるわけでございます。

それからもう一点は、これは理屈の上の話になるかと思ひますが、本来勤労者の地位に基づいてこつての特権が与えられてゐるわけでございまして、その方が地位を失ふということはこれは確かにお気の毒な話ではございませうけれども、制度の仕組み全体が勤労者の地位にあるということとを前提としてでき上つておられますもので、その辺の考え方をどう整理していくかというのも一つの問題ではなからうかと思つております。

○柄谷道一君 私、労働大臣いま答弁をお聞きになつておつたと思ひますが、確かに横並びの税制上の優遇措置に比べてプラスアルファの配慮が加えられてゐることはもう十分承知しております。しかし、果たしてプラスアルファという程度がこの財形促進という目的に比べて十分であるのかどうかという点には、いろいろ見解の異なる意見の存するところでもございまして、いま主税の方からは技術的な問題が言われましたけれども、これも知恵を以て、自己都合で退職したとか、そういう人は別としても、構造不況業種で、働く意思も能力もありながら、産業の大きな構造改善の中で余儀なく離職せざるを得ないという方々の立場を考えますと、私は一工夫、二工夫あつて当然しかるべきではなからうかと、こつて思ふわけでございまして、大臣として、次の改善を目指して税制上の優遇措置の洗い直しと、いま申しました深刻な雇用情勢に対応する特例の特例

というものが検討されるべきであると、こつて私は信するわけでございしますが、大臣いかがでしよう。○国務大臣(藤井勝志君) 御指摘のように、特に昨今のようないやうな雇用の現実を考えますと、御趣旨はよく理解できますが、先ほど大蔵省からも御答弁がございましたように、やはり、制度論そのものの点と、それから同時に税務の技術面からなかなか困難な問題だといふふうな説明を聞いて、私も理解されるわけでございしますが、したがつて、ひとつこの問題は、きょうすぐどうといふわけにもいきませう、大蔵省と今後よく引き続き折衝いたしまして、やはり生きた人間のやることであり、制度はそれに沿わなきやなりませんから、ひとつできるだけ知恵を以てして検討させていただきますと、こつて思ひます。

○柄谷道一君 ぜひ前向きの検討を期待したいと思ひます。

私、西ドイツばかり例を引くわけでございしますが、その視察団の一員として渡航しました際に、西ドイツの実態を詳細調査いたしましたところ、現在西ドイツ勤労者のほとんどが貯蓄割増し金法、住宅建設割増し金法及び第三次財形法のいずれか、またはその併用による利益を受けてゐる。そして財形のための国及び地方公共団体における負担は、一九七三年の場合、年七十二・二五億マルクに達してゐる、この負担額は今後増大するであろう、こつていう展望を把握してきたわけでございまして。

そこで、お伺ひするわけでございしますが、今回の改正を含め、平年度における国の支出はどの程度だろうか。中小企業助成金、財形基金設置奨励金その他に分けまして、その数字を明らかにしていただきたい。

○説明員(森美良君) 五十三年度の財産形成関係の予算について申し上げたいと思ふんでございしますが、一般行政費を除きまして、次のようになってゐるわけでございまして。

まず、雇用促進事業団への交付金でございまして、これが七億四千八百八十七万七千円というこ

とでございまして、その内訳は、財形持家分譲融資関係の利子補給その他につきまして三億三千六百万円、財形持家融資関係が九千六百六十二万円、財形進学融資関係が千八百二十八万円、財形給付金基金等に対しまして助成金関係が一億一千四百六十三万円、財形基金の関係で六千四百六十六万円、その他人件費等が一億一千八百六十六万円というふうな内訳になっております。

なお、助成金関係につきましては、以上の交付金のほかに、既存の雇用促進事業団出資金といたしまして一般会計から五億円出ておまして、これの果実もあわせて措置されておるわけでございします。それから、財形持家分譲融資の利子補給につきましては、交付金のほか、既存の雇用促進事業団出資金十億円、これは労働保険特会からの出資でございしますが、その運用収入も充てられておるという状況でございします。

なお、公務員等が日本勤労者住宅協会の行う住宅分譲を受けるための事務費に充てるものとしたしまして、雇用促進事業団に対する補助金が四十二万六千円と、これは一般会計で措置されております。

○柄谷道一君 いま御説明があつたわけですけれども、私は、それらの大部分は労働保険特別会計よりの支出、言いかえれば、使用者の負担によつて賄われてゐると、こつて言うべきであらうと、こつて思ふわけであります。一般会計よりの支出といふものは、五億円の出資金の果実運用、その他これは一部の支出でございします。私は西ドイツの例をこゝに引いたわけでございしますけれども、私は、本当に国が勤労者の財産形成促進に努力してゐるというふうにはこの予算からはどうも受けとめられないわけでございします。失礼な言葉でございしますが、経営者の負担といふものにおおきまつて財形促進といふものを図つてゐると極言されてもいたし方ないやうな実態ではないだろうか。もつと、私はさきにプレミアムの問題も申し上げましたけれども、国自体が一般財源でこの財産形成促進といふものについて本腰を入れる、こ

ういふ姿勢が強く求められてゐるのではないかと、こつて思ひますが、大臣いかがでしよう。

○国務大臣(藤井勝志君) この問題、先ほど大蔵省の方からも答弁がありましたわけですが、いわば消極的な言ひですが、取るべきものを取らないで十分見ているといふ、その面で大いにやつてゐるじやないかという、西ドイツとはたてまえが違つたといふ、こつていう出発点がちよつと違つたわけですね。私は、柄谷委員のお考えのように、もともと、党におりました時分、西ドイツの具体的な例なんかを引用しまして相当財政部会あるいは担当の政調会あたりで話をしたんです。ところが、なかなかどうも大蔵省の理論武装の方が固くてこれを突破できなかったといふ、こつていう苦い経験がございします。きょうそんなことをこの場では言うべきではございませうけれども、やはり、いかにして、財形制度の理念といふものを踏まえて、本当に家を持ちたいといふ人間の本能的な、しかも勤労者の期待といふものをもう少しバックアップできるという、ただ消極的な税制面だけでなく、これを支えていくということが目減りの問題も踏まえて検討していくべき問題ではないかと、財政当局の意見もさることながら、やはり国の政治の姿勢として今後検討していただきたいと、こつてこつて思つております。

○柄谷道一君 国務大臣としての努力を期待いたします。

そこで、今度は内容でございしますが、五十二年十一月末現在の実績を見ますと、財形貯蓄は契約勤労者七百四十万人、実施事業所数六十万カ所、貯蓄残高一兆六千億円。これに比べまして、十二月末現在の財形給付額は受益勤労者十八万、実施企業五千四百社、資産高四十五億円でございします。財形持家融資制度は四十八年九月開始といふことでもございしますが、貸付決定件数八百件、貸付決定戸数四千戸、貸付決定金額三百億円にとどまつております。さらに、財形持家個人融資は五十二年に開始されたばかりでございまして、まだ実績が定かでないでございせん。私は、こつてこつた

実績を考えますと、現行制度は貯蓄増強策にとどまっています。勤労者の強い要求である持ち家につきましては融資枠、融資条件、金利、融資の償還期間等勤労者の要求というものをまだ十分に満たしてはいないということをこの実績は物語っているのではないかと、こう思うわけです。いま政府が力を挙げておられます不況克服策にしても、やはり二四％という高い貯蓄性向を、いかにして個人支出に回し、需要を喚起し、それを需給ギャップを埋めていく手段にするか、これが政策の中心としていま議論されているわけでございます。こうした実績を考えますと、私は不況克服策としても現在の財形制度は有効に機能していないという事を物語るのはないか。こういう意味における、これまた私は洗い直しといいますが、改善というものが求められている、このように思うわけです。いかがでしょう。

○政府委員(桑原敬一君) 全く私御指摘のとおりだと思います。財形貯蓄は、非常に高い額で伸びてまいっておりますが、その還元につきましても、はかばかしくないという点について、私どももいろいろな制度の不十分さという点に思いをいたさなきやならぬというふうに考えております。私どもも今回は、そういう面について最重点を置きながら検討し、御提案申したつもりでございす。こういった日本経済の景気浮揚のために、財形融資が持ち家その他で十分活用されることが非常に期待されますし、そのための貸付条件、いろんな面で改善したつもりでございすが、なお、私どももこういった面について、さらに努力をしていきたいと思っております。

○柄谷道一君 私、雇用情勢は依然として厳しいものがあると思ひます。財形持家融資によりまして、住宅を取得した勤労者が失業して財形持家融資の返済が一時的に困難になる、そういう場合が想定されるわけでございす。このような場合に、財形持家融資に係る抵当権を実行すれば、勤労者は職と住宅の双方を失うという結果になります。ただいままでの質問で、政府としても、少な

くとも勤労者が再就職して、財形持家融資の返済の再開が可能となる状況にあると考えられる場合には、財形持家の融資の返済の継続を可能にする措置が講ぜられているという事は、質問に対する答弁で把握をいたしました。しかし、私はこれに加えて、失業によつて財形持家融資の返済能力を一時的に失つた場合には、その返済を一時猶予するという事を検討すべきではないだろうか。大蔵省の銀行局等も各銀行に指導されたと思うのでございすけれども、住宅ローンにつきましても、このような配慮が加えられるべきであるという事で、この検討が進められているとも聞いております。私は、本日にこの公的な財形促進の制度として発足しておりますこの制度については、そういう特段の配慮が加えられてしかるべきである。いま直ちに御回答ができませんけれども、少なくとも前向きに検討するという御答弁はいただきたいと思ひます。いかがです。

○説明員(森英良君) 失業中の財形持家融資の元金につきましても返済猶予の問題でございす。が御承知のように現下の情勢にかなりあつて、本年度におきましては、新規分について勤労者の申し出により、一年間の猶予を認めるということも措置されておるわけでございすが、一般的な制度として、元金償還の猶予を行うことにつきましましては、これは他の住宅融資制度との関連もございすので、それらとの調整を図りながら今後とも検討してまいりたいというふうに考えます。

○柄谷道一君 次に、問題を移しますが、勤労者がその子弟を高校、大学等に入学させた場合には、入学当初はそうでなくても、相当の出費が必要でございす。財形進学融資による貸付金の返済は、当然勤労者に相当の負担となることが予想されます。そこで、まあ金利の点は多くの委員から触れられておりますけれども、直ちにその年から返済を開始しなければならぬというたてまえになつてゐるわけですね。私は勤労者の返済というものの負担というものを緩和する意味においても、私は一定の据置き期間を設ける。これは勤労者が、

希望によりましてその月から開始していいこうという人があれば、それは結構でございすけれども、希望すれば一定の据置き期間を置いて後返済を開始する、こういう制度がとられてしかるべきではないか、こう思ひます。いかがでしょう。

○説明員(森英良君) 財形進学融資の償還期間につきましても、一応五年以内ということではあるわけですが、確かに御指摘のようにな、融資を借りた直後、相当の負担があるわけにございまして、その点を考慮するという必要も確かに考えられますので、他の進学融資とのバランスも考慮しながら、希望者に対しては償還期間内において、一年間の据置き期間を設けることを予定しております。

○柄谷道一君 それは一つの前進であると評価をいたします。金利及び償還期間、据置き期間が果たして一年でいいかどうか、こういう点につきましては、今回は一歩前進でございすから了承いたしますが、さらに継続した御検討をお願いをしておきたい。

私は以上質問してまいりましたけれども、今回の改正は、勤労者財形促進の政策を一步前進させるという意味において評価し、これを了承したいと思ひます。しかし、私がいままで指摘いたしてまいりましたように、割り増し金制度の導入、生産資本への勤労者の参加の促進、税制、財政面における優遇措置の拡大、解雇、再雇用時における現下の雇用情勢を踏まえた特例の検討、融資諸条件の改善、進学融資制度の改善など、今後になお改善、充実を図るべき問題点は多いと思ひます。さらに、時間の制限から触れることはできませんでしたが、物価政策、土地政策という財形の基礎的条件をどう整備していくか。財形法の対象財産をいかに拡大していくか。管理運用に関する労使の参加体制をいかに拡大していくか。さらには、監督官庁の指導強化の問題やら、財形促進制度の周知徹底と手続の簡素化の問題など、私は継続して前向きに取り組んでいかなければならない課題、かつ多くの問題が依然として残されて

いると思うわけでございす。財形促進のため今後どのような方針と決意をもって臨もうとおられるのか、大臣の所見を最後にお伺いいたしまして私の質問を終わります。

○国務大臣(藤井勝志君) ただいまは検討に値する重要な問題の指摘、提起がございました。とりあえずわれわれは、この財形法の改正が実現をいたしましたならば、この実施並びに趣旨の徹底を図っていききたいということと同時に、引き続きいまの御提案になりましたものもろもろの問題につきましましては、財形審議会並びにこれが基本問題懇談会、こういった場において検討をさせていただきます。そして、これが関連する、たとえば大蔵省の問題、あるいは建設省の問題、こういった関係が多岐にわたつておりますから、こういった役所との調整を図つて、これで第一次、第二次と二回目の改正でありますけれども、年を追つて着実に前進をいたしたいと、このように考えております。

○柄谷道一君 終わります。

○下村泰君 ラストバッターでございす。私の前の各先生方がヒットを打つたり、あるいはスクイズをやつたり、あるいはバント戦法をやつたり、全部出尽くしてしまひまして、一打逆転ホームランを打つ以外に私の手はないのですけれども、それはどの資料もございせん。まことに残念なことには私はこういう問題に素人でございす。ただ、素人としての感覚で一つ二つ質問させていただきます。一、お話しなすけれども、いままでも諸先生方があらゆる面から、あらゆる角度からいろいろとお話しになりました。この制度は一体だれのために、何のためにあるのかという一番素朴な疑問は疑問にぶつつかつたんですが、お答えください。

○政府委員(桑原敬一君) 勤労者財産形成法、名のごとく私どもは勤労者の財産形成——勤労者と申しますと、最近では日本の経済の発展に伴つて、賃金の面では諸外国に比べても遜色のないような形にだんだんと向上してまいつておりますけれども、ストックの面で見ますと、やはり非常に

諸外国あるいは他の自営業の方々と比べると、デパート的に見ますと見劣りしているというようにことがございます。そういったことで、勤労者の財産形成というものを勤労者の自己努力を大前提にしながら、国及び事業主の援助というものと相まちながら、そういったストックを持ち、そして生活の安定、いわゆる何と申しますか、社会の安定と、こういうものに寄与したいと、こういう考え方でございます。

○下村泰君 それから、またいまの持ち家のことでもございましてけれども、何か先ほどからずっとお伺いしていると、努力する者にとっては大変ないい制度である。もちろん、世の中に出まして、実社会に飛び込んで、右見て左見て後ろ向いて前を見たらもう家が建つてたと、こんな甘い世の中であるはずがない。そうしますと、この制度はあくまでも努力する者、つまり、国民としての権利を主張するものさる者とながら、国民としての義務を完全に果たす者のみにこの制度が十分に生かされると、こういうふうに感じられるんです。ただ残念なことに、先ほど部長さんですか、おっしゃいましたね、七年たつて何ぼ何ぼで、二百八万が四百二十万円になって、そして家が建つようなお話ししてらっしゃいましたが、もし私がこれを民間放送の電波を通じて、悪口を言うばかりが能くじゃありませんから、いま日本の国ではこれこれ、こういうことを一般の皆さま方にしてくれて、よと、こういうすばらしいこともあるんだと、これは皆さん利用しなきゃ損だ、というふうなことを電波に乗せた場合、先ほどのこういう話をやったら、遠端に放送局の電話のヒューズはぶっ飛びますわ。実際に自分の家を建てようとして努力している人たちの前では、これは絵それと云うね。お認めになりますでしょうか。——うなずいていらつしやるということは、おわかりになってますな、口では言えないでしようけれども。

私が芸能の仕事をやつて、家が満足に建つたのは十八年目ですよ。しかも、ある民間会社を通じてましてね。いろんな会社がございまして。何年掛け

るとこういうふうになりますよと、何年掛けてこれだけの額になりますとあなたは持ち家を建てる権利を取得しました、ここらでそろそろお家を建てなさい。土地がございまして、土地もあつて、この土地の代がのくらしいになりますから、掛金はこのくらいになります。全部めんどろ見てくれま

自民党が政権を担当してる間、気に食わないことはかみついてきました。しかし、全部かみついてきたかというところ、そうじゃないんです。必ず、政府がやっていることではないかと、こういうことがあるんだからこうしなさいとか、あるいは、こういうことをやっていると、さういふことはいま組に上がつてます橋本登美三郎さんがかつて、私の意向で前橋の方にコロニーを建設する運動をしてくださいました。そのときもちゃんと私はおほめいたしました。いまの外務大臣の園田さんが、水俣病を公害病と認めると、おれは断じてやるんだというところをおっしゃったときにも、やはり陰からきんと私は援助さしていただきました。ですから、少なくとも電波なぞを利用して私どもが喜んでお話しのできるような内容にしてい

立場が違つたらばらばらで、いまもここへ来た大蔵省のお役人さん、私はあの方は個人の人間としての血は通つてると思ひますよ、体の中に熱い血がたぎつてると思ひます。答えてることは、よくもまあこれだけ爬虫類みたいな冷たいことが言えるな、と思うぐらい、突き放すような物の言い方ですわね、ちよつと銀行の貸付係みたいな。もっとも、あれでなけりや勤まらねえんだらうと私は思いますけれども。そうでなくして、もうちよつと、先ほど申し上げました血の通う、本当にこの財形制度をやつてよかつた、勤労者が本心に心からよかつた、——もつともまじめな勤労者ですよ、いいかげんな者はだめですよ、これは。そういう人たちが喜べるような、そんな方法を大臣、これから考えていただけますか、ただだけませんか、そのお答えで私は終わりたいと思ひます。

○国務大臣(藤井勝志君) 確かに御指摘の、せっかく勤労者財産形成促進法という、こういう名前、看板にしてはなさか看板倒れで、中身がまだ十分でないこと、御指摘のとおりであります。ただやはり、これで二度目の改正ですけれども、前よりは改善をされておるということ、これはまたお認めいただけたらと思うんであります。これはあくまでも着実に前進をしたいと、後退はしない、そうして、勤労者の財産形成において積極的な政策をとる先進国の具体的例もあるわけですから、それを日本の国になじむようないいところはひとつ積極的に取り入れたら、このように考えるわけでございます。今度出した案が決して胸を張つて誇れるような案ではないということは、担当大臣としても率直に認めざるを得ないと、こ

た。もちろん国会の方には関係のない、朝六時から七時まで。しかし、この朝の六時から七時までという時間帯は、一番の勤労者の時間なんです。聞いてるの、ですから、その方たちに朗報としてお伝えできるような内容にしていだきませんかと、また私は何を言うかわかりませんから、そのおつもりでいていただきたいと思います。(笑聲)

○国務大臣(藤井勝志君) まあ大変大切な問題提起でございましてけれども、なかなかこれが解決には非常に困難な問題が山積をしております。その中でも、いま御指摘のとおり、私は土地問題という、宅地対策という、これが前提であること、御指摘のとおりでありますから、建設省、国土庁、こういったところとも十分連絡プレーをやりまして、そうして実質的に勤労者財産形成の柱である持家住宅制度というのがひとつだんだんに成長していくように努力をいたしたいと、このように思っております。

○下村泰君 日本の大変なところは、おわかりになるんで大変な残念なんですけれども、少なくともひとつ大臣在任中に、その足がかりだけでもきちんとしておいていただきたいと思います。

それから大臣ね、先ほどちよつと大臣のお答えの中にも入つていましたけれども、この、いまの制度でまいますとね、あくまでも土地があつて、さして上物を建てるというぐあいなんです、この制度はあくまでも、これはもうこの住宅ローンに入りまして、必ず一番悩むものはやはり地べたの問題なんです。そして、安けりや安いほど、どんどんどんどんドーナツがふくらんで外へ行く。ちよつと通ひ切れない遠くへ行きや、うんと安いです。ところが、首都圏の中にお勤め先があるとなれば、そうは遠くへも行かれないというふうな条件ですね。そこで、この制度の中になおかつそういうことの、地べたの方も心配してくださるような、いわゆる建設省とか国土庁とかのよく連絡プレーをして、——何か日本という国は、

○委員長(和田静夫君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後四時三十分散会

○下村泰君 何ですか、大変私がお話しをすると余りにも正直過ぎて、後で問題が起きるんじゃないかというふうなお答えだと思ひますけれども、私はいままで三十何年という舞台生活で、

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三〇六六号 昭和五十三年三月十日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道旭川市春光町一〇 木村

敏幸外五十四名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第三〇六七号 昭和五十三年三月十日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願(一通)

請願者 愛知県稲沢市中之庄町辻畑一五

三 桜井孝勝外二十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第三〇六八号 昭和五十三年三月十日受理

福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願

請願者 東京都新宿区新宿一ノ五ノ五

盛次幸一

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第三〇六九号 昭和五十三年三月十日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 川崎市川崎区池上六一 川野き

よ外四名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第三〇七六号 昭和五十三年三月十日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴

場法の一部改正に関する請願(一通)

請願者 広島県佐伯郡大野町二、七三〇ノ

七 佐久間佳子外二十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第三〇七七号 昭和五十三年三月十日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴

場法の一部改正に関する請願

請願者 富山市大泉一区南部四八一 岩

森亜栄子外十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第三〇七八号 昭和五十三年三月十日受理

全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願

請願者 東京都杉並区天沼一ノ九ノ九

遠藤直道外七十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三〇八〇号 昭和五十三年三月十日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額

等に関する請願

請願者 東京都大田区大森西七ノ八ノ二

二ノ三〇三 峰川光雄外八百九十

二名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三〇八八号 昭和五十三年三月十日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市昭和区広路通三ノ七ノ

一 斎藤喜久夫外二十九名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第三〇九六号 昭和五十三年三月十日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 長崎県佐世保市中里町二四九

樋口修外五十三名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第三一〇四号 昭和五十三年三月十日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 福岡県久留米市国分町八軒屋一、

九一〇 橋本ヲシゲ外二百四十九

名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第三一〇九号 昭和五十三年三月十一日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 宮城県仙台市郡山二ノ九ノ二

及川ふさ外二百五十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第三一一〇号 昭和五十三年三月十一日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 山口県岩国市川西一ノ一〇ノ九

佐倉トメ子外二百五十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第三一一一号 昭和五十三年三月十一日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 富山市岩瀬神明町二一〇 山崎

政一外二百五十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第三一二二号 昭和五十三年三月十一日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 山口県光市室積町南町 浅村麻

子外二百九十九名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第三一二三号 昭和五十三年三月十一日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 鹿児島市新屋敷町七ノ二一 緒

方ツネ外二百六十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第三一二四号 昭和五十三年三月十一日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 鹿児島市新屋敷町二五ノ三四

白石みね外二百五十四名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第三一二五号 昭和五十三年三月十一日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 大阪府住吉区万代西四ノ三四

伊賀幸外十四名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第三一二二号 昭和五十三年三月十一日受理

全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願

請願者 東京都北区赤羽西六ノ一〇ノ二

一 漆山一成外千二百二十五名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三一二二号 昭和五十三年三月十一日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴

場法の一部改正に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町妙川寺一、三

五一 田中愛子外二十二名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第三二二三号 昭和五十三年三月十一日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 山口県光市室積西之浜 沖枝フ
ジ子外二百七十四名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第三二二八号 昭和五十三年三月十三日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 宮城県仙台市港道三三三 近
江うめ外二百九十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第三二二三号 昭和五十三年三月十三日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 香川県善通寺市善通寺町六一七
石川文男外二百三十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第三二三四号 昭和五十三年三月十三日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願(一通)

請願者 愛知県稲沢市奥田町立長五三二
九ノ五 吉川順子外二十九名

紹介議員 四山 雅也君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第三二三七号 昭和五十三年三月十三日受理
社会保険・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都大田区東横谷四ノ二ノ一
四社会福祉法人なかよし会なかよし
保育園内 鈴木富佐外九百二十

五名
紹介議員 柏原 ヤス君
この請願の趣旨は、第三二二二号と同じである。

第三二三八号 昭和五十三年三月十三日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴
場法の一部改正に関する請願(一通)

請願者 大阪府交野市南星台三ノ一六ノ
一一 坂本富子外二十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第三二四五号 昭和五十三年三月十三日受理
南九州中核医療センター建設に際し総合腎セ
ンター設置に関する請願

請願者 鹿児島市宇宿町一、一二九 潮崎
孝利外八百二十名

紹介議員 久保 巨君

この度の南九州中核医療センターの建設に際して
は、人工透析療法並びに腎移植術のできる腎セ
ンター部門を設け、ドナカドの配布(腎提供の登
録)、腎移植希望患者の登録、組織適当試験、手術
後の管理、社会復帰の指導など、腎移植に関連し
た一連の問題を円滑に処理する総合腎センターを
建設されたい。

理由
昭和四十九年五月に私たち患者が鹿児島県腎臓病
患者連絡協議会を結成してから四年が経過した
が、昨今の深刻な経済情勢により、患者の生活は
困窮を極めていいる。私たち患者が生きてゆくた
めには、週二・三回、一回五・六時間の人工透析は
欠くことができないが、腎移植術に比べると限界
がある。また、患者の四分の一を占める二十歳代
は社会復帰も思うようにできず、三十歳代、四十
歳代は家族の中心となる人たちが、これらの人々
を含めた五十パーセントの人々が腎移植を希望し
ながらもやむなく人工腎臓に頼っているのが現実
の姿である。

第三二四七号 昭和五十三年三月十三日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 宮城県仙台市八本松一ノ一四ノ
三 相原勇外二百五十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第三二四八号 昭和五十三年三月十三日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 東京都世田谷区上祖師谷一ノ三
五ノ四 宮崎孝子外十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二一〇七号と同じである。

第三二五九号 昭和五十三年三月十三日受理
保育事業振興に関する請願

請願者 高知県高岡郡佐川町高知県保母
会内 生玉まさ子外二千三百二十
六名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三二六二号 昭和五十三年三月十三日受理
福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願
(一通)

請願者 川崎市川崎区塩浜一ノ三ノ九
片山勝義外九名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第三二六五号 昭和五十三年三月十三日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 秋田県横手市前郷一ノ三ノ一四
山下ケイ子外六十八名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

第三二七六号 昭和五十三年三月十四日受理

低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 宮城県仙台市田子寺三五ノ八
塚本俊雄外二百五十四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第三二八一号 昭和五十三年三月十四日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴
場法の一部改正に関する請願(一通)

請願者 大阪府北区西扇町一三大阪YM
CA内 本行清子外二十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第三二八二号 昭和五十三年三月十四日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 秋田市広面柳沢二九ノ一九 立
山正子外九百八十名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三二八四号 昭和五十三年三月十四日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 岡山県勝田郡勝田町勝間田七五
五ノ一二 赤堀幸子外四百四十九
名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三二八九号 昭和五十三年三月十四日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県稲沢市井堀中郷町六七ノ
一 上田久美子外二十九名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第三二九一号 昭和五十三年三月十五日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 愛知県豊川市国府町山の入七九ノ二二 萩原満子外千二百二十九名

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三一九三号 昭和五十三年三月十五日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(二通)
請願者 東京都大田区南千束三ノ三ノ一四 土屋ヨウ子外四千名

紹介議員 矢追 秀彦君
この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三一九四号 昭和五十三年三月十五日受理
奄美大島旧医師介輔の身分喪失に伴う補償措置に関する請願
請願者 鹿児島県名瀬市古田町四ノ三〇 市田忠重

紹介議員 矢追 秀彦君
この請願の趣旨は、第二七六一号と同じである。

第三一九六号 昭和五十三年三月十五日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願
請願者 福井県敦賀市松葉町二ノ二〇四 山本孝外二百五十九名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第三二〇〇号 昭和五十三年三月十五日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 名古屋市中区城木町一ノ七五 篠宮みち子外十四名

紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第三二〇一号 昭和五十三年三月十五日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願(二通)
請願者 名古屋市中区三ノ九四ノ二ノ二

加藤敬子外二十九名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第三二〇二号 昭和五十三年三月十五日受理
全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願
請願者 東京都町田市山崎団地八ノ一〇ノ四〇三 松原孝夫外百七名

紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三二〇三号 昭和五十三年三月十五日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくするため公衆浴場法の一部改正に関する請願(二通)
請願者 福島市森合丹波谷地七ノ一六 本多道子外二十九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四〇三三号と同じである。

第三二〇四号 昭和五十三年三月十五日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくするため公衆浴場法の一部改正に関する請願
請願者 富山県魚津市湯上八一九ノ一 今井梅子外十五名

紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第四〇三三号と同じである。

第三二〇六号 昭和五十三年三月十五日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願(二通)
請願者 福岡市中央区大手門三ノ一二ノ一二 唐沢恵美子外六百名

紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三二一一号 昭和五十三年三月十五日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 富山県下新川郡宇奈月町浦山五七ノ一 中康行外九名

紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

第三二一二号 昭和五十三年三月十五日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願
請願者 佐賀市嘉瀬町中原一、九四四ノ一六 塚原直江外十名

紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三二一三号 昭和五十三年三月十五日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 新潟県長岡市東宮内三、一七六 秋月静江外十九名

紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第二四七六号と同じである。

第三二一四号 昭和五十三年三月十五日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 三重県桑名市新地四三 石原規外二十九名

紹介議員 田代富士男君
この請願の趣旨は、第二二七六号と同じである。

第三二一五号 昭和五十三年三月十五日受理
奄美大島旧医師介輔の身分喪失に伴う補償措置に関する請願
請願者 鹿児島県名瀬市小俣町一ノ一一 市田則

紹介議員 田代富士男君
この請願の趣旨は、第二二七六号と同じである。

第三二一八号 昭和五十三年三月十六日受理
全国全産業一律最低賃金制確立に関する請願(二通)
請願者 大阪市西成区橋三ノ一三ノ二五 多胡正男外七百十九名

紹介議員 市川 正一君

全国全産業一律最低賃金法の制度を確立し、憲法第二十五条の定める健康で文化的な最低生活を保障するため、次の事項の実現を図りたい。
一、全国全産業一律最低賃金法の法制化の要求内容は、労働四団体及び四野党共同提案に基づく内容で確立すること。
二、全国全産業一律最低賃金法の法制化要求について

1 全国全産業一律を基本とし、その上に産業別最低賃金の一般的拘束力の適用を重ねること。

2 最低賃金額を決定する権限をもつ、最低賃金委員会を労使同数及び若干名の中立委員で構成すること。
3 最低賃金額は労働者の生活費を基礎とし、賃金委員会の算出する生計費の上昇、組織労働者の賃金事情の変化に応じてスライドさせること。

4 最低賃金行政実施のため、必要な監督機構を整備し、罰則を設けること。
三、全国全産業一律最低賃金の法制化に当たり
1 最低賃金の決定金額は、憲法第二十五条(健康で文化的生活を営む権利)を十分に満たすものであること。
2 最低賃金金額を基準に総合的社会保障制度を確立すること。

第三二一九号 昭和五十三年三月十六日受理
全国全産業一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 札幌市北区新琴似一一条一六丁 目 鷹架龍弥外六百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第三二一八号と同じである。

第三二二〇号 昭和五十三年三月十六日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願(二通)
請願者 名古屋市中区広路通四ノ五 水野とし子外二十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第三二二二号 昭和五十三年三月十六日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 山口県岩国市南岩国町三ノ一三ノ八 西條キミエ外九百八十七名
紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三二二三号 昭和五十三年三月十六日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(二通)

請願者 東京都練馬区富士見台四ノ二ノ八 石原静枝外二十六名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四〇三三号と同じである。

第三二二八号 昭和五十三年三月十六日受理
療術の制度化阻止及び違法行為取締り強化に関する請願(二通)

請願者 山口県下関市関西町社会福祉法人山口県盲人福祉協会会長 徳永一男外一名
紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第三九八号と同じである。

第三二二九号 昭和五十三年三月十六日受理
療術単独立法阻止に関する請願

請願者 山口県阿武郡須佐町須佐四、九六一ノ一 社団法人山口県鍼灸マツサージ師会長 広石留男
紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第三九八号と同じである。

第三二三〇号 昭和五十三年三月十六日受理
療術の制度化に関する請願(七通)

請願者 富山県高岡市長江八二ノ五 河原為雄外六名
紹介議員 高平 公友君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三二二二二号 昭和五十三年三月十六日受理
療術の制度化に関する請願(八通)

請願者 広島県呉市広町九、九五六 荒森琢三外七名
紹介議員 永野 厳雄君
この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三二二三二号 昭和五十三年三月十六日受理
療術の制度化に関する請願(三通)

請願者 新潟市上木戸七五ノ三 辻井康夫外一名
紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三二二三六号 昭和五十三年三月十六日受理
療術の制度化に関する請願(二通)

請願者 新潟県北蒲原郡中条町平木田一、七〇一 阿部信行外一名
紹介議員 塚田十一郎君
この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三二三八号 昭和五十三年三月十六日受理
療術の制度化に関する請願(十六通)

請願者 東京都世田谷区豪徳寺一ノ四七ノ七 佐藤君外十五名
紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三二四一四号 昭和五十三年三月十六日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中千種区城木町一ノ七五 大宮りつ子外十四名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

請願者 長野県諏訪郡原村一〇、一〇六 宮坂貴夫外百二十九名
紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三二四七号 昭和五十三年三月十六日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県春日井市松新町三ノ三、〇七八 中村彰外十四名
紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第三二四八号 昭和五十三年三月十六日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 長野県上伊那郡辰野町樋口殿内正子外九十五名
紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三二五〇号 昭和五十三年三月十六日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 埼玉県川越市並木一三ノ六〇 村田哲邦外二百四十二名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

三月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案
勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 勤労者の貯蓄に関する措置
第一節 勤労者財産形成貯蓄契約等(第六条―第七条の三)

第二節 勤労者財産形成基金
第一款 通則(第七条の四―第七条の六)
第二款 設立(第七条の七―第七条の十)
第三款 管理(第七条の十一―第七条の十六)

第四款 加入及び脱退(第七条の十七・第七条の十八)
第五款 業務(第七条の十九―第七条の二十三)
第六款 合併等(第七条の二十四・第七条の二十五)

第七款 解散及び清算(第七条の二十六―第七条の二十八)
第八款 雑則(第七条の二十九―第七条の三十一)

第三節 財産形成についての国の助成等(第八条・第八条の二)

第三章 勤労者の持家建設の推進等に関する措置(第九条―第十三条)

第四章 雑則(第十四条―第十九条)
第五章 罰則(第二十―第二十二條)
附則

第二条第三号中「みずから」を「自ら」に改め、同条第四号中「持家の取得」の下に「又は改良」を加える。
第三条中「貯蓄の奨励及び持家の取得」を「財産形成」に改める。

第四条第一項中「第十三条」を「第十条の二」に改め、「持家の取得」の下に「又は改良」を加える。
第二章の章名を次のように改める。

第二章 勤労者の貯蓄に関する措置
第二章中第六条の前に次の節名を付する。
第一節 勤労者財産形成貯蓄契約等
第六条第一号イ中「及び財産形成給付金」勤労者財産形成給付金契約に係る次条第六号に規定す

る給付金をいう。以下この条、第七條の二及び第八條において同じ。」を並びに財産形成給付金及び財産形成基金給付金に改め、同号ハ中「財産形成給付金」の下に「若しくは財産形成基金給付金を加え、同条第二号中「次条を「次条第一項」に改め、同号イ中「及び財産形成給付金を並びに財産形成給付金及び財産形成基金給付金」に改め、同号ト中「財産形成給付金」の下に「若しくは財産形成基金給付金を加え、同条第三号中「次条を「次条第一項」に改め、同号ロ中「住宅」を「持家としての住宅」に改め、同号ハ中「財産形成給付金」の下に「若しくは財産形成基金給付金を加える。

第六條の二の見出しを「(勤労者財産形成給付金契約等)」に改め、同条各号列記以外の部分中「事業主が、その事業場の下に(勤労者財産形成基金の設立に係る事業場以外の事業場に限る。以下この項において同じ。)」を加え、「を除く。以下この条、第七條の二、第八條の二から第十條まで」を「(以下公務員等」という。を除く。以下この項並びに次条、第七條の二、次節、第八條の二に「証券投資信託をいう。以下この条を「証券投資信託をいう。以下この項及び次条第二項に「委託会社をいう。以下この条を「委託会社をいう。以下この項及び次条第二項第五号に「と締結した」を「(以下信託会社等」と総称する。と締結した」に改め、「とする信託」の下に「(政令で定めるものに限る。)」を、「とする生命保険」の下に「(政令で定めるものに限る。)」を、「とする生命共済」の下に「(政令で定めるものに限る。)」を、「とする証券投資信託」の下に「(政令で定めるものに限る。)」を加え、「を含む。以下この条を「を含む。第一号及び第五号並びに同項」に改め、同条第一号中「次号及び第三号において」を「以下」に改め、同条第二号中「この号の下に」並びに次条第二項第二号及び第七條の七第一項を加え、「第九條において同じ」を「以下「勤労者財産形成貯蓄」という」に改め、同条第五号中「以下この条を「次号並びに次条第二項第五号及び第六号」に改め、同条第六号

中「分配を含む。以下この号の下に」及び次条第二項第六号を「金銭を含む。以下この号の下に」及び同項第六号を加え、「最初に信託金、保険料、共済掛金又は証券投資信託の設定のための金銭」を「最初に信託金等」に、「この号において「給付金」を「この号及び次号並びに同項第六号及び第七号において「給付金」に、「この号において「第二回目分以後の給付金」を「この号及び同項第六号において「第二回目分以後の給付金」に、「行われた信託金、使除料、共済掛金又は証券投資信託の設定のための金銭」を「行われた信託金等(当該契約に基づき保険金受取人となつた勤労者に係る生命保険の剰余金に係る保険料又は当該契約に基づき共済金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割戻金に係る共済掛金を含む。)」に改め、同条第七号中「以外の者」を「である信託会社等以外の信託会社等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律において「財産形成給付金」とは、勤労者財産形成給付金契約に係る前項第六号に規定する給付金をいう。

第六條の二の次に次の二条を加える。

(勤労者財産形成基金契約)

第六條の三 この法律において「勤労者財産形成基金契約」とは、第一種勤労者財産形成基金契約及び第二種勤労者財産形成基金契約をいう。

2 この法律において「第一種勤労者財産形成基金契約」とは、勤労者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与するため、信託会社等と締結した当該勤労者を受託者とする信託(政令で定めるものに限る。)、当該勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険(政令で定めるものに限る。)、当該勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済(政令で定めるものに限る。))又は当該勤労者を受託者とする証券投資信託(政令で定めるものに限る。))の設定の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして労働大臣の承認を受けたものをいう。

一 当該契約に基づく信託金等(当該契約に基づき保険金受取人となつた勤労者に係る生命保険の剰余金に係る保険料又は当該契約に基づき共済金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割戻金に係る共済掛金を含む。の払込みは、当該勤労者財産形成基金がその全額について行うものであること。

二 当該契約に基づき信託の受益者等とされる勤労者は、信託金等の払込みを行う日以前一年間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有していた者とする。

三 当該契約に基づく信託金等の払込みは、前号に規定する勤労者一人当たり勤労者財産形成基金の事業年度につき政令で定める額を超えない範囲内において当該勤労者財産形成基金の規約で定める金額により、毎事業年度当該規約で定める時期に行うものであること。

四 当該契約が生命保険に関する契約又は生命共済に関する契約である場合には、当該契約に基づき保険金受取人となつた勤労者に係る生命保険の剰余金又は当該契約に基づき共済金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割戻金は、引き続き当該勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険の保険料又は当該勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済の共済掛金の払込みに充てられること。

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができないものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る投資信託解約金等の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該委託会社が、当該勤労者に代わつて、金融機関又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすることとされていること。

六 当該契約に基づき信託の受益者となつた勤労者に係る信託交付金、当該契約に基づき生

命保険の保険金受取人若しくは生命共済の共済金受取人となつた勤労者に係る生命共済の共済金又は当該契約に基づき証券投資信託の受益証券を取得した勤労者に係る証券投資信託解約金等の支払については、当該契約(当該勤労者財産形成基金が他に第一種勤労者財産形成基金契約を締結している場合には、当該契約又はその第一種勤労者財産形成基金契約)に基づきその構成員である勤労者のために最初に信託金等の払込みが行われた日(当該勤労者に支払われる第二回目分以後の給付金の支払については、政令で定める日。以下この号において「起算日」という。から起算して七年を経過した日(その日前に当該勤労者について政令で定める理由(以下この号において「中途支払理由」という。))が生じた場合には、その中途支払理由が生じた日)において、起算日(第二回目分以後の給付金の場合にあつては、政令で定める日)から、当該七年を経過した日の前日の六月前日(その日前に当該勤労者について中途支払理由が生じた場合には、その中途支払理由が生じた日)までの間に当該契約に基づき当該勤労者のために払込みが行われた信託金等(当該契約に基づき保険金受取人となつた勤労者に係る生命保険の剰余金に係る保険料又は当該契約に基づき共済金受取人となつた勤労者に係る生命共済の共済掛金を含む。))に係る給付金の全額が、一時金として支払われるべきこととされていること。

七 当該契約に基づく給付金の支払は、当該勤労者財産形成基金契約を締結しており、又は締結することとなつた場合において、当該契約の相手方である信託会社等以外の信託会社等又は銀行等を第七條の二十一第一項に規定する支払に関する事務を一括して行う者として指定したときは、その指定した者を通じて行うものであること。

八 その他政令で定める要件

この法律において「第二種勤労者財産形成基金」とは、勤労者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与するため、銀行、信用金庫、労働金庫、農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会をいう）、漁業協同組合連合会（水産業協同組合法昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会をいう。第七條の二十一第二項において同じ。その他の金融機関又は証券会社で、政令で定めるもの（以下「銀行等」という。）と締結した勤労者財産形成基金を預金者とする預貯金の預入又は国債その他の政令で定める有価証券（以下この条及び第七條の二十第一項において「有価証券」という。）の取得者とする有価証券の購入に関する契約で、次の要件を満たすものとして労働大臣の承認を受けたものをいう。

一 当該契約に基づく預貯金の預入又は有価証券の購入に係る金銭（以下「預入金等」という。）の払込みは、当該勤労者財産形成基金がその全額について行うものであること。

二 当該契約に基づく預入金等（当該契約に基づき預入された預貯金若しくは購入された有価証券又はこれに係る利子若しくは収益の分配に係る金銭により引き続き同一の銀行等において預貯金の預入又は有価証券の購入が行われる場合における当該預入又は購入に係る金銭を除く。）の払込みは、当該払込みを行う日以前一年間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有していた勤労者について行うものであり、かつ、当該勤労者一人当たり勤労者財産形成基金の一事業年度につき政令で定める額を超えない範囲内において当該勤労者財産形成基金の規約で定める金額により、毎事業年度、当該規約で定める時期に行うものであること。

三 当該契約に基づき預入された預貯金若しくは購入された有価証券又はこれに係る利子若

しくは収益の分配に係る金銭は、当該勤労者財産形成基金がその構成員である勤労者に対して支払う第五号に規定する給付金に充てられる場合を除き、引き続き同一の銀行等において当該契約に基づく預入金等の払込みに充てられることとされていること。

四 当該契約が有価証券の購入に関する契約である場合には、当該有価証券は、当該勤労者財産形成基金がその構成員である勤労者に対して次号に規定する給付金を支払うこととなるまでの間、当該契約の相手方である銀行等に、当該有価証券の保管の委託をすることとされていること。

五 当該契約に係る預貯金（利子を含む。）の払出し又は有価証券の譲渡若しくは償還に係る金銭（以下「払戻金等」という。）の支払については、当該契約（当該勤労者財産形成基金が他に第二種勤労者財産形成基金契約を締結している場合には、当該契約又はその第二種勤労者財産形成基金契約）に基づきその構成員である勤労者について最初に預入金等（当該契約に基づく預入された預貯金若しくは購入された有価証券又はこれに係る利子若しくは収益の分配に係る金銭により引き続き同一の銀行等において預貯金の預入又は有価証券の購入が行われる場合における当該預入又は購入に係る金銭を除く。）の払込みが行われた日（当該勤労者に支払われる当該契約に係る払戻金等に係る金銭（以下この号において「給付金」という。）で最初に支払われるべきものの以外のもの（以下この号において「第二回目分以後の給付金」という。）に充てらるべき支払については、政令で定める日。以下この号において「起算日」という。）から起算して七年を経過した日（その日前に当該勤労者について政令で定める理由（以下この号において「中途支払理由」という。）が生じた場合には、その中途支払理由が生じた日）において、起算日（第二回目分以後の給付金の場合にあ

つては、政令で定める日）から、当該七年を経過した日の前日の六月前日（その日前に当該勤労者について中途支払理由が生じた場合には、その中途支払理由が生じた日）までの間に当該契約に基づき当該勤労者について払込みが行われた金銭に係る払戻金等に係る金銭の全額が、勤労者財産形成基金によりその構成員である勤労者に対し一時金として支払われる給付金に充てらるべきこととされていること。

六 当該契約に係る払戻金等に係る金銭の支払は、当該勤労者財産形成基金から委託を受けて当該契約の相手方である銀行等（当該勤労者財産形成基金が当該契約の相手方である銀行等以外の信託会社等又は銀行等を第七條の二十一第一項の規定に基づき指定したときは、その指定した者が行うものであること。）

七 その他政令で定める要件

四 勤労者財産形成基金が第一種勤労者財産形成基金契約及び第二種勤労者財産形成基金契約を締結している場合においては、第二項第六号中「当該契約（当該勤労者財産形成基金が他に第一種勤労者財産形成基金契約を締結している場合には、当該契約又はその第一種勤労者財産形成基金契約）に基づきその構成員である勤労者のために最初に信託金等の払込みが行われた日」とあり、及び前項第五号中「当該契約（当該勤労者財産形成基金が他に第二種勤労者財産形成基金契約を締結している場合には、当該契約又はその第二種勤労者財産形成基金契約）に基づきその構成員である勤労者について最初に預入金等（当該契約に基づく預入された預貯金若しくは購入された有価証券又はこれに係る利子若しくは収益の分配に係る金銭により引き続き同一の銀行等において預貯金の預入又は有価証券の購入が行われる場合における当該預入又は購入に係る金銭を除く。）の払込みが行われた日」とあるのは、「当該契約又は当該契約以外の勤労者財産形成基金契約に基づき、最初に、そ

の構成員である勤労者のための信託金等の払込み又は当該勤労者についての預入金等（当該契約に基づく預入された預貯金若しくは購入された有価証券又はこれに係る利子若しくは収益の分配に係る金銭により引き続き同一の銀行等において預貯金の預入又は有価証券の購入が行われる場合における当該預入又は購入に係る金銭を除く。）の払込みが行われた日」とする。（財産形成基金給付金）

第六條の四 この法律において「財産形成基金給付金」とは、第一種財産形成基金給付金及び第二種財産形成基金給付金をいう。

2 この法律において「第一種財産形成基金給付金」とは、第一種勤労者財産形成基金契約に係る第六條の二第一項第六号に規定する給付金をいう。

3 この法律において「第二種財産形成基金給付金」とは、第二種勤労者財産形成基金契約に係る前条第三項第五号に規定する給付金をいう。第七條の二第一項中「第六條の二に規定する信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会又は証券投資信託の委託会社のうち一の会社又は農業協同組合連合会」を「当該勤労者財産形成給付金契約の相手方である信託会社等のうちいずれか一の者に改め、同条第二項中「第六條の二」を「第六條の二第一項に改め、同条第三項中「第六條の二第二号」を「第六條の二第一項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

第七條の三（前二条に定めるもののほか、第六條の二を「第六條の二第一項並びに第六條の三第二項及び第三項」に、「及び勤労者財産形成給付金契約」を「並びに勤労者財産形成給付金契約及び勤労者財産形成基金契約」に改め、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第二節 勤労者財産形成基金

第一款 通則

（基金の目的）
第七條の四 勤労者財産形成基金（以下「基金」という。）は、事業主が提出した金銭について信託

会社等又は銀行等と勤労者財産形成基金契約を締結し、その構成員である勤労者(以下「加入員」という。)に対して財産形成基金給付金が支払われるようにすることにより、加入員の財産形成に寄与することを目的とする。

(組織)

第七条の五 基金は、事業主及びその雇用する勤労者をもつて組織する。

(法人格等)

第七条の六 基金は、法人とする。

2 基金は、その名称中に勤労者財産形成基金という文字を用いなければならない。

3 基金でない者は、その名称中に勤労者財産形成基金という文字を用いてはならない。

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

第二款 設立

(設立の原則)

第七条の七 基金は、一の事業主の全部又は一部の事業場、当該事業場の勤労者財産形成基金給付金契約に基づき信託の受益者等とされている事業場を除く。以下同じ。)について設立することができる。

2 二以上の事業主が政令で定める関係にある場合には、基金は、前項の規定にかかわらず、当該二以上の事業主の全部又は一部の事業場について設立することができる。

(発起等)

第七条の八 基金を設立しようとする事業主(以下この款において「設立発起事業主」という。)は、その設立しようとする事業場について、その設立に際し、当該事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、当該事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合がないときはその勤労者の過半数を代表する者との書面による合意があつたときは、規約を作成し、当該合意に係る事業場の勤労者に対して、当該勤労者のうちから加入員となろうとする者を募集するものとする。

2 前項の合意に係る事業場の勤労者(第六条の二第二項第二号の政令で定める者を除く。)で、前項の規定による募集を開始した日以前一年間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有しているもの(二年間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有しているもののほか、規約により加入員の資格を定めているときは、当該資格を併せ有する者とする。)は、加入員となる旨の申出をすることができ。

(設立の認可等)

第七条の九 設立発起事業主は、前条第二項の申出をした者の数が政令で定める数に達したときは、労働大臣に対し、規約その他労働省令で定める書面を提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 労働大臣は、前項の規定による認可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、設立の認可をしてはならない。

一 設立の手續及び規約の内容が法令の規定に適合していること。

二 規約に偽りの記載がないこと。

三 業務の実施に関する計画が適正なものであること。

四 前号に定めるもののほか、業務の運営が健全に行われ、加入員の財産形成に寄与することが確実であること。

(成立)

第七条の十 基金は、設立の認可を受けた時に成立する。

2 基金が成立したときは、理事長が選任されるまでの間、設立発起事業主(設立発起事業主が二以上あるときは、これらの者において互選された者)が、理事長の職務を行う。この場合において、当該設立発起事業主は、この法律の規定の適用については、理事長とみなす。

第三款 管理

第七条の十一 基金は、規約で、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 基金の構成員である事業主(以下「構成員事業主」という。)の氏名又は名称及び住所並びに基金に係る事業場(以下「設立事業場」という。)の名称及び所在地

四 代議員会に関する事項

五 役員に関する事項

六 加入員の加入及び脱退の手續等に関する事項

七 構成員事業主の提出に関する事項

八 勤労者財産形成基金契約に関する事項

九 第二種財産形成基金給付金の支払等に関する事項

十 財務に関する事項

十一 解散及び清算に関する事項

十二 規約の変更に関する事項

十三 公告の方法

2 基金が、加入員の資格を定めようとする場合には、その資格は、規約で定めなければならない。この場合において、その資格は、特定の者について不当に差別的なものであつてはならない。

3 規約の変更(政令で定める事項に係るものを除く。)は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 基金は、前項の政令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、労働大臣に届け出なければならない。

(公告)

第七条の十二 基金は、政令で定めるところにより、基金の名称、事務所の所在地、役員(の氏名その他政令で定める事項を公告しなければならない)。

(代議員会)

第七条の十三 基金に、代議員会を置く。

2 代議員の定数は、偶数とし、その半数は加入員において互選し、他の半数は加入員のうちから構成員事業主が選定する。

3 代議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 代議員会は、理事長が招集する。代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して代議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求があつた日から二十日以内に代議員会を招集しなければならない。

5 代議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

6 前各項に定めるもののほか、代議員会の招集、議事の手續その他代議員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第七条の十四 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

一 規約の変更

二 収支予算の決定又は変更

三 前二号に掲げるもののほか、規約で定める事項

2 理事長は、代議員会が成立しないとき、又は理事長において代議員会を招集する暇がないと認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で臨時急務を要するものを処分することができる。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 代議員会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(役員)

第七条の十五 基金に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は加入員において互選した代議員において、他の半数は構成員事業主が選定した代議員において、それ

それぞれ互選する。

3 理事のうち一人を理事長とし、理事が互選する。

4 監事は、代議員会において、学識経験を有する者、加入員において互選した代議員及び構成員事業主が選定した代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。

5 役員は、任期は、二年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

6 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

7 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。

第七條の十六 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちからあらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、学識経験を有する者のうちから選任された監事が基金を代表する。

第四款 加入及び脱退

(加入)

第七條の十七 第七條の八第二項の申出に基づき加入員となつた者のほか、設立事業場の勤労者(第六條の二第一項第二号の政令で定める者を除く。)で、次項の規定による加入日以前一年間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有しているもの(一年間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有しているもののほか、規約により加入員の資格を定めているときは、当該資格を併せ有する者とする。)は、当該基金の加入員となることができ

2 基金は、規約において一定の日を加入日とし

て定めるものとし、前項に規定する要件を満たす勤労者は、当該加入日までに加入員となる旨の申出をすることにより、当該加入日において当該基金の加入員となるものとする。

(脱退等)

第七條の十八 加入員は、いつでも、当該基金に対し脱退の申出をすることができる。

2 加入員は、次に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた日の翌日において、当該基金の加入員でなくなるものとする。

一 前項の脱退の申出をしたとき。

二 死亡したとき。

三 設立事業場の勤労者でなくなつたとき(引き続き当該基金の構成員事業主の他の設立事業場の勤労者となつたときを除く。)

四 規約により定められている資格を喪失したとき。

五 第六條の二第一項第二号の政令で定める者に該当することとなつたときその他政令で定める理由に該当することとなつたとき。

第五款 業務

(基金の行う業務)

第七條の十九 基金は、第七條の四の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 勤労者財産形成基金契約の締結を行うこと。

二 第一種勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等(当該第一種勤労者財産形成基金契約が生命保険に関する契約又は生命共済に関する契約である場合には、当該契約に基づき保険金受取人となつた加入員に係る生命保険の剰余金に係る保険料又は当該契約に基づき共済金受取人となつた加入員に係る生命共済の剰余金に係る共済掛金を含む。)の払込み及び第二種勤労者財産形成基金契約に基づく預入金等の払込みを行うこと。

三 加入員に対して第二種財産形成基金給付金の支払を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

(拠出)

第七條の二十 基金が第一種勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等の払込み及び第二種勤労者財産形成基金契約に基づく預入金等(当該契約に基づく預入金若しくは購入されたい有価証券又はこれに係る利子若しくは収益の分配に係る金銭により引き続き同一の銀行等において預貯金の預入又は有価証券の購入が行われる場合における当該預入又は購入に係る金銭を除く。)の払込みに充ててするために必要な金銭は、毎事業年度、その構成員事業主がその全額を拠出するものとする。

2 前項の規定により構成員事業主が拠出した金銭は、返還を受けることができない。

(財産形成基金給付金の一括支払機関の指定等)

第七條の二十一 基金が同一の加入員に関し二以上の勤労者財産形成基金契約を締結する場合に

は、基金は、当該勤労者財産形成基金契約の相手方である信託会社等又は銀行等のうちいずれか一の者を、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行う者として指定しなければならない。

2 農業協同組合法第十條第一項第二号の事業又は同項第八号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合連合会は同条の規定にかかわらず、漁業協同組合連合会は水産業協同組合法第八十七條の規定にかかわらず、それぞれ、前項の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うことができる。

3 第六條の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規約で定める金額は、特定の者について不当に差別的なものであつてはならない。

4 基金は、加入員に係る第二種財産形成基金給付金について、政令で定めるところにより、その支払の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(事務費)

第七條の二十二 基金の業務の執行に要する費用は、その構成員事業主がその全額を負担するものとする。

(事業年度)

第七條の二十三 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 基金の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日(一月一日)から三月三十一日までの間に成立した基金については、その年の三月三十一日に終わるものとする。

第六款 合併等

(合併)

第七條の二十四 二以上の基金は、その構成員事業主が同一である場合又はそれぞれの構成員事業主が第七條の七第二項の政令で定める関係にある場合には、合併することができ

2 基金が合併しようとするときは、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、労働大臣の認可を受けなければならない。

3 合併によつて基金を設立するには、各基金のそれぞれの代議員会において役員又は代議員のうちから選任された設立委員が、共同して、規約を作成し、その他設立に必要な行為をすることともに、互選により設立委員のうち一人を、設立後に理事長が選任されるまでの間、理事長の職務を行うべき者として選任しなければならない。

4 前項の規定により選任された者は、この法律の規定の適用については、理事長とみなす。

5 合併により設立された基金又は合併後存続する基金は、合併により消滅した基金の権利義務を承継する。

(設立事業場の増加)

第七條の二十五 基金は、次の各号に掲げる事業場(他の基金の設立事業場であるものを除く。)について、当該事業場の勤労者の過半数で組織

する労働組合があるときはその労働組合、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者の同意を得、かつ、当該各号に規定する事業主の同意を得て、当該事業場をその設立事業場とすることができ、

一 構成員事業主の事業場で、当該基金の設立事業場でないもの

二 構成員事業主と第七条の七第二項の政令で定める関係にある事業主で、当該基金の構成員事業主でないものの事業場

2 前項の規定により、同項第二号に掲げる事業場が設立事業場となつた場合には、当該事業主は、当該基金の構成員事業主となるものとする。

第七款 解散及び清算

(解散)

第七条の二十六 基金は、次に掲げる理由によつて解散する。

一 代議員会における代議員の定数の四分の三以上の多数による議決

二 業務の継続の不能

三 合併

四 加入員の数が政令で定める数未満となつたこと。

五 設立の認可の取消し

2 基金は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

(清算)

第七条の二十七 清算人は、前条第一号、第二号又は第四号に掲げる理由による解散の場合には、代議員会において選任し、同項第五号に掲げる理由による解散の場合には労働大臣が選任する。

(民法等の準用)

第七条の二十八 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三條並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律

第十四号）第三十五条第二項（解散に係る部分を除く。）、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六条、第三百三十七条並びに第三百三十八条の規定は、基金の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「労働者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第七條の二十七」と読み替へるものとする。

第八款 雑則

(報告等)

第七條の二十九 基金は、労働省令で定めるところにより、その業務についての報告書を労働大臣に提出しなければならない。

2 労働大臣は、この法律を施行するために必要があるとき、基金に対し、その業務に關し必要な報告を求め、又は当該職員に、基金の事務所に立ち入つて関係者に対して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督)

第七條の三十 労働大臣は、前条第二項の規定により、報告を求め、又は質問し、若しくは検査をした場合において、基金の事業の管理若しくは業務の執行が法令、規約若しくは労働大臣の処分違反していると認めるとき、基金の事業の管理若しくは業務の執行が著しく適正でないとき、又は基金の役員がその事業の管理若しくは業務の執行を明らかに怠つておりと認めるときは、期間を定めて、基金又はその役員に対し、その違反の是正又は改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができ、

2 労働大臣は、基金の事業の健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基金に対し、その規約の変更を命ずることができ、

3 基金が前二項の規定による命令に違反したときは、又はその事業の継続が困難であると認めるときは、労働大臣は、当該基金の設立の認可を取り消すことができる。

4 労働大臣は、前項の規定による処分をするときは、当該基金に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面、弁明をすべき日時及び場所並びに当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

(政令への委任)

第七條の三十一 この節に規定するもののほか、基金の設立及び解散その他基金に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 財産形成についての国の助成等

第八條中「財産形成給付金」の下に「若しくは財産形成基金給付金」を加える。

第八條の二の見出しを「（労働者財産形成助成金等）に改め、同条中「労働者財産形成給付金契約」に基づく提出をする中小企業主、その常時雇用する労働者の数が政令で定める数以下である事業主をいう。）に対し、政令で定めるところにより、助成金を支給する業務」を「次の業務」に改め、同条に次の各号を加える。

一 労働者財産形成給付金契約に基づく提出をする中小企業主（その常時雇用する労働者の数が政令で定める数以下である事業主をいう。以下この号において同じ。）又は労働者財産形成基金契約に基づく基金が行う第七條の十九第二号に規定する払込みに充てたために必要な金銭の提出をする中小企業主の事業主に対し、政令で定めるところにより、助成金を支給すること。

二 基金に対し、政令で定めるところにより、奨励金を支給すること。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 労働者の持家建設の推進等に関する措置

第九條第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「又は事業主」を「事業主」に、「に対し」を「又は労働者公務員等を除く。次号を除き、以下次条第一項までにおいて同じ。）の持家としての住宅を建設し、かつ、分譲する業務を行う福利厚生会社に対し」、「締結し、又は締結していた者」を「締結している者又は当該契約を締結していた者」に改め、「及び次号」を削り、「労働者に」の下に「福利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主の雇用する労働者に」を加え、「（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いものの購入を含む。以下同じ。）を」又は購入に、「資金を含む。以下同じ。）を」資金を含むに、「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「労働者」の下に「（労働者財産形成貯蓄契約を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるところに限る。）を」、「資金」の下に「（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「又は事業主団体」を「事業主団体又は労働者の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けの業務を行う福利厚生会社」に改め、「事業主の雇用する労働者に」の下に「福利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主の雇用する労働者に」を加え、「建設のための資金」を「建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金（以下「住宅資金」と総称する。）に、「労働者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る預貯金等の額の二倍」を「労働者財産形成貯蓄の額の三倍」に、「次条及び第十五條」を「次条第一項及び第十五條第三項」に改め、同条第二項中「行なわれない」を「行わない」に改め、同項第一号中「その構成員である」を「その構成

員である事業主、その者が福利厚生会社である場合には当該福利厚生会社に出資するに、「政令」を、「政令」に、「行なっている」を行つて「に」に改め、同項第二号中「その者が」を「福利厚生会社を除くものとし、その者が」に改め、「雇用する事業主の下に」とする。を、「行つた資金の貸付け」の下に「持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く。」を加え、「又は資金の貸付け」を、「又は当該資金の貸付け」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項及び第十六条第五項の福利厚生会社とは、事業主が専らその雇用する勤労者の福祉を増進するため、その持家としての住宅を建設させ、かつ、分譲させる目的又はその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けをさせる目的で出資する法人であつて、労働省令で定めるものをいう。

第十條第一項中「若しくは第二項第一号を」、第二項第一号若しくは第五項に、「に規定する勤労者」を「の政令で定める要件を満たす勤労者に」と改め、同項第二号中「若しくは事業主団体から」を「貸付けに係る資金」を「貸付けに係る住宅資金」に、「住宅金融公庫法第十七条第一項第一号又は沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号に掲げる者に該当するものに限る。」を「又は同号の政令で定める要件を満たす公務員等で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないもの」に改め、「当該事業主又は事業主団体が前条第二項第二号の措置（事業団の行う同条第一項第三号の貸付けに係る措置に限る。）に準ずる措置を講ずる場合に限り」を削り、「当該勤労者」の下に「又は当該公務員等」を加え、「住宅の建設のための資金」を「住宅資金」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」、「同条」を「同条第四項」に、「第二十條」を「第二十條第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 住宅金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫の行

う前項本文の住宅資金の貸付け（持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く。）は、当該貸付けを受ける者に対し、事業主又は事業主団体が前条第二項第二号の措置（事業団の行う同条第一項第三号の貸付けに係る措置に限る。）に準ずる措置を講ずる場合に限り行うものとする。

第十條の次に次の二條を加える。

（事業主の協力等）

第十條の二 事業主は、勤労者の持家の取得又は改良を効果的に推進するため、互いに協力するように努めるものとする。

2 前項の場合において、国及び地方公共団体は、事業主に対し、必要な助言、指導その他の援助を与えるものとする。

（事業団の行う進学融資）

第十條の三 事業団は、雇用促進事業団法第十九条並びに第八條の二及び第九條に規定する業務のほか、次の各号に掲げる者に対し、政令で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる資金を貸し付ける業務を行うことができる。

一 事業主又は事業主団体で、事業主にあつては、その雇用する勤労者（公務員等を除くもの）とし、勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。以下この号において同じ。に、事業主団体にあつては、その構成である事業主の雇用する勤労者に自己又はその親族の進学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものに進学すること）をいう。）のために必要な資金（以下「進学資金」という。）の貸付けを行うもの。

二 勤労者（勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。）の進学資金

第十條の四 第九條第一項の貸付けの下に「若しくは前条の貸付け」を加え、「前条第一項本文」を「第十條第一項本文に改め、「建設」の下に「若しくは購入」を加え、「又は第三項」を「第三項又は

は第四項」に改める。

第十三條を次のように改める。

（特別の法人の借入金に関する特例）

第十三條 特別の法律に基づいて設立された法人で、その設立について定める特別の法律の借入金に関する規定により事業団の行う第九條第一項第一号若しくは第三号又は第十條の三第一号の貸付けを受けることができないもの（当該法人を監督する行政庁の認可又は承認（これらに類する処分を含む。）を受けなければ当該貸付けを受けることができない法人を含む。）は、当該特別の法律の規定にかかわらず、事業団の行う当該貸付けを受けることができる。

2 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第五条第一項の規定は、同法第一条に規定する公庫が前項の規定により受けることができる貸付けに係る借入金については、適用しない。

第十五條第二項中「国家公務員、地方公務員又は公共企業体の職員（勤労者財産形成貯蓄契約を締結し、又は締結してゐる者で、政令で定めるところに限り。以下この条において「公務員等」という。）を「公務員等」に、「及び分譲」を「又は購入及び当該住宅の分譲（第一号において「住宅の分譲」という。）に、「その持家としての住宅の建設のための資金」を「住宅資金」に、「その他」を「公務員等に進学資金を貸し付ける業務その他」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの業務の対象となる公務員等は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

一 住宅の分譲等の業務 勤労者財産形成貯蓄契約を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるところのもの

二 住宅資金の貸付けの業務 第九條第一項第三号の政令で定める要件を満たす者

三 進学資金の貸付けの業務 勤労者財産形成貯蓄を有している者

第十五條第三項中「貸付け」を「住宅資金の貸付

け」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 事業団、住宅金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫並びに共済組合等が住宅の建設若しくは購入又は貸付けに関する業務を行う場合には、組合職員等（国家公務員共済組合法第二百二十五条に規定する組合職員及び同法第二百二十六条第一項に規定する連合会役員、地方公務員等共済組合法第四十一条第一項に規定する組合役員及び同法第四十一条第二項に規定する連合会役員並びに同法第九十五条第一項に規定する団体職員並びに公共企業体職員等共済組合法第十三条に規定する役員以外）の公共企業体使用される者及び組合に使用される者で運営規則の定めるものをいう。）を公務員等とみなして、第九條、第十條、第十條の三及び前二項の規定を適用する。

5 地方公務員等共済組合法第七十四条第一項に規定する地方団体関係団体職員共済組合については、これを共済組合等とみなして、第十一條及び第十二條並びに前三項の規定を適用する。

第十六條第三項中「勤労者財産形成給付金契約」の下に「及び勤労者財産形成基金契約」を加え、「第六條の二」を「第六條の二第一項並びに第六條の三第二項及び第三項に、「同条」を「これらの規定」に改め、同項の次に次の二項を加える。

4 加入員が船員のみである基金については、第二章第二節中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令」とし、加入員が船員及び船員以外の勤労者である基金については、同節中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣及び労働大臣」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令・労働省令」とする。

5 船員に対してのみその業務を行う福利厚生会社については、第九條第三項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とし、船員及び船員以外の勤労者に対してその業務を行う福利厚生会社については、同項中「労働省令」とあるのは「運輸省

令「労働省令」とする。

第十八条第一項から第四項までの規定中「助成金業務を助成金等業務」に改め、同条第五項中「第九條第一項を」第九條第一項の業務について、前各項の規定並びに同法第十九条の二及び第三十七條第一項（同法第十九条の二第一項に係る部分に限る。）の規定は第十九条の三に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 罰則

第二十条 第七條の二十九第二項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

2 基金の代表者又は基金の代理人、使用人その他の従業者が、その基金の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その基金に対しても、同項の罰金刑を科する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした基金の役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により基金が行うものとされた業務以外の業務を行つたとき。

二 第七條の十一第四項の規定に違反して、届出をせず、又は偽りの届出をしたとき。

三 第七條の十二の規定に違反して、公告をせず、又は偽りの公告をしたとき。

四 第七條の二十四第二項の規定に違反して基金の合併をしたとき。

五 第七條の二十八において準用する民法第七十九條第一項の規定による公告をせず、又は偽りの公告をしたとき。

六 第七條の二十八において準用する民法第八十二條第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

七 第七條の二十九第一項の規定に違反して、報告書を提出せず、又は偽りの報告書を提出したとき。

八 第七條の三十第一項の規定による命令に違反したとき。

第二十二條 第七條の六第三項の規定に違反した者（法人その他の団体であるときは、その代表者は、五万円以下の過料に処する。）

附則第二條を次のように改める。

（勤労者財産形成持家融資等に係る暫定措置）

第二條 地方公務員が事業団から第九條第一項第二号の規定により貸付けを受けた資金で日本勤労者住宅協会の建設した住宅の分譲を受ける場合においては、政令で定めるところにより、地方公共団体は、当分の間、当該貸付けに關し必要な措置を講ずることができる。

2 事業団は、雇用促進事業団法第十九條並びに第八條の二、第九條及び第十條の三に規定する業務のほか、当分の間、共済組合等地方公務員等共済組合法第七十四條第一項に規定する地方団体関係団体職員共済組合を含む。以下同じ。）から第十二條の規定により資金を調達することが困難である旨の申出があつたときは、当該共済組合等に対し、第十五條第二項の住宅の建設又は購入及び貸付けに必要な資金を貸し付ける業務を行うことができる。

3 事業団が前項に規定する資金を貸し付ける業務を行う場合には、その業務を第十八條第一項に規定する助成金等業務とみなして、同条第一項から第四項までの規定を適用する。

附則第三條から第九條までを削る。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二條の改正規定、第三條の改正規定、第四條の改正規定、第九條の改正規定、第十條の改正規定、第十條の次に二條を加える改正規定（第十條の二に係る部分に限る。）、第十一條の改正規定、第十三條の改正規定、第十五條の改正規定（進学資金を貸し付ける業務

に係る部分を除く。）、第十六條第三項に二項を加える改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）、及び附則第二條の改正規定並びに附則第三條から第七條までの規定、附則第八條から第十條までの規定（進学資金を貸し付ける事業に係る部分を除く。）、附則第十三條中租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十九條第四項の改正規定及び附則第十四條第一項の規定

公布の日

二 第八條の二の改正規定（勤労者財産形成基金契約に基づき勤労者財産形成基金が行う払込みに充てるために必要な金銭の提出をする中小企業の事業主に対し助成金を支給する部分に限る。）、昭和五十四年四月一日

（名称の使用制限に関する経過措置）

第二條 この法律の施行の際現にその名称中に勤労者財産形成基金という文字を用いている者については、改正後の勤労者財産形成促進法（以下「新法」という。）第七條の六第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（基金の設立準備行為）

第三條 事業主は、昭和五十三年十月一日以前においても、規約の作成、設立の認可の申請その他勤労者財産形成基金の設立に必要な行為をすることが出来る。

（勤労者財産形成持家融資に係る経過措置）

第四條 雇用促進事業団が行う新法第九條第一項第三号の貸付け、住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う新法第十條第一項の貸付け並びに新法第十五條第二項に規定する共済組合等が行う同項の貸付けに係る貸付金額の限度に關しては、新法の規定は、雇用促進事業団、住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫又は同項に規定する共済組合等（以下「事業団等」という。）が新法第九條第一項第三号の改正規定の施行の日以後に受理する貸付けの申込みから適用し、事業団等が同日以前に受理した貸付けの申込みについては、なお従前の例による。

（住宅金融公庫法の一部改正）

第五條 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六條の二第一項中「勤労者に対する」を「勤労者又は同項に規定する公務員等に対する」に改める。

第二十七條の二第一項中「第三項の下に」及び第四項を加え、同条第三項中「借入金」を「長期借入金」に改め、同条に次の二項を加える。

4 公庫は、次条第一項の規定により住宅金融公庫財形住宅債券（以下「財形住宅債券」という。）を発行して資金の調達をしようとする場合において、その発行までの間の資金繰り上必要があるときは、当該財形住宅債券の引受契約が成立し、又はその引受契約の成立の見込みが確実である場合に限り、かつ、発行しようとする当該財形住宅債券の金額の限度内において、当該財形住宅債券の発行により調達する資金の前借りとして、主務大臣の認可を受けて、市中銀行その他民間から短期借入金をすることが出来る。

5 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金に係る財形住宅債券の発行があつたときは、その発行により調達した資金をもつて直ちに償還しなければならない。

第二十七條の三第一項中「住宅金融公庫財形住宅債券（以下「財形住宅債券」という。）を財形住宅債券」に改める。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）

第六條 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「民間からの借入金」を「民間からの長期借入金」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号」に、「の外」を「のほか」に改める。

（労働保険特別会計法の一部改正）

第七條 労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第七條 労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十条中「交付金」の下に「雇用促進事業団への交付金」を加える。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第八条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条の三第一項を次のように改める。

組合及び連合会は、この法律に定める短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業のほか、当分の間、これらの事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一 国家公務員(組合職員及び連合会役員を含む。次号及び第三号において同じ。)で勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するものにその持家として分譲する住宅の建設又は購入及び当該住宅の分譲の事業

二 国家公務員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第二号に掲げる者に該当するものにその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金(当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。)又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業

三 国家公務員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第三号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族の進学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるもの)に進学することをいう。)のために必要な資金を貸し付ける事業

四 前三号に掲げる事業のほか、国家公務員の福祉の増進に資する事業として政令で定める事業

附則第十四条の三第二項中「行なう」を「行

う」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」、「行なう」を「行なう」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第十条(同条第二項の規定を第三十五条第五項において準用する場合を含む。)及び第三十五条第四項の規定は、第一項の規定により行う事業については、適用しない。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第九条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四十条の三第一項を次のように改める。

組合(連合会を含む。第三項において同じ。)又は団体共済組合は、この法律に定める短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業のほか、当分の間、これらの事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一 地方公務員(組合役員及び連合会役員を含む。次号及び第三号において同じ。)又は団体職員で勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するものにその持家として分譲する住宅の建設又は購入及び当該住宅の分譲の事業

二 地方公務員又は団体職員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第二号に掲げる者に該当するものにその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金(当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。)又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業

三 地方公務員又は団体職員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第三号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族の進学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六

号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるもの)に進学することをいう。)

四 前三号に掲げる事業のほか、地方公務員又は団体職員の福祉の増進に資する事業として政令で定める事業

附則第四十条の三第二項中「第十四条の三」を「第十四条の三(第一項第四号を除く。)」に改め、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第八条、第十条、第三十二条及び第八十条の規定は、第一項の規定により行う事業については、適用しない。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第十条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三十六条の二第一項を次のように改める。

組合は、この法律に定める短期給付、長期給付及び福祉事業のほか、当分の間、これらの給付及び事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一 組合員で勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するものにその持家として分譲する住宅の建設又は購入及び当該住宅の分譲の事業

二 組合員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第二号に掲げる者に該当するものにその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金(当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。)又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業

三 組合員で勤労者財産形成促進法第十五条

第二項第三号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族の進学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるもの)に進学することをいう。)

四 前三号に掲げる事業のほか、組合員の福祉の増進に資する事業として政令で定める事業

(所得税法の一部改正)

第十一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項ただし書中「若しくは勤労者財産形成給付契約」を「勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約」に改める。

第七百七十六条第一項第二号中「若しくは勤労者財産形成給付契約」を「勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約」に改める。

第二百二十七条中「及び勤労者財産形成給付契約」を「勤労者財産形成給付契約及び勤労者財産形成基金給付契約」に改める。

別表第一第一号の表中金属鉱業事業団の項の次に次のように加える。

勤労者財産形成基金 (勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号))

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第二項中「若しくは勤労者財産形成給付契約」を「勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約」に改める。

第八十四条第一項中「又は勤労者財産形成給付契約」を「勤労者財産形成給付契約又は勤労

者財産形成基金給付契約」に、「又は生命共済」を、「生命共済、預貯金の受入れ又は有価証券の購入及び当該購入に係る有価証券の保管の受託に、「行なう」を「行う」に改める。

第八十四条第二項中「又は勤労者財産形成給付契約」を、「勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約」に、「行なう」を「行う」に、「各勤労者財産形成給付契約につき、当該各勤労者財産形成給付契約又は各勤労者財産形成基金給付契約につき、これらの」に、「勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約」に改め、同項に次の二号を加える。

四 勤労者財産形成基金給付契約に係る預貯金の受入れの業務を行う内国法人 各勤労者財産形成基金給付契約につき、当該契約に係る預貯金の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

五 勤労者財産形成基金給付契約に係る有価証券の購入及び当該購入に係る有価証券の保管の受託の業務を行う内国法人 各勤労者財産形成基金給付契約につき、当該契約に係る有価証券の価額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第三項中「第三百三十九条第三項」を「第三百三十九条第四項」に、「第三百三十九条第三項」を「第三百三十九条第四項」に、「第六十六条の二（勤労者財産形成給付金契約）」を「第六十六条の二（勤労者財産形成基金給付金契約等）」に改め、「含む」の下に、「以下この項において同じ」を加え、「同条を」同項に、「信託の契約をいう」を「信託の契約をいい、前二項に規定する勤労者財産形成基金給付契約とは、同法第六十六条の三第二項（勤労者財産形成基金給付金契約）に規定する信託、生命保険若しくは生命共済の契約若しくは同項に規定する証券投資信託の設定の委任に関する契約に基づき締結された信託の契約又は同条第三項に規定する預貯金の預入若しくは有価証券の

購入に関する契約をいう」に改める。
別表第二第一号の表中高圧ガス保安協会の項の前に次のように加える。

勤労者財産形成 勤労者財産形成促進法

（租税特別措置法の一部改正）
第十三条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十九條第四項中「同法第十条第一項」を「同法第十条第二項」に改める。

第二十九條の二の見出し中「財産形成給付金」を「財産形成給付金等」に改め、同条中同法第六條の二を「同法第六條の二第一項」に改め、「勤労者財産形成給付金契約」の下に、又は同法第六條の三第二項に規定する第一種勤労者財産形成基金契約若しくは同条第三項に規定する第二種勤労者財産形成基金契約を加え、同条第六條に規定する信託交付金、保険金、共済金又は投資信託解約金等を「同法第六條の二第二項に規定する財産形成給付金又は同法第六條の四第二項に規定する第一種財産形成基金給付金若しくは同条第三項に規定する第二種財産形成基金給付金」に、「財産形成給付金」を「財産形成給付金等」に、「同条」を「同法第六條の二第一項第六号又は同法第六條の三第二項第六号若しくは同条第三項第五号」に、「財産形成給付金の額」を「財産形成給付金等の額」に、「所得税法第二十八條第一項」を「同法第六條の二第一項に規定する信託会社等又は同法第六條の三第二項に規定する銀行等がそれぞれ支払をする所得税法第二十八條第一項」に、「一時所得」を「これらの者がそれぞれ支払をする一時所得」に改める。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
第十四条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第二十九條第四項の規定は、同項に規定する給与所得者等が附則第一条第一号に掲げる日以後に講ぜられる新法第十条第二項に規定する準ずる措置により受ける経済的利益又は当該措置により支払を受ける金額について適用し、当該給与所得者等が同日前に講ぜられた改正前の勤労者財産形成促進法第十条第一項に規定する準ずる措置により受ける経済的利益又は当該措置により支払を受ける金額については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の租税特別措置法第二十九條の二（同条に規定する財産形成給付金に係る部分に限る。）の規定は、同条に規定する勤労者がこの法律の施行の日以後に支払を受ける当該財産形成給付金について適用し、当該勤労者が同日前に支払を受けた改正前の租税特別措置法第二十九條の二に規定する財産形成給付金については、なお従前の例による。

（国税徴収法の一部改正）
第十五条 国税徴収法昭和三十四年法律第四百七十七條の一部を次のように改正する。

第七十七條第一項中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に改める。
（地方税法の一部改正）
第十六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條の三第一項ただし書及び第七十二條の三第一項ただし書中「若しくは勤労者財産形成給付契約」を、「勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約」に改める。
第七十二條の五第一項第四号中「並びに国際交流基金」を「国際交流基金並びに勤労者財産形成基金」に改める。
第二百九十四條の三第一項ただし書中「若しくは勤労者財産形成給付契約」を、「勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約」に改める。

（運輸省設置法の一部改正）
第十七条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十四号の三の二中「勤労者財産形成給付金契約」の下に及び勤労者財産形成基金契約を加え、「行なう」を「行い、並びに加入員が船員である勤労者財産形成基金の設立の認可等を行うこと」に改める。
（労働省設置法の一部改正）
第十八条 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第三十二號の六中「勤労者財産形成給付金契約」の下に及び勤労者財産形成基金契約を加え、同条中第三十二號の十二を第三十二號の十三とし、第三十二號の七から第三十二號の十一までを一號ずつ繰り下げ、第三十二號の六の次に次の一號を加える。
三十二の七 勤労者財産形成促進法に基づいて、勤労者財産形成基金に対し、認可その他監督を行うこと。

第八條第一項第八号中「労働災害防止協会」の下に、「勤労者財産形成基金」を加え、同条第三項中「同項第八号に掲げる事務のうち」の下に「勤労者財産形成基金」を加える。

三月二十九日左の請願は取り下げられた。
一、療術の制度化阻止及び違法行為取締り強化に関する請願（第二〇六〇号）

三月三十一日本委員会に左の案件を付託された。
一、生協の育成強化等に関する請願（第三二五四号）
一、准看護婦制度廃止等に関する請願（第三二五五号）
一、療術の制度化に関する請願（第三二六〇号）（第三二六一号）
一、全国全産業一律最低賃金制確立に関する請願（第三二六二号）
一、個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願（第三二六

(第三三五八号)
全国一律最低賃金制度の法制化等に関する

五号)
医療保険制度改悪反対等に関する請願(第

請願者 岡山県笠岡市尾坂八〇二 佐藤

諸願者 實曰可也 和二年乙未二月

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第三二六五号 昭和五十三年三月十七日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 北九州市八幡東区東山二ノ二ノ

二五 大島康子外百九十九名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三二六六号 昭和五十三年三月十七日受理

全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願

請願者 東京都葛飾区青戸七ノ三二ノ一

四 玉田志づ江外百十名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三二七二号 昭和五十三年三月十七日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 埼玉県川越市砂新田八ノ四

山崎ミ子外三百四十三名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三二七三号 昭和五十三年三月十七日受理

療術の制度化に関する請願(十通)

請願者 東京都世田谷区経堂三ノ六ノ一

六 小林薫

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三二七四号 昭和五十三年三月十七日受理

療術の制度化に関する請願(八通)

請願者 富山清水町三ノ六ノ六 大村

元二外七名

紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三二七七号 昭和五十三年三月十七日受理

療術の制度化に関する請願(六通)

請願者 東京都練馬区土支田二ノ一三ノ

一三 下柳田隆外五名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三三二〇号 昭和五十三年三月十八日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 長野県北安曇郡池田町中鶴二二

一 宮沢良恵外百三十二名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三三二三号 昭和五十三年三月十八日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 福岡県大牟田市宮山町三六 荒

木メイ子外百九十九名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三三二七号 昭和五十三年三月十八日受理

生協の育成強化等に関する請願(二通)

請願者 熊本県水俣市陳内二ノ八ノ五

山岡謙次外三千七百九十八名

紹介議員 園田 清充君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三三二九号 昭和五十三年三月十八日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 東京都田無市西原町三ノ七ノB

四一五 原田康夫外九名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三三三〇号 昭和五十三年三月二十日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 長野県北安曇郡八坂村大平 大

島穀外九十九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三三三二号 昭和五十三年三月二十日受理

療術の制度化に関する請願(十通)

請願者 東京都新宿区中井一ノ七ノ六

原口ヤスコ外九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三三三四号 昭和五十三年三月二十日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 長野県伊那市西春近三、七三三ノ

七 佐久間京子外九十九名

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三三三六号 昭和五十三年三月二十日受理

全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願

請願者 東京都葛飾区東水元一ノ一四ノ

二 山田公子外九十一名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三三三七号 昭和五十三年三月二十日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴

場法の一部改正に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市本鶴沼一ノ一ノ

二七 八木幹夫外十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第三三三三三号 昭和五十三年三月二十日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 長崎県大村市諏訪郷一、二二二

松山潔外九十七名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三三三四号 昭和五十三年三月二十日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願(一通)

請願者 横浜市金沢区六浦町一七二公務

員住宅WB二一 鎌田保男外百六

名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第三三四五号 昭和五十三年三月二十日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 長野県諏訪市立石町一〇、二二〇

山崎好一外四十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三三四八号 昭和五十三年三月二十日受理

療術の制度化に関する請願(九通)

請願者 奈良市中御門町一 辻清士外八

名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三三三九号 昭和五十三年三月二十日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 埼玉県川越市砂新田一ノ一七ノ

七 原米市外五百三十四名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三三五二二号 昭和五十三年三月二十日受理

救急医療・休日夜間診療の法制化に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議

会議長 池田善治

紹介議員 鈴木 省吾君

緊急の危険から国民の生命及び健康を守るため、

救急医療、休日夜間診療の速やかな法制化を図る

よう強く要望する。

理由

近年、脳卒中、心疾患の疾病及び交通事故などに

対応する救急医療、休日夜間診療に対する需要が

著しく増加したことに伴い、国においては「救急医療対策事業実施要綱」により対処している。しかしながら、その対策の内容には、国、県、市町村の分担責任体制が不明確なこと、また施設設備あるいは情報システムの整備、医療従事者の確保に難点があるなど問題点も多く、その結果たらい回しなど深刻な社会問題を提起している。

第三三三六号 昭和五十三年三月二十二日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 東京都国分寺市戸倉四ノ一一ノ一八 高橋きみ子外千五百五十五名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三三五八号 昭和五十三年三月二十日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 岡山市升田一、五五九 浮田猛外六十一名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第三三三六号 昭和五十三年三月二十二日受理
全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願
請願者 東京都調布市染地三ノ一多摩川住宅ロノ七ノ五〇四 今野三起子外七十四名

紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三三六七号 昭和五十三年三月二十二日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 北九州市若松区小石八六二ノ二九 西本泰三外四十九名

紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三三三八号 昭和五十三年三月二十二日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

紹介議員 桑名 義治君

第七部 社会労働委員会会議録第六号 昭和五十三年四月六日【参議院】

請願者 神奈川県南足柄市中沼五二 杉本寿雄外九十四名

紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第三三六九号 昭和五十三年三月二十二日受理
個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願
請願者 京都市伏見区肥後町三六八 長谷川忠美外十四名

紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第三三七〇号 昭和五十三年三月二十二日受理
療術の制度化に関する請願（八通）
請願者 福岡市中央区大名二ノ四〇三二 平子勝利外七名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三三七一号 昭和五十三年三月二十二日受理
療術の制度化に関する請願（三通）
請願者 札幌市豊平区豊平七条七丁目大竹進外二名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三三七二号 昭和五十三年三月二十二日受理
療術の制度化に関する請願（三通）
請願者 札幌市豊平区豊平四七条七丁目岩井寿枝外三名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三三八二号 昭和五十三年三月二十二日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 福岡市中央区高砂一ノ七ノ六 樋口忠孝

紹介議員 桑名 義治君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三三八六号 昭和五十三年三月二十二日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 長崎市桜馬場町 小林ヒロ外百七名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三三八七号 昭和五十三年三月二十二日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 埼玉県志木市中宗岡二ノ九ノ二 藤原三男外五十二名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第三三九八号 昭和五十三年三月二十二日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市浜見台一ノ一四ノ二 北林正二外九十八名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第三三九九号 昭和五十三年三月二十二日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願（二通）
請願者 東京都練馬区上石神井一ノ五六六 浅原武子外二百三名

紹介議員 高杉 迪忠君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第三四〇〇号 昭和五十三年三月二十二日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 山梨県甲府市大手三ノ二ノ九 数野敦子外三十九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三四〇一号 昭和五十三年三月二十二日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 長崎県平戸市野子町宮ノ浦 西八千代外五十九名

紹介議員 高杉 迪忠君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三四〇二号 昭和五十三年三月二十二日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 広島県尾道市向東町一、〇六一ノ一 栗本勉

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三四二二号 昭和五十三年三月二十二日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 山梨県甲府市武田三ノ一四ノ一 飯塚せつ子外六十九名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三四二二号 昭和五十三年三月二十二日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 愛知県半田市有楽町五ノ八七 貝沼昇一外八十三名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第三四三二号 昭和五十三年三月二十二日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 福岡県行橋市稲童二、六五七ノ五 崎山房子外八十九名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三四三九号 昭和五十三年三月二十二日受理
療術の制度化に関する請願
請願者 福岡市中央区唐人町二ノ四ノ一 五 吉田寅雄

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三四四七号 昭和五十三年三月二十二日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 山梨県甲府市飯田四ノ一〇ノ六
山田衣子外七十九名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三四四八号 昭和五十三年三月二十二日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 埼玉県越谷市大里二四八ノ一一
白鳥美佐夫外九十九名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第三四五七号 昭和五十三年三月二十二日受理
元満州開拓青年義勇隊員及び義勇隊開拓団員の処遇改善等に関する請願

請願者 熊本県下益城郡小川町北海道
岡村透

紹介議員 田代由紀男君

一、元満州開拓青年義勇隊員及び義勇隊開拓団員の死没者遺族を軍人・軍属の遺族と同等に取扱うこと。

二、元満州開拓青年義勇隊員及び義勇隊開拓団員を旧軍人・軍属と同等に処遇すること。

三、死亡者、行方不明、未帰還者の調査とその対策に誠意ある措置をとること。

理由

昭和十二年、時の近衛内閣によつて国策として決定された満蒙開拓青少年義勇軍（現地では満州開拓青年義勇隊と称す）は、わずか十五、六歳で父母兄弟と決別し気候風土の激変する大陸に渡つた。

そして、北滿の僻地で言語に絶する困苦欠乏に耐え、荒野を開き、生産に励み、祖国の繁栄と民族の発展に尽くした。特に渡満直後から関東軍の下に入り、ノモンハン事変・関特演・国境紛争事件・匪賊討伐等に動員されたほか、常に軍人同様

に祖国防衛の最前線で戦い、数多くの犠牲者を出し、終戦の混乱時を含めた死亡、行方不明者は一万余となつてゐる。死亡者の遺族並びに辛うじて祖国にたどりついた者については、終戦後三十年を経た今日までその一部を除き全く放置されてお

り、旧軍人並びにその遺族に対する処遇に比べて、極めて不遇と言わざるを得ない。（資料添付）

第三四五八号 昭和五十三年三月二十二日受理
療術の制度化に関する請願

請願者 広島県世羅郡甲山町甲山 宗藤 淑子

紹介議員 永野 巖雄君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三四六四号 昭和五十三年三月二十二日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願（二通）

請願者 富山県金沢市一五〇ノ七 斎藤 義則外四百四十二名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第三四六五号 昭和五十三年三月二十二日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 佐賀県鳥栖市元町一、〇九二ノ四
天本淳子外七十三名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三四六六号 昭和五十三年三月二十二日受理
医療保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 広島県及三郡布野村下布野 青木良恵外二百八十五名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第三四七二号 昭和五十三年三月二十三日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 長野市川中島原一三 丸山美

紗子外九十九名

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三四七四号 昭和五十三年三月二十三日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願（二通）

請願者 愛知県稲沢市中之庄町行灯一八
ノ一八 山下辰雄外二十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第三四七六号 昭和五十三年三月二十三日受理
療術の制度化に関する請願

請願者 富山県高岡市大坪町一ノ五ノ五
伊勢シツ子外七名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三四七七号 昭和五十三年三月二十三日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中区和区滝川町四〇 石原敏子外二十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第三四八〇号 昭和五十三年三月二十三日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都町田市鶴川六ノ九ノ四ノ三〇三 田中茂子外七十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第三四八二号 昭和五十三年三月二十三日受理
低所得者・失業者及び高齢者の福祉改善等に関する請願

請願者 北海道室蘭市港南町一、七二三
中村シマ外二百四十四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第三四八三号 昭和五十三年三月二十三日受理
療術の制度化に関する請願（六通）

請願者 広島市西十日市町二ノ八 上久保登智子外五名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三四八六号 昭和五十三年三月二十三日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 大阪府住吉区荻田町六ノ二八ノ九ノ二四二 石上一夫外六百四十四名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三四九〇号 昭和五十三年三月二十三日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 福岡県田川市魚町一六ノ九 是永佐恵子外六十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三四九六号 昭和五十三年三月二十三日受理
療術の制度化に関する請願（一通）

請願者 山形県西村山郡朝日町宮宿一、二〇七ノ五 村山司外一名

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三四九七号 昭和五十三年三月二十三日受理
療術の制度化に関する請願（一通）

請願者 茨城県猿島郡境町一、五五三 春日道弘外一名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第二七三〇号と同じである。

第三五〇二号 昭和五十三年三月二十三日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 山梨県甲府市和田町二、九六七ノ

九 河西さち子外五十名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三五〇三号 昭和五十三年三月二十三日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 高知市藪野一、一〇五ノ二一 斎藤雅之外九十三名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第三五〇五号 昭和五十三年三月二十三日受理

医療保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県一関市滝沢九鬼裏五四小岩一男外四十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第三五一五号 昭和五十三年三月二十三日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 北九州市若松区古前一ノ二一ノ二五 伊藤智外百四十五名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三五一六号 昭和五十三年三月二十三日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市大見町一ノ一〇 杉原光之外六十五名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第三五一七号 昭和五十三年三月二十三日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区宮坂二ノ二五ノ五 渡辺節夫外九十二名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

四月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、公衆浴場法の一部を改正する法律案(粕谷照美君外九名発議)

公衆浴場法の一部を改正する法律案

公衆浴場法の一部を改正する法律案

公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 営業者は、浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供し、又は異性の客に接触する役務を提供する者に当該役務の提供のために当該個室を使用させてはならない。

第六条第一項中「基」を「基づく」に、「附した条件の遵守」を「付した条件若しくは第三条の二の規定の遵守」に改める。

第七条第一項中「附した」を「付した」に改め、「第三条第一項」の下に「若しくは第三条の二」を加える。

第八条第一号中「第二条第一項」の下に「又は第三条の二」を加える。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に適法に営んでいる改正前の風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)第四条の四第一項に規定する個室付浴場(その施設が改正前の建築基準法昭和二十五年法律第百一十一号の規定に適合しているものに限る。)及び公衆浴場法第一条第二項に規定する浴場の施設として個室を設け、異性の客に接触する役務を提供する者に当該個室を使用させる営業については、この法律の施行の際現に設けられている個室によるものに限る。この法律の施行の日から一年間は、なお従前の例による。

(風俗営業等取締法の一部改正)
3 風俗営業等取締法の一部を次のように改正する。

第四条の四を削り、第四条の五中「刑法を「刑法(明治四十年法律第四十五号)」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条を第四条の四とし、第四条の六を第四条の五とする。

第五条第一項中「第四条の四第四項」を削り、「第四条の五」を「第四条の四」に改める。

第五条の二中「第四条の四第四項の規定により浴場の営業の停止を命じたとき」を削り、「第四条の五」を「第四条の四」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第七条第一項中「第四項」を削り、「第四条の五」を「第四条の四」に、「第四条の六第三項」を「第四条の五第三項」に改め、同条第二項中「又は第四条の四第一項の規定に違反し、若しくは同条第二項の規定に基づく都道府県の条例に違反した者」を削る。

(厚生省設置法の一部改正)
4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三十一号中「旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)」の下に「及び公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)」を加える。

第九条の二第一号中「公衆浴場」を削り、同条第二号中「旅館業法」の下に「及び公衆浴場法」を加える。

(建築基準法の一部改正)
5 建築基準法の一部を次のように改正する。

別表第二中「別表第二 用途地域内の建築物の制限」を「別表第二 用途地域内の建築物の制限(第二十七条、第四十八条、第八十八条関係)」に改め、同表(項)第七号中「風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)第四条の四第一項の個室付浴場(以下この表において「個室付浴場」という。)に係るものを除く。」を削り、同表(項)第一号中「及び(項)第二号から第四号まで」を並びに(項)第二号及び第三号に改め、同表(項)第四号を削り、同表(項)第三号を削り、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三中「別表第三 日影による中高層の建築物の制限」を「別表第三 日影による中高層の建築物の制限(第五十六条、第五十六条の二関係)」に改める。

(罰則に係る経過措置)
6 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる営業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五号中正誤	
パ 少 段 行	誤
五 三 終 行	正
二 一 二	解 撤 業
二 一 七	解 撤 事 業
二 二 八	中 小 企 業 に 対 し
二 三 一	ア ク チ ア リー
二 三 二	ア ク チ ア リー
二 三 三	ア ク チ ア リー
二 三 四	ア ク チ ア リー
二 三 五	ア ク チ ア リー
二 三 六	ア ク チ ア リー
二 三 七	ア ク チ ア リー
二 三 八	ア ク チ ア リー
二 三 九	ア ク チ ア リー
二 四 〇	ア ク チ ア リー
二 四 一	ア ク チ ア リー
二 四 二	ア ク チ ア リー
二 四 三	ア ク チ ア リー
二 四 四	ア ク チ ア リー
二 四 五	ア ク チ ア リー
二 四 六	ア ク チ ア リー
二 四 七	ア ク チ ア リー
二 四 八	ア ク チ ア リー
二 四 九	ア ク チ ア リー
二 五 〇	ア ク チ ア リー
二 五 一	ア ク チ ア リー
二 五 二	ア ク チ ア リー
二 五 三	ア ク チ ア リー
二 五 四	ア ク チ ア リー
二 五 五	ア ク チ ア リー
二 五 六	ア ク チ ア リー
二 五 七	ア ク チ ア リー
二 五 八	ア ク チ ア リー
二 五 九	ア ク チ ア リー
二 六 〇	ア ク チ ア リー
二 六 一	ア ク チ ア リー
二 六 二	ア ク チ ア リー
二 六 三	ア ク チ ア リー
二 六 四	ア ク チ ア リー
二 六 五	ア ク チ ア リー
二 六 六	ア ク チ ア リー
二 六 七	ア ク チ ア リー
二 六 八	ア ク チ ア リー
二 六 九	ア ク チ ア リー
二 七 〇	ア ク チ ア リー
二 七 一	ア ク チ ア リー
二 七 二	ア ク チ ア リー
二 七 三	ア ク チ ア リー
二 七 四	ア ク チ ア リー
二 七 五	ア ク チ ア リー
二 七 六	ア ク チ ア リー
二 七 七	ア ク チ ア リー
二 七 八	ア ク チ ア リー
二 七 九	ア ク チ ア リー
二 八 〇	ア ク チ ア リー
二 八 一	ア ク チ ア リー
二 八 二	ア ク チ ア リー
二 八 三	ア ク チ ア リー
二 八 四	ア ク チ ア リー
二 八 五	ア ク チ ア リー
二 八 六	ア ク チ ア リー
二 八 七	ア ク チ ア リー
二 八 八	ア ク チ ア リー
二 八 九	ア ク チ ア リー
二 九 〇	ア ク チ ア リー
二 九 一	ア ク チ ア リー
二 九 二	ア ク チ ア リー
二 九 三	ア ク チ ア リー
二 九 四	ア ク チ ア リー
二 九 五	ア ク チ ア リー
二 九 六	ア ク チ ア リー
二 九 七	ア ク チ ア リー
二 九 八	ア ク チ ア リー
二 九 九	ア ク チ ア リー
三 〇 〇	ア ク チ ア リー
三 〇 一	ア ク チ ア リー
三 〇 二	ア ク チ ア リー
三 〇 三	ア ク チ ア リー
三 〇 四	ア ク チ ア リー
三 〇 五	ア ク チ ア リー
三 〇 六	ア ク チ ア リー
三 〇 七	ア ク チ ア リー
三 〇 八	ア ク チ ア リー
三 〇 九	ア ク チ ア リー
三 一 〇	ア ク チ ア リー
三 一 一	ア ク チ ア リー
三 一 二	ア ク チ ア リー
三 一 三	ア ク チ ア リー
三 一 四	ア ク チ ア リー
三 一 五	ア ク チ ア リー
三 一 六	ア ク チ ア リー
三 一 七	ア ク チ ア リー
三 一 八	ア ク チ ア リー
三 一 九	ア ク チ ア リー
三 二 〇	ア ク チ ア リー
三 二 一	ア ク チ ア リー
三 二 二	ア ク チ ア リー
三 二 三	ア ク チ ア リー
三 二 四	ア ク チ ア リー
三 二 五	ア ク チ ア リー
三 二 六	ア ク チ ア リー
三 二 七	ア ク チ ア リー
三 二 八	ア ク チ ア リー
三 二 九	ア ク チ ア リー
三 三 〇	ア ク チ ア リー
三 三 一	ア ク チ ア リー
三 三 二	ア ク チ ア リー
三 三 三	ア ク チ ア リー
三 三 四	ア ク チ ア リー
三 三 五	ア ク チ ア リー
三 三 六	ア ク チ ア リー
三 三 七	ア ク チ ア リー
三 三 八	ア ク チ ア リー
三 三 九	ア ク チ ア リー
三 四 〇	ア ク チ ア リー
三 四 一	ア ク チ ア リー
三 四 二	ア ク チ ア リー
三 四 三	ア ク チ ア リー
三 四 四	ア ク チ ア リー
三 四 五	ア ク チ ア リー
三 四 六	ア ク チ ア リー
三 四 七	ア ク チ ア リー
三 四 八	ア ク チ ア リー
三 四 九	ア ク チ ア リー
三 五 〇	ア ク チ ア リー
三 五 一	ア ク チ ア リー
三 五 二	ア ク チ ア リー
三 五 三	ア ク チ ア リー
三 五 四	ア ク チ ア リー
三 五 五	ア ク チ ア リー
三 五 六	ア ク チ ア リー
三 五 七	ア ク チ ア リー
三 五 八	ア ク チ ア リー
三 五 九	ア ク チ ア リー
三 六 〇	ア ク チ ア リー
三 六 一	ア ク チ ア リー
三 六 二	ア ク チ ア リー
三 六 三	ア ク チ ア リー
三 六 四	ア ク チ ア リー
三 六 五	ア ク チ ア リー
三 六 六	ア ク チ ア リー
三 六 七	ア ク チ ア リー
三 六 八	ア ク チ ア リー
三 六 九	ア ク チ ア リー
三 七 〇	ア ク チ ア リー
三 七 一	ア ク チ ア リー
三 七 二	ア ク チ ア リー
三 七 三	ア ク チ ア リー
三 七 四	ア ク チ ア リー
三 七 五	ア ク チ ア リー
三 七 六	ア ク チ ア リー
三 七 七	ア ク チ ア リー
三 七 八	ア ク チ ア リー
三 七 九	ア ク チ ア リー
三 八 〇	ア ク チ ア リー
三 八 一	ア ク チ ア リー
三 八 二	ア ク チ ア リー
三 八 三	ア ク チ ア リー
三 八 四	ア ク チ ア リー
三 八 五	ア ク チ ア リー
三 八 六	ア ク チ ア リー
三 八 七	ア ク チ ア リー
三 八 八	ア ク チ ア リー
三 八 九	ア ク チ ア リー
三 九 〇	ア ク チ ア リー
三 九 一	ア ク チ ア リー
三 九 二	ア ク チ ア リー
三 九 三	ア ク チ ア リー
三 九 四	ア ク チ ア リー
三 九 五	ア ク チ ア リー
三 九 六	ア ク チ ア リー
三 九 七	ア ク チ ア リー
三 九 八	ア ク チ ア リー
三 九 九	ア ク チ ア リー
四 〇 〇	ア ク チ ア リー

昭和五十三年四月二十七日印刷

昭和五十三年四月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局